

第1節 災害対策本部の組織・運営計画

【災害対策本部担当部】 小千谷市災害対策本部

1 計画の方針

地震発生時における円滑な初動体制の確立、災害の拡大防止及び被害の軽減を図り、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するための組織、任務及び職員の配備について定める。

災害対策基本法に基づく、「災害対策本部」は、体系的かつ効果的な対策を図るよう努める。

また、地震発生後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な事業を時系列的に示し、自主防災組織等の地域防災力と連携した活動を実施する。

2 出動体制

市の地域で地震が発生した場合、直ちに次の出動体制をとり、被害状況の把握及び災害応急対策を実施する。

市の震度	出動体制	参集職員	業務内容
4	第1次出動体制	○危機管理課 ○小千谷市消防本部 ○各課長があらかじめ指定した職員	○情報収集活動 ○被害の受付 ○関係機関との連絡・調整
5弱	第2次出動体制	上記のほかに ○各課長等 ○各課長補佐等 ○各課の係長 その他の職員は待機	○情報収集活動 ○被害の受付 ○関係機関との連絡・調整 ○その他必要な応急対策を実施する。
5強以上	第3次出動体制	全職員	小千谷市災害対策本部条例に定める各部がその機構をあげて常時活動する体制とし、本部会議は毎日定時に会議を行い、全職員で災害対策にあたる。

3 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置・廃止基準

(1) 設置基準

市長は、次に掲げる場合は、直ちに災害対策基本法第23条の2に基づき災害対策本部を設置する。

ア 市の地域において震度5強以上の地震が発生したとき。

イ 特に災害対策本部を必要とすると市長が認めたとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として市役所庁舎談話室又は大会議室に設置し、各部の対策は、各部長の所属課等で実施する。ただし、市役所庁舎に甚大な被害が生じ対策本部としての機能が果たせない場合は、消防本部とする。

現地災害対策本部は、災害現場又は災害地区の市有施設又は町内会の集会所等に設置する。

(3) 廃止基準

本部長は、災害応急対策が概ね終了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

(4) 設置又は廃止の通知

小千谷市災害対策本部を設置し又は廃止したときは、市長（本部長）は県知事、防災会議構成機関及びその他の防災関係機関にその旨を通知する。

4 避難所の開設

市長は、災害の状況に応じて、施設管理者、住民等と協働で避難所の開設を行う。避難所に配備する職員は、本部長あるいは現地本部長があらかじめ指示する職員とし、避難者の受入れ、負傷者の救護、避難所の開設、運営及び地区の被害状況の調査を行う。

5 災害対策本部等の運営

災害対策本部及び現地災害対策本部の体制は、小千谷市災害対策本部条例及び小千谷市災害対策本部規程に基づき定める「本部の組織及び事務分掌」による体制とする。

(1) 災害対策本部

市長は、市域において災害対策本部及び現地災害対策本部の設置基準に達した場合、本庁に災害対策本部を設置する。市長を災害対策本部長とし、本部長は全市の統括及び全職員を指揮監督する。

本部長は、本部会議、本部事務局及び各部を設置する。

ア 本部事務局

災害対策本部の運営、本部長の命令・指示伝達を行う本部事務局を設置する。

イ 各部

構成及び事務分掌は、小千谷市災害対策本部規程に定める本部の組織及び事務分掌のとおりとする。

(2) 現地災害対策本部

市長は、災害現場の情報収集伝達等に必要がある場合は、災害現場等に災害対策本部事務を行う現地災害対策本部を設置する。現地本部長は、本部の副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する。

6 指揮命令の順位

(1) 災害対策本部

災害対策を実施する上で、指揮命令権者（本部長：市長）が不在の場合は、次の順位により指揮命令を確立する。

- 第1順位：副市長
- 第2順位：教育長
- 第3順位：総務課長
- 第4順位：総務課長以外の課（局）長（注）

（注）小千谷市長の職務代理に関する規則に定める順序とする。

(2) 緊急時の措置

緊急に災害対策を実施しなければならない場合において、指揮命令権者の指示を受けることができないとき、又はそのいとまがないときは、当該現場における最上席の職員の判断により実施し、事後、指揮命令権者に報告するものとする。

7 大規模地震初動体制

(1) 大規模地震初動体制と一般体制への移行

ア 大規模地震初動体制

震度5強以上の地震が発生したとき、初動期における災害応急対策を実施する体制。地震の発生と同時に著しく多発する応急対策のなかで、人命救助を最優先とし、限られた人員を効率的に配備し、市の組織が一丸となって災害応急対策にあたる体制。

イ 一般体制

震度5強以上の地震が発生したとき、本格的に市の各部が所管業務について災害応急対策を実施する体制。

ウ 本部体制の移行

震度5強以上の地震発生と同時に大規模地震初動体制を敷き、その後は被害状況及び初動期における災害応急対策の進捗状況により、順治、一般体制に移行する。

(2) 大規模地震初動体制における本部体制

ア 各部

構成及び事務分掌は、小千谷市災害対策本部規程に定める本部の組織及び事務分掌のとおりとする。

イ 指定避難所及び基幹避難所

市内の要所に基幹避難所及び指定避難所を開設する。基幹避難所では、当該地区における拠点避難所として、避難者の受入れのほか、救護所を併設し負傷者の救護を実施する。

(3) 職員の配備場所

職員の配備は、原則として次のとおりとする。

災害対策本部員	配備場所
本部長、副本部長、本部員 危機管理部員（本部事務局員） 総務部員 情報財政部員 調達部員	市役所本庁

民生部員 農林部員 建設部員 市民衛生部員 教育部員	
ガス水道部員	ガス水道局庁舎
消防救急部員	消防本部、消防署

(4) 勤務時間内の配備

勤務時間内に地震が発生した場合、災害対策本部の指令の下、各部は直ちに応急対策の実施に入るものとする。

この場合、学校、保育所及び出先機関等においては、児童、生徒、市民等の安全確保及び施設の管理等を要するため、これら出先機関等の職員の出動体制については別に定めるものとする。

(5) 勤務時間外の出動・配備

ア 災害対策指令

勤務時間外に地震が発生した場合、地震の発生をもって職員に災害対策の出動指令が発令されたものとする。

職員は、出動指令の伝達を待たず速やかに配備場所へ出動し、災害応急対策にあたるものとする。

イ 出動基準

勤務時間外における職員の出動は、原則として負傷等による出動不能者を除き、全職員が速やかに出動するものとする。出動が不可能な職員は、所属する部長に出動が不可能な旨を報告するとともに、出動が可能となった時点で速やかに出動するものとする。

(ア) 自主参集基準

電話等が使用不能又は著しく困難なときは、本部からの参集伝達が困難となる。職員は自ら地震被害の情報を収集し、参集についての自主判断をするものとする。

この場合の災害対策本部等への自主参集基準は、概ね次のとおりとする。

- テレビ、ラジオ等を通じて、市地域において、震度5弱以上の地震発生を知ったとき。(ただし、事前に指定された職員は震度4以上とし、応援が必要な場合は、関係課へ連絡を取るものとする。)
- 震度5弱以上と思われるような地震を覚知したが、停電等により情報の入手ができない場合
- 地震が発生し、自宅周辺等で相当な被害を確認した場合

(イ) 出動手段

出動時の交通手段は原則自転車、バイク又は徒歩とする。

(ウ) 出動途上の措置

職員は、出動途上において可能な限り被害状況を調査し、所属する長に報告する。また、要救助者を発見したときは救護措置にあたった後、速やかに出動する。

(エ) 出動時の装備

職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、災害対策に適する装備により出動するものとする。

(6) 職員配備の把握、職員派遣

災害対策本部各部長は、職員の配備状況及び活動状況を把握し、所属職員のみでは災害対応が困難な場合は、災害対策本部総務部長に応援を求める。

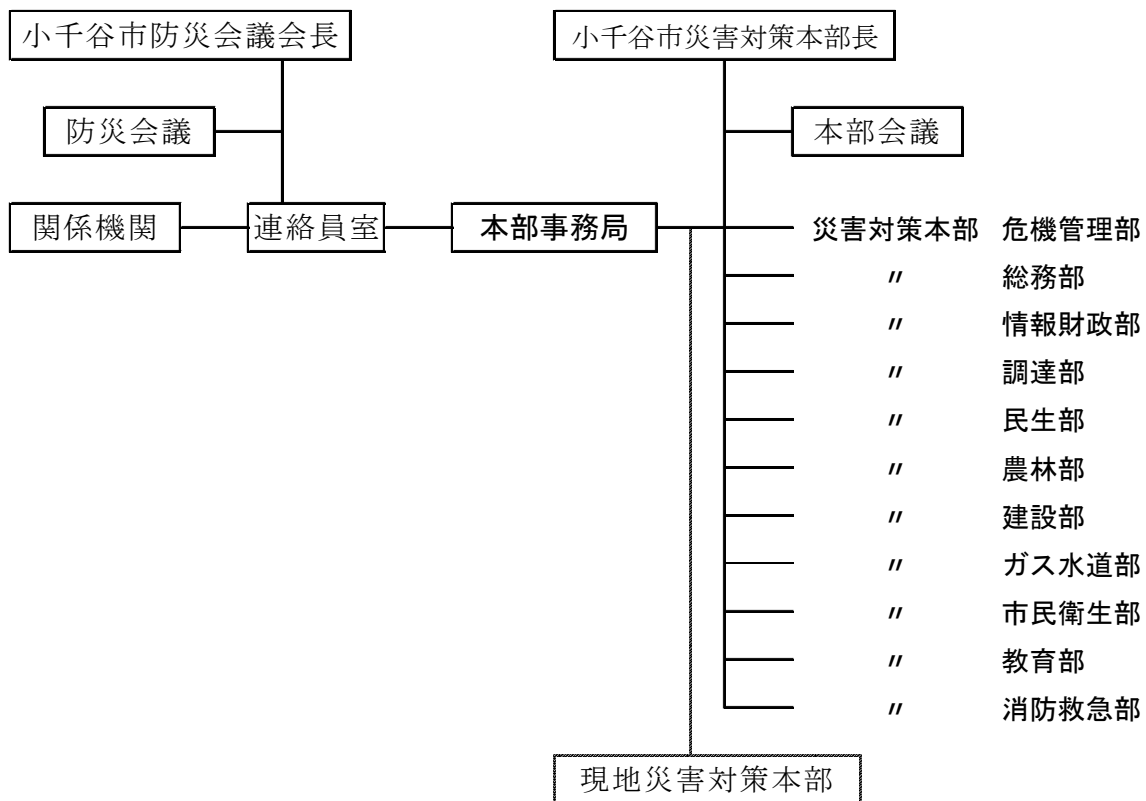
災害対策本部総務部長は、災害の状況及び職員の動員状況等を掌握し、職員の適正配備を行う。

8 小千谷市防災会議連絡員室の設置

市が災害対策本部を設置したときは、小千谷市防災会議は市役所本庁に連絡員室を設置し、関係機関相互の情報伝達を行う。

小千谷市防災会議連絡員室が設置されたときは、関係委員は、その所属機関から職員を派遣し、必要に応じて連絡員室に常駐させる。

(災害対策本部組織系統図)



9 大規模地震発生時の対応スケジュール

(1) 地震発生から1時間以内

- 被災情報の収集
- 初期消火、消火活動
- 危険な建物・場所からの避難

- 建物等の下敷きになった者の救出（地域住民の共助による）
 - 要配慮者の安全確保（地域住民の共助による）
 - 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）
 - 災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
 - 自衛隊等の出動準備要請
 - 通信施設被害の状況確認及び確保
- (2) 地震発生から3時間以内
- 被災情報の収集
 - 県、協定市等への応援要請
 - 自衛隊等の派遣要請、広域応援の要請
 - 避難所の開設（施設の安全確認）
 - 緊急道路の啓開
 - 交通規制の実施
 - 医療救護本部の開設
 - 救護所の設置
 - 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
 - 市社会福祉協議会対策本部の設置
 - ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置
- (3) 地震発生から6時間以内
- 被災情報の収集
 - 災害救助法（条例）の適用
 - 通信途絶地域への仮設通信設備設置
 - 市の被害状況の把握
 - 被災地外からの医療救護班の受入れ
 - 輸送用車両の確保
- (4) 地震発生から12時間以内
- 被災情報の収集
 - 各種施設の被災状況の把握
 - 避難所等への仮設トイレの設置
 - 避難所等への飲料水・食料・生活必需品の輸送
 - 避難所での要配慮者の状況把握
- (5) 地震発生から24時間以内
- 避難所外避難者の状況把握
 - 被災建築物応急危険度判定
 - 災害ボランティアセンターの設置
 - 義援金の受付

10 災害応急対策各業務の実施時期

防災関係機関は、災害応急対策の各業務が相互に深く関連していることを理解し、他の業務との相互連携に留意して効率的な実施を図る。

11 災害時の市役所庁舎における庁舎管理上の対応

(1) 電力の確保

停電発生時に円滑な災害対策を行うことができるように、発電機等の出力の増強及び設置を行い、予備発電の確保を行う。

(2) 燃料の確保

予備電源装置の燃料確保に努める。

(3) 宿直者の対応

休日・夜間に大規模な地震が発生した場合は、身の安全を確保した上で、庁舎の被害状況を確認するとともに、出入口及び通路の確保を行い、迅速な災害対策が行えるようにする。

12 積雪期の対応

積雪期にあつては、雪崩による交通途絶、二次災害の危険性が予想される。職員は本部に参集する場合、雪崩危険箇所等にあつては、特に注意するものとする。

雪崩等により道路等が寸断された場合は、復旧するまでの間、地域の自主防災組織等の活動に参加し、地域の被害状況を収集するとともに、本部への情報伝達にあたる。また、道路等が寸断され、かつ、通信手段が確保できない場合は、地域の被害状況の収集等に当たり、二次災害の危険性が低くなったときに、各自の勤務する施設に参集する。

災害対策本部各部の分掌事務

部の名称	担当事務
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部に関すること。 ・ 災害救助法適用に関すること。 ・ 防災会議及びその他関係防災機関との連絡調整に関すること。 ・ 避難の指示又は解除に関すること。 ・ 情報伝達手段に関すること。 ・ 自衛隊出動要請及び宿舎の設置に関すること。 ・ 緊急消防援助隊の出動要請に関すること。 ・ 被害調査に関すること。 ・ 水防に関すること。 ・ 原子力災害に関すること。 ・ 他班に属さないこと。
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災者の避難に関すること。 ・ 避難所運営の調整に関すること。 ・ 緊急輸送の総合調整及び車両等の確保に関すること。 ・ 職員の動員に関すること。 ・ 健康管理に関すること。 ・ 派遣職員の受入に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産の災害予防及び被害調査に関すること。 ・危機管理班の応援 ・被害認定調査及びり災証明に関すること。 ・市税の臨時措置に関すること。 ・議員との連絡調整に関すること。
情報財政部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報収集、整理及び報告に関すること。 ・予算措置に関すること。 ・災害情報の広報活動に関すること。 ・被害写真に関すること。 ・危機管理班の応援
調達部	<ul style="list-style-type: none"> ・食料及び生活必需品等の調達に関すること。 ・雇用対策及び融資に関すること。 ・商工業者の被害調査に関すること。 ・義援物資の受入れに関すること。 ・義援金の出納に関すること。
民生部	<ul style="list-style-type: none"> ・り災者の救出及び避難に関すること。 ・ボランティアに関すること。 ・避難所の管理運営に関すること。 ・義援金の受入、配分管理に関すること。 ・要配慮者の救出及び避難に関すること。 ・社会福祉施設の災害予防、被害調査及び応急復旧に関すること。 ・救護本部及び救護所の設置に関すること。 ・感染症(伝染病)の予防に関すること。
農林部	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、生活必需品等の運搬に関すること。 ・義援物資の保管及び配送に関すること。 ・農林水産施設の災害予防、被害調査及び対策に関すること。 ・農業者等への融資に関すること。 ・避難所の管理運営に関すること。
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・土木建築関係施設の災害予防、被害調査及び応急復旧に関すること。 ・交通規制等に関すること。 ・緊急輸送路に関すること。 ・障害物の除去に関すること。 ・都市計画施設の災害予防、被害調査及び応急復旧に関すること。 ・仮設住宅の設置及び住宅応急修理に関すること。 ・被災者生活再建支援金に関すること。 ・ヘリポートの設置に関すること。

ガス水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・水道、ガス施設の災害予防、被害調査及び応急復旧に関すること。 ・応急給水に関すること。 ・下水道施設の災害予防、被害調査及び応急復旧に関すること。
市民衛生部	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しに関すること。 ・埋葬及び火葬に関すること。 ・し尿及びごみ処理に関すること。 ・防疫に関すること。 ・仮設トイレに関すること。 ・愛玩動物に関すること。
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設の災害予防、被害調査及び応急復旧に関すること。 ・被災学校の運営に関すること。 ・給食センターでの炊き出しに関すること。 ・避難所の管理運営に関すること。 ・文化財の被害調査に関すること。 ・社会教育、社会体育施設の災害予防、被害調査及び応急復旧に関すること。
消防救急部	<ul style="list-style-type: none"> ・消防に関すること。 ・救急に関すること。 ・新潟県広域消防相互応援協定による応援要請に関すること。

第2節 防災関係機関の相互協力体制

【災害対策本部担当部】 小千谷市災害対策本部

1 計画の方針

○ 基本方針

大規模な災害が発生し、本市単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、民間、自衛隊及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を抑止する。

なお、市は事前に県内市町村、県外自治体等と相互応援協定を締結し、災害時の応援協力体制を構築する。

(1) 各主体の責務

ア 市

(ア) 市は、被災したときは、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。

(イ) 被災市町村から応援を求められたときは、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

(ウ) 他市町村が被災したときは、市は、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。

(エ) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。また、市町村間等の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、その際、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

(オ) 被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

(カ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ市内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

(キ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有するなど連

携に努める。

イ 県

- (ア) 県は、国、公共機関、被災市町村と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な災害応急対策を迅速に実施する。
- (イ) 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、県内市町村に対して被災市町村を応援することを求めるとともに、県と県内市町村のみでは十分な災害応急対策が実施できない場合には、協定や被災市区町村応援職員確保システム等に基づき、速やかに他の都道府県や関係機関等に応援又は職員派遣の要請等を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。
- (ウ) 県は、災害の規模等に照らし、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求する。
- (エ) 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、道路の啓開や応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- (オ) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、近隣県をはじめ、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努め、相互応援体制の強化を図る。
- (カ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。
- (キ) 市町村が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。
- (ク) 県は、市と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する情報収集にあたりるとともに、平常時から連絡体制等の構築、応援職員の活用方法の習熟及び発災時における円滑な活用促進に努める。
- (ケ) 連絡不通時の市への県職員の派遣、大規模災害時における県による自主的応援を含めた支援を行う。

- (コ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有し、災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。
- (サ) 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。
- (シ) 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。
- (ス) 県は、国が情報共有を目的に行う連絡会議等において、県の対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を国等と共有し、必要な調整を行うよう努める。

ウ その他の防災関係機関の責務

- (ア) その他の各防災機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。
- (イ) 国は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。
- (ウ) ライフライン事業者は、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。
- (エ) 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置付けるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。
- (オ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。

(2) 達成目標

災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受入れのための体制を確立する。

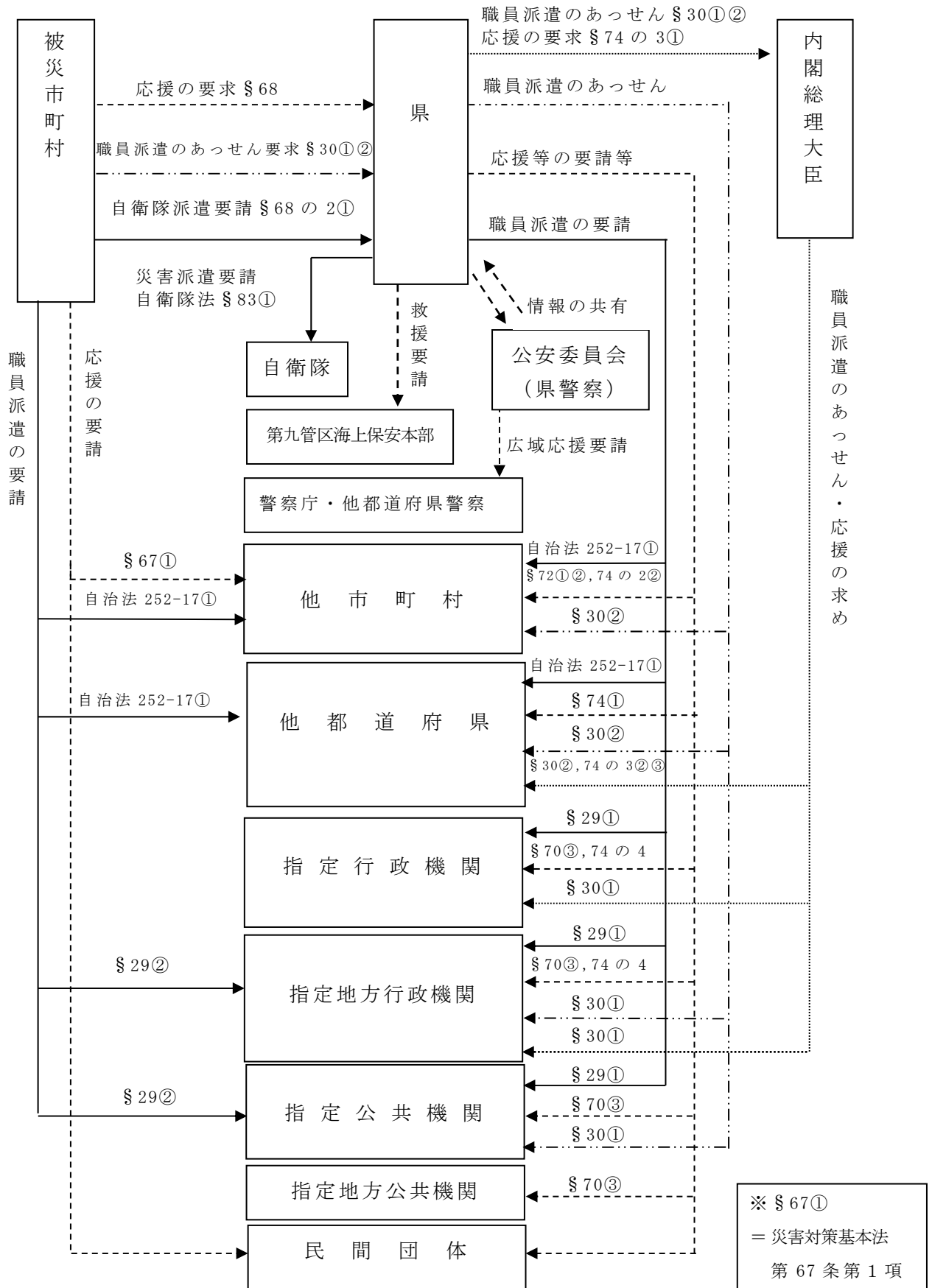
- ア 災害時相互応援に関する協定の締結
- イ 災害時の情報収集及び連絡体制の確立
- ウ 受援計画の整備など応援受入体制の確立
- エ 応援計画の整備など応援体制の確立

(3) 積雪期の対策

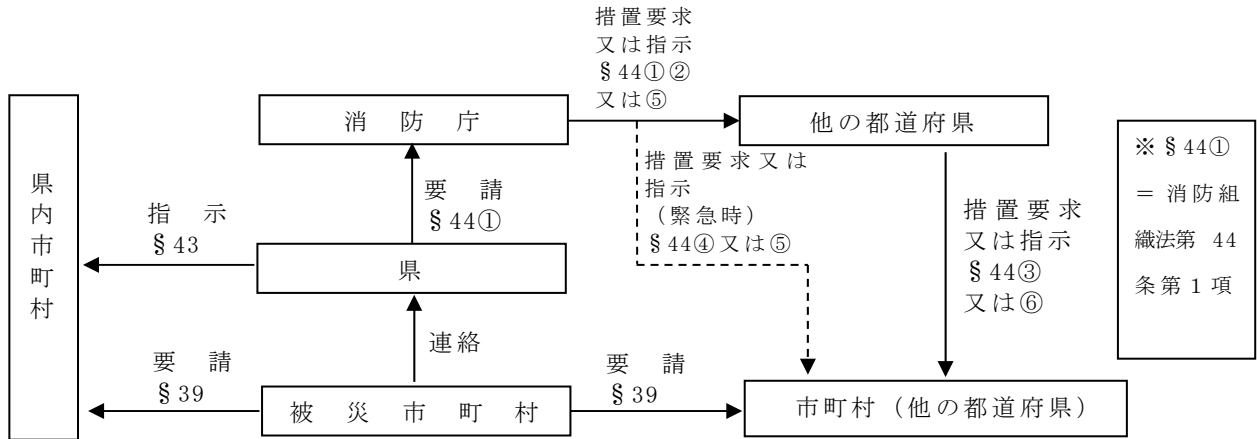
市は、積雪期において災害が発生し応援の要請を行う場合、応援隊の受入れ、活動が円滑に実施されるよう、速やかに除雪等を行い関係する施設及び用地の確保に努める。

2 情報の流れ

【災害対策基本法等に基づく応援要請等】



【消防組織法に基づく応援要請等】



※ §44①
= 消防組
織法第 44
条第 1 項

3 業務の内容

(1) 時系列区分による応援要請

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 人命の救護に必要な応援要請 災害の拡大防止に必要な応援要請 	ア. 救出・搬送用人員、資機材 イ. 医療に関する応援 ウ. 火災の鎮圧及び救助・救急に関する応援 エ. その他状況に応じた応援
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策に必要な応援要請 	ア. 必要物資の供給 イ. 給水等ライフライン応急対策に対する応援 ウ. 遺体保護・防疫などに関する応援 エ. ごみ、し尿処理に関する応援 オ. その他状況に応じた応援
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 復旧対策に必要な応援要請 	ア. 復旧対策に関する応援 イ. その他状況に応じた応援

(2) 市が実施する行政機関に対する主な応援要請の種別

指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関職員の派遣要請	災害対策基本法第29条
県知事	1. 指定地方行政機関職員の派遣 2. 他の地方公共団体職員の派遣あっせん要請 3. 応援の要求及び応急措置の実施要請 4. 職員の派遣要請 5. 自衛隊への派遣要請 6. 消防庁への派遣要請	災害対策基本法30条第1項 災害対策基本法30条第2項 災害対策基本法68条 地方自治法第252条の17 消防組織法第44条
他の市町村長等	1. 応援の要求 2. 職員の派遣要請 3. 災害応援に関する協定に基づく要請	ア. 復旧対策に関する応援 イ. その他状況に応じた応援

(3) 市の行う応援要請

ア 指定地方行政機関に対する要請

(ア) 市長は、応急対策に関する応援等を要請し、応急対策又は災害復旧のための必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

(イ) 指定地方行政機関の長は、職員の派遣要請を受けたときは、その所掌事務に支障のない限り適任と認められる職員を派遣する。

(ウ) 北陸地方整備局

市長は、応急対策又は災害復旧のため、災害対策用機械等が必要と認めるときは、北陸地方整備局に対し、災害対策用機械等の支援を要請する。県を通じてのあっせん要請のほか、直接出先機関に要請することもできる。

〈使用要請事項〉

・使用を要請する理由	・その他必要事項
・使用を必要とする期間	

イ 知事への要請

市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に対し次により応援（あっせんを含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

(ア) 連絡先及び方法

県危機対策課へ防災行政無線、電話、FAXで行う。なお、防災行政無線、電話で要請した場合は、後にFAXで処理する。

(イ) 知事は、市長から応援要請を受けたときは、県の応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力を行う。

ウ 他の市町村に対する要請

(ア) 市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に対し次により応援（あっせんを含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

(イ) 市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法等の規定に基づき他の市町村長に対し応援を要請する。

（○防災協定締結一覧表・・・資料編参照）

エ 「中越大震災ネットワークおぢや」の活用

新潟県中越大震災における災害対応を契機として平成17年に設立した「中越大震災ネットワークおぢや」（事務局：小千谷市・常葉大学）により、災害発生時における被災市町村の災害対応業務支援のための情報提供と、経験職員等派遣の調整を行う。

（ネットワークおぢや会員名簿・・・資料編参照）

(4) 県の行う応援要請

県は、市からの応援要請があったとき、又は必要と認めるときは、県地域防災計画の定めに基づき必要な措置を行う。

ア 他の市町村への応援の指示等

イ 他の都道府県等への応援の要請

ウ 指定行政機関等への応急措置の実施要請

エ 指定行政機関等への応援の要求等

- オ 第九管区海上保安本部への支援要請
- カ 民間団体への応援要請
- キ 自衛隊に対する災害派遣要請
- ク 消防の広域応援の要請

(5) 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

- ア 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認めるときは、知事、市長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急対策の実施を要請し、又は指示することができる。
- イ 知事、市長及び指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、要請があったとき、所掌する応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について応急対策を実施する。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

- ア 指定公共機関又は指定地方公共機関は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認めるときは、指定行政機関の長に対し、応援を求めることができる。
- イ 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められたときは、所掌する応急対策との調整を図り、可能な限りこれに応じる。

(7) 消防機関に対する応援要請

市の消防力で対処することが困難と予測される救助・救急事故及び火災が発生したとき、消防組織法第44条に基づく応援要請を行い、人命の救護及び火災の鎮圧に万全を期する。応援要請の手順は次のとおりとする。

ア 救助・救急及び火災等の応援要請

要請順位	応援協定名称等	要請種別	要請先	応援出動消防機関
第一順位	新潟県広域消防相互応援協定	第一要請	○長岡市消防本部 TEL0258-36-0119 FAX0258-36-8320	中越地域の消防本部
		第二要請	○長岡市消防本部 ○新潟市消防局 TEL025-223-3191 FAX025-223-3174 ○上越地域消防局 TEL025-525-1199 FAX025-523-8225	中越地域の消防本部、上越又は下越地域の消防本部
		第三要請	○長岡市消防本部 ○新潟市消防局 ○上越地域消防局 ○佐渡市消防本部 TEL0259-52-3941 FAX0259-52-5651	県下全域の消防本部

第二順位	緊急消防援助隊要綱	消防庁長官 (県危機対策課) TEL025-285-5511 TEL(夜)025-280-5511 (警備室) FAX025-281-2979	消防庁に登録、 又は報告してあ る全国の救助、 救急及び消火部 隊等
------	-----------	---	--

イ 消防防災ヘリコプターの応援要請

応援協定名称等	要請種別	要請先	応援出動消防機関
新潟県消防防災ヘリコプター応援協定	(1)調査 情報収集等	県消防防災航空隊 TEL025-270-0263、0395 FAX025-270-0265	
	(2)火災(消火)		
広域航空消防応援実施要綱	(3)救助 (4)救急 (5)救援物資、人員等の搬送	消防庁長官(県危機対策課) TEL025-280-5511 TEL(夜)025-280-5511(警備室) FAX025-281-2979	消防防災航空隊を有する県及び政令指定都市の消防機関等

(8) 受入体制

市は、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受入れ及びそれらの部隊が滞在し災害活動を実施するために必要な物資の供給体制等について事前に定めておくとともに、応援要請を行うと同時に関連施設等の確保を行う。

ア 情報の収集・伝達・交換

応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県、市に通報するほか、必要な情報交換を行う。

イ 受入体制の確立

国、関係都道府県、市との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など受入体制を確立する。

ウ 応援隊事務室の設置

市は、応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い、災害対策を迅速に実施するため、次により事務室を設置する。

応援部隊		事務室設置場所
市		災害対策本部
消防機関		消防本部
自衛隊	統括本部	災害対策本部
	前線本部	災害対策本部

エ 宿泊場所の確保

(ア) 避難所として指定されていない公共施設

(イ) 自衛隊については宿営を原則とし、宿营地は白山運動公園及び市役所周辺の市管理用地とする。また、必要に応じ宿泊施設を確保する。

(ウ) 被災状況、応援隊の規模等により市で確保することができない場合は、近隣市町に依頼し確保する。

オ 車両集結場所

(ア) 宿泊場所に隣接したグラウンド、空地及び駐車場とする。

(イ) 不足の場合は状況に応じ、直近の公共用地、民間の駐車場の借り上げにより確保する。

カ 燃料確保及び供給

(ア) 災害応援車両への燃料の供給は、原則として新潟県石油商業協同組合の協力を得て給油場所を指定し供給する。

(イ) 被災状況等により、確保、供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

キ 食料の供給及び炊事施設の確保

(ア) 自衛隊及び緊急消防援助隊は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結する。

(イ) 他市町村、消防機関等（緊急消防援助隊を除く。）の災害応援隊に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市で行うが、災害の規模及び被災の状況等により応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。

第3節 災害時の通信確保

【災害対策本部担当部】 ○情報財政部、危機管理部、総務部、消防救急部

1 計画の方針

○ 基本方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集手段の確保が重要である。防災関係各機関は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)など各種通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

(1) 各主体の責務

ア 市民・企業等

地震発生直後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難に当たっては、緊急告知ラジオ、緊急情報メール等の情報を確認するとともに、非常用持出袋などを準備する。

イ 市

(ア) 防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、代替通信手段を確保する。

(イ) 自力で通信手段を確保できない場合は、県及び防災関係機関、通信事業者等に支援を要請する。

ウ 県

(ア) 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

(イ) 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、市で利用する通信手段の確保を支援する。

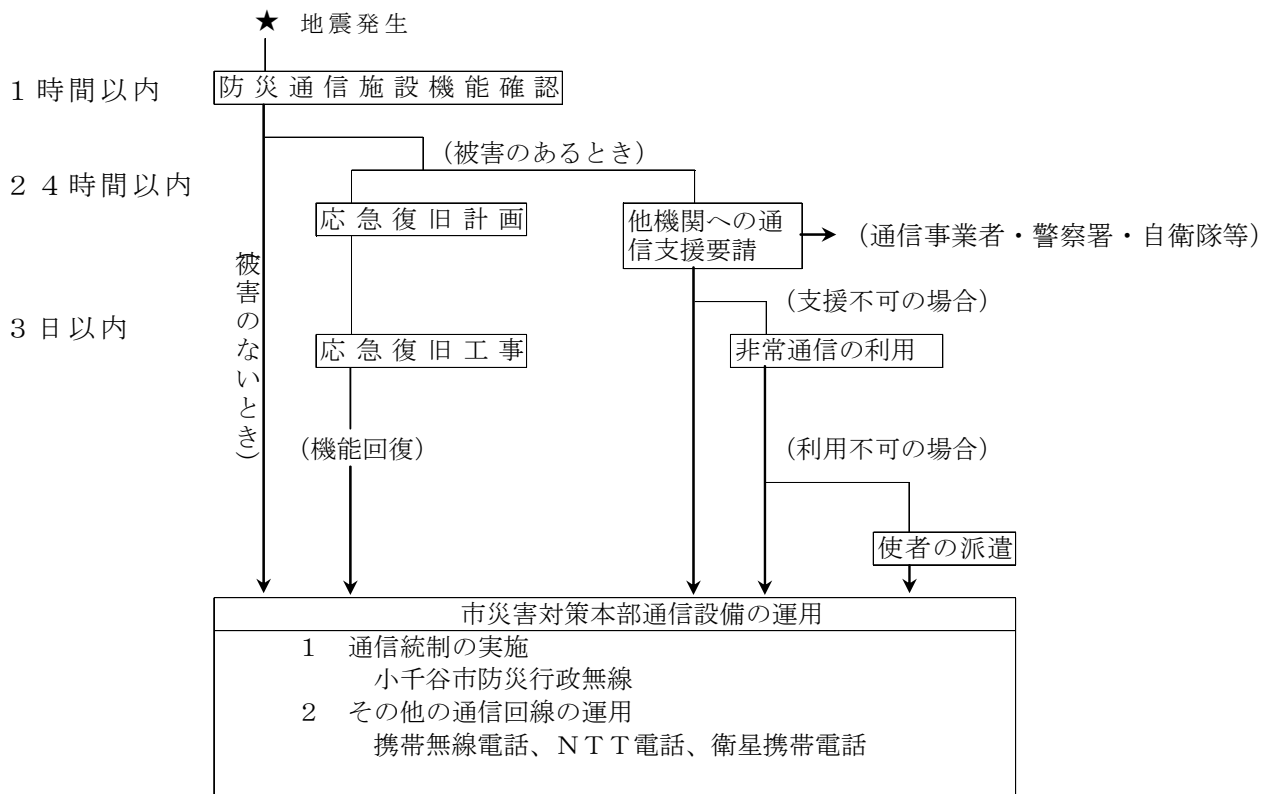
(ウ) 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段を確保する。

エ 防災関係機関、通信事業者等の責務

県、市から要請があった場合は、通信の確保に協力する。

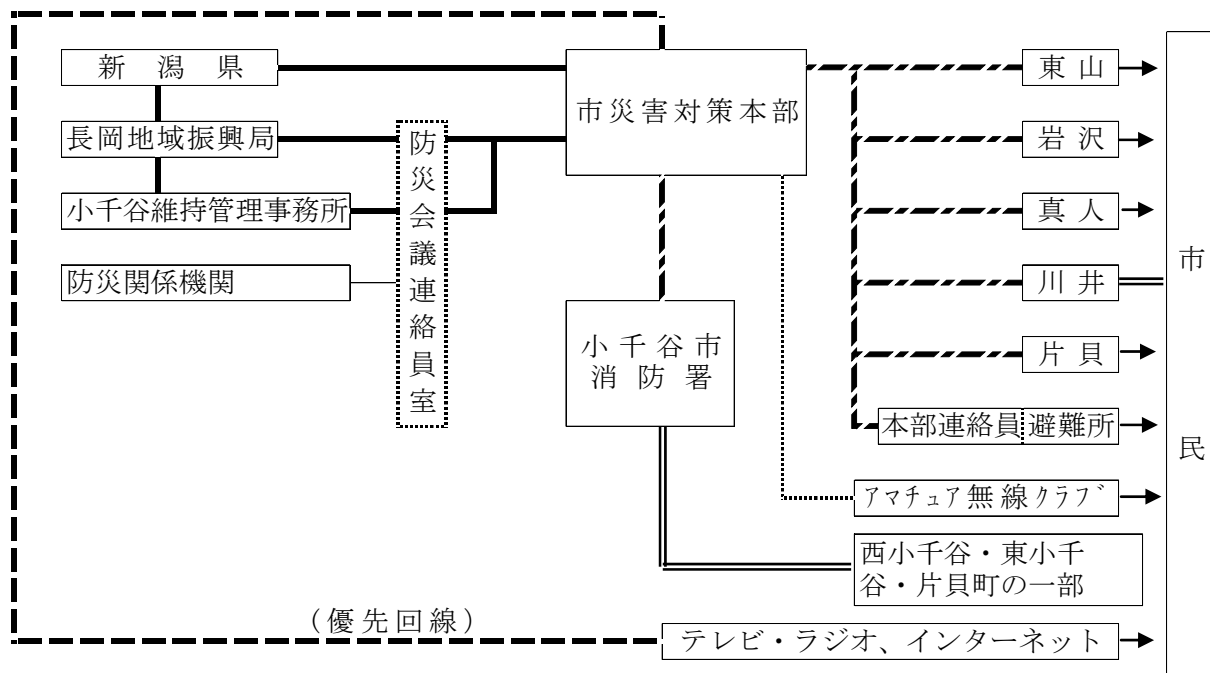
通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

2 防災通信施設応急対策フロー図



3 通信体系

有線電話施設が、使用不能及び著しく使用が困難な場合における、通信施設の運用については次のとおりとする。



—— 県情報通信ネットワーク ——— 市行政無線・衛星携帯電話 (片貝支所は除く)

..... アマチュア無線 = 同報有線施設 ——— その他

4 災害時の通信連絡

県、市及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として小千谷市防災行政無線、県防災行政無線又は公衆回線（加入電話）で行うものとする。加入電話は、局地的あるいは全面的に途絶する場合は想定されるため、あらかじめNTT東日本へ申し入れ、承諾を得ている災害時優先電話を利用する。

（○災害時優先電話一覧表・・・・・・・・・・資料編参照）

（○新潟県防災行政無線・・・・・・・・・・資料編参照）

5 小千谷市防災行政無線

(1) 通信統制

災害時等において情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、小千谷市防災行政無線の通信回線を確保する必要があるときは、危機管理課長（通信管理者）は、次により通信統制を実施する。

ア 回線統制

全回線又は任意の回線について発着信を統制し、一斉通報を行う。

イ 通話統制

任意の通話中回線に緊急割込み分割通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。なお、運用上の細部については、「小千谷市防災行政無線運用管理規程」の定めるところによる。

（○小千谷市防災行政無線運用管理規程・・・・・・・・・・資料編参照）

(2) 移動系無線の利用

小千谷市防災行政無線の陸上移動局（携帯型）及び消防車載無線電話は、災害現場の情報収集を行うとともに、基地局（固定系）の機能障害が生じた場合は、応急対策用無線機として利用する。

6 他機関の通信設備の優先利用等

災害に関する通知、要請、伝達及び災害が発生した場合の応急措置に必要な通信のため、緊急を要する場合において特別の必要があると認めるときは、電気通信事業法第8条第2項により市は、有線電気通信法に掲げるものが設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができるものとする。

使用することができる主な通信設備

・警察通信設備　・電力通信設備　・消防通信設備

7 非常通信の利用

県、市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が使用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに災害応急対策等のため必要と認めるときは、非常通信を利用する。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関

するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上行う。

(○非常通信を依頼できる無線局一覧表・・・・・・・・資料編参照)

8 その他の通信の利用

(1) 防災相互通信用無線の利用

災害が発生した場合に防災活動にあたる防災関係機関が、防災活動を円滑に進めるため全国共通の150MHz帯及び400MHz帯の専用波を用いて被害や活動の状況を相互に通信するために、防災関係機関、地方公共団体、地域防災関係機関に設置されている。

なお、運用上の細部については、「新潟県内防災相互通信用無線局運営要領」の定めるところによる。

(○防災相互通信用無線・・・・・・・・資料編参照)

(2) 移動式通信設備の使用

災害時において、携帯電話、衛星携帯電話、業務用無線(MCA)、PHS等の移動式通信設備を使用し、緊急時や災害復旧活動における通信手段として有効に活用する。

(3) アマチュア無線の活用

災害時においては、ボランティアのアマチュア無線により、安否情報、救援物資の輸送情報、生活情報等の収集・伝達など、被災地及び避難所等における身近な連絡手段として有効に活用する。

(○小千谷アマチュア無線クラブ会員名簿・・・・・・・・資料編参照)

(○アマチュア無線による災害情報の提供に関する協定・・・・・・・・資料編参照)

(4) 消防団無線の活用

市内各地域の消防団車両に配備されている無線を、非常用の連絡手段として活用する。

9 放送施設の活用

有線電話の有効活用が図られない場合、市は速やかに県を通じ、テレビ、ラジオの放送機関に、災害に関する情報、応急対策上必要な伝達事項等放送を依頼する。

10 すべての通信が途絶した場合

すべての有線及び無線電話が途絶した場合は、使者を派遣して行う。

11 小千谷市防災行政無線の応急復旧体制

通信施設が被災した場合は、被災状況を直ちに把握し、障害の早期復旧に努め、的確な臨機の措置を行い、防災関係機関・施設相互の通信回路の確保にあたる。

(1) 通信設備の機能確認

通信設備の疎通状況及び機能確認を行う。

(2) 災害時の組織体制

応急復旧業務を行うため、夜間休日等の非常通信体制をあらかじめ定めておく。

(3) 設備復旧体制の確立

応急復旧措置について、保守点検業者とあらかじめ定めておく。

第4節 被災状況等収集伝達計画

【災害対策本部担当部】 ○情報財政部、危機管理部、総務部、消防救急部

1 計画の方針

○ 基本方針

災害情報の収集・伝達・共有は災害対応の要であることから、市及び関係機関は、災害発生後速やかに被災情報の収集活動を開始する。市は、関係機関と密接な連携のもと、収集した情報を集約し、的確な応急対策活動を開始するとともに、防災関係機関及び被災地住民等に、情報を伝達する。

防災関係機関及び被災地内外の住民は、市の伝達する情報や地理情報システム（GIS）などを活用して被災情報を的確に把握し、避難又は応急対策活動の実施に努める。

(1) 各主体の役割

ア 市民・企業等

地震発生直後において、情報が錯綜することから自らの置かれた状況を冷静に判断するために、避難に当たっては、緊急告知ラジオ、緊急情報メール等の情報を確認するとともに、非常用持出袋などを準備する。

イ 市、消防機関

地震発生直後の被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集に当たっては、消防団、自主防災組織、地区振興会、町内会等、防災関係機関等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。

なお、県内震度4以上の地震等が発生した場合、被害の第一報を防災局へ報告する。また、県内震度5弱以上の地震等が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局（消防課・危機対策課）へ報告する。

ウ 県

(ア) 震度4以上の地震が発生した場合には、小千谷市消防本部、県地域機関及び警察本部等を通じて被害情報を収集するとともに、市、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を市に派遣する。

(イ) 天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像伝送を含む。）等により被災地情報を収集する。また、必要に応じて自衛隊、国土交通省北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、人工衛星等による情報収集を依頼する。

(ウ) 北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路(株)等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、市に提供する。

(エ) 危機管理センターを上記の情報収集・提供を行う拠点とし、情報収集伝達体制を確立する。

(オ) 県は、収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こ

すとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理情報（GIS・GPS）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

(カ) 被災市町村から県への被害状況の報告ができない場合、県は、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。

(キ) 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市町村、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。

エ 警察本部

(ア) 地震発生時には、通信指令課を中心に駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター等により直ちに情報収集に当たり、通信指令課による一元的な情報収集体制を確立する。

(イ) ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ交通機動隊のトライアル班を編成し、被災地の情報を収集する。

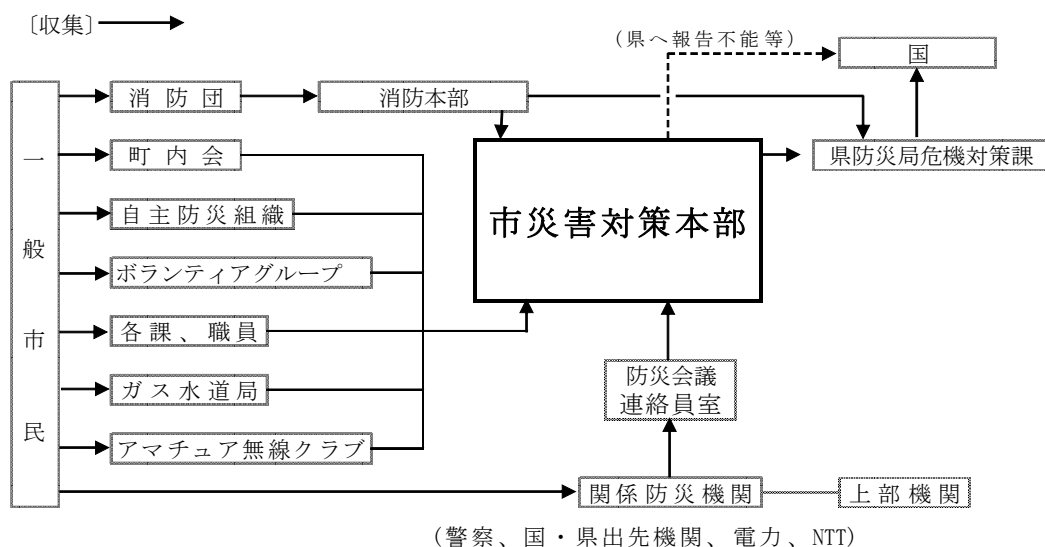
オ 関係機関の役割

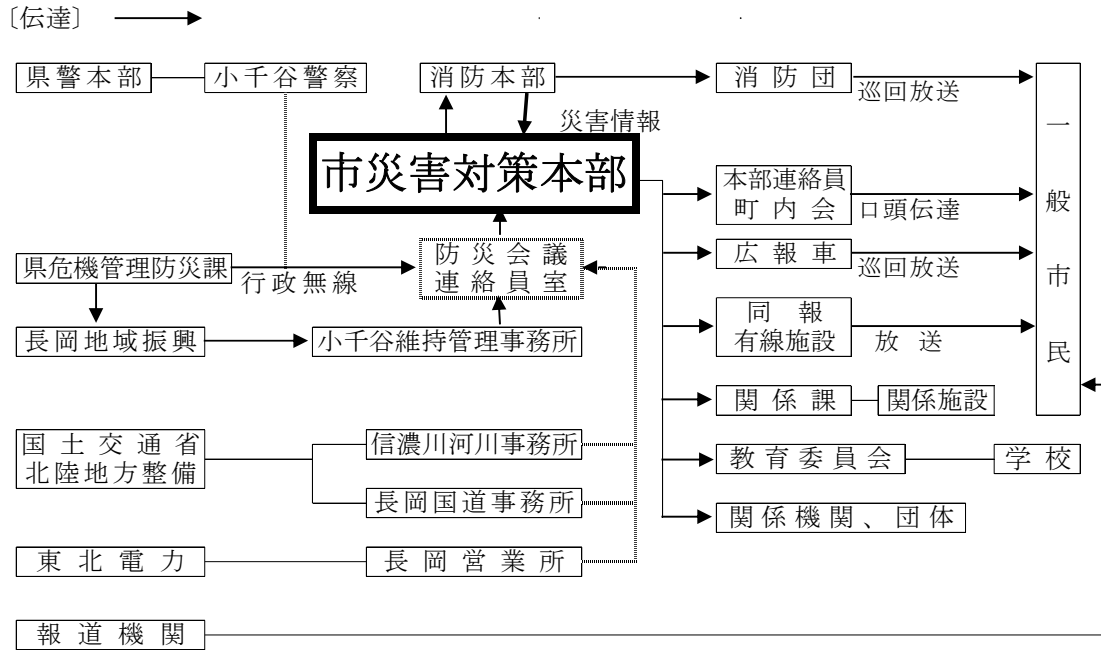
被害が発生した場合、自衛隊、国土交通省北陸地方整備局は、それぞれの組織において被災他の情報を収集するとともに、必要に応じヘリコプター、パトロールカー等を出動させ、被災地情報を収集する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の被災状況等の収集・情報伝達は、民生委員・児童委員、自主防災組織、地区振興会、町内会及び消防団等の避難誘導協力体制の整備を進めるとともに避難所における手話通訳、文字情報等に配慮する。

2 応急対策フロー図





3 災害情報の時系列収集区分

市は、初動体制の迅速な確立とその後の応急対策を実施するため、被災情報の収集を地震発生後の時間の経過に応じて行い、関係機関は所管業務に係る被災情報を市に提供する。

区分	収集事項	収集要領
災害速報 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> 人的被害 火災状況 住家等被災状況 住民避難状況 医療機関被害状況 道路、橋梁等被災状況 ライフライン施設被害状況 	<p>災害発生直後に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 迅速性を第一として、市内の被災状況を把握する。 警察、消防を主体とした関係機関からの状況を収集する。 職員の参集途上における情報収集 市民、自主防災組織等からの通報、聴取
中間報告 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> 第1段階調査事項 公共施設被害状況 農林商工業被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> 常に被害状況の把握に努め、逐次本部へ報告する。 現地調査を行う。 被害の数量の把握に努める。 第1段階調査事項をより詳細に把握する。
概算集計報告 (第3段階)	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況を概算集約 	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況を数量的に概算集約

復旧進捗報告 (第4段階)	・応急復旧工事の進捗状況	・応急復旧工事の進捗状況を把握する。
------------------	--------------	--------------------

4 情報収集・伝達

災害対策本部の総務部員は、動員配備計画に基づき直ちに本部を設置し、関係機関、団体、町内会等の組織と密接な連絡をとる。

情報財政部は、被災状況等の情報収集に努めるものとし、収集した情報は整理の上、災害対策本部及び関係機関に伝達する。

なお、被害の状況により収集困難な事態が生じたときは、専門的な技術を有する県及びその他の機関に要請し、収集活動を実施する。

[通信手段の確保が困難な場合]

電気通信設備が使用不能又は著しく使用が困難な場合は、市所有の無線通信機器及び消防用車両無線の有効活用を図るとともに、関係機関に協力を求める。

基幹避難所に配置された職員は、町内会等の協力を得て、被災地の被害状況の収集、対策本部の情報の伝達にあたる。

(1) 職員からの情報収集

災害発生が勤務時間外の場合は、非常招集で登庁してくる職員から被災状況を聞き取り調査する。

(2) 地域からの情報収集

被災現地での情報の収集及び伝達は、消防団、町内会及び自主防災組織等の活動組織を通じて行うものとし、情報の正確性を保持するため、災害対策本部との窓口の一本化を図るように要員を配置する。

(3) 現地調査

被害が甚大な地域、通信手段が途絶した地域にあっては、被害状況の調査のため調査隊を組織し、派遣する。

(4) ヘリコプター等による情報収集

通信施設の断絶等により、被災状況の収集に支障がある場合には、県等のヘリコプターを所有する機関に出動を要請し、次の事項に重点をおき、速やかに収集活動を実施する。

- ア 災害発生場所
- イ 道路被害状況（道路機能確保状況）
- ウ 建築物の被害状況
- エ 住民の避難状況（避難場所の確認）
- オ 公共機関及び施設の被災状況

(5) 被害情報報告

地震により被害の発生が確認された場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等速報基準」により、消防庁及び県防災局（消防課・危機対策課）へ報告する。

5 収集すべき情報

- (1) 災害の発生場所又は地域
- (2) 被害の程度
 - ・ 人的被害
 - ・ 一般家屋
 - ・ 公共施設
 - ・ 道路、河川
- (3) 災害対策の概要
 - ・ 現地災害対策本部の概要
 - ・ 避難指示の状況
 - ・ 消防機関等の活動状況
 - ・ 応急措置の概要
- (4) その他応急対策上必要事項
 - ・ 食料、医薬品、その他緊急に補給を必要とする物資の種類及び数量等
- (5) 「被害の程度」については、第3章第50節「災害救助法による救助計画」による。また、災害救助法が適用される場合は、家屋の被害が重要となるので判定に当たっては、正確かつ速やかに被害の把握に努める。

6 関係機関の実施体制

- (1) 災害情報の収集は、各機関の必要な事項に基づいて、各々の機関において行い、県、市及び他の防災機関から情報収集に関し、応援の要請があった場合は、極力応援するように努める。
- (2) 関係機関は、所掌する事務又は業務に係る被害状況等について、市及び必要と認める機関に伝達する。
また、小千谷市防災会議連絡員室が設置された場合は、職員を派遣、駐在させ、市対策本部との情報伝達にあたる。
- (3) 関係機関は、各々の災害応急対策の実施状況について、市及び必要と認める機関に伝達する。

7 積雪期の対応

積雪期に雪崩等が発生した場合、山間地の集落は通信・交通共に途絶状態になると予想されるため、これらの地区に災害時も使用可能な通信施設を設置するなど情報伝達体制の確立に努める。

第5節 広報計画

【災害対策本部担当部】 ○情報財政部、危機管理部

1 計画の方針

○ 基本方針

地震発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、流言飛語等による無用な混乱を防止し、適切な判断による行動が取れるようにすることが必要である。

市及び防災関係機関は、住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するために、広報活動を行う。

市長及び知事は、各々適切な時期に報道機関等の協力を得ながら被害状況や対応状況及び今後の見通し等について説明する。

(1) 各主体の責務

ア 市・県

地震発生後、地震に関する情報を積極的に収集し、避難・救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる被害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、住民等の安全を確保し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用するとともに、消防団、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員及びボランティア等の協力を得て行う。

イ 県警察

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するために広報活動を行う。

ウ 新潟地方気象台

地震発生後、的確な応急対策が講じられるよう、地震に関する情報を広報する。

エ 北陸地方整備局

民生の安定を図るとともに救援・復旧活動を促進するため、国道等の所管施設の被害状況や復旧状況等の情報を広報する。

オ ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、ライフラインの被害状況、復旧状況、復旧予定等を広報する。

カ 公共交通機関（鉄道、バス）

避難、救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況及び復旧予定等を広報する。

キ 報道機関

地震に関する情報を入信した時は、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞ

れの計画に基づき報道する。

ク 市民、企業等

地震に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

(2) 要配慮者等に対する配慮

ア 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。

イ 視覚、聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。

ウ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮する。

エ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

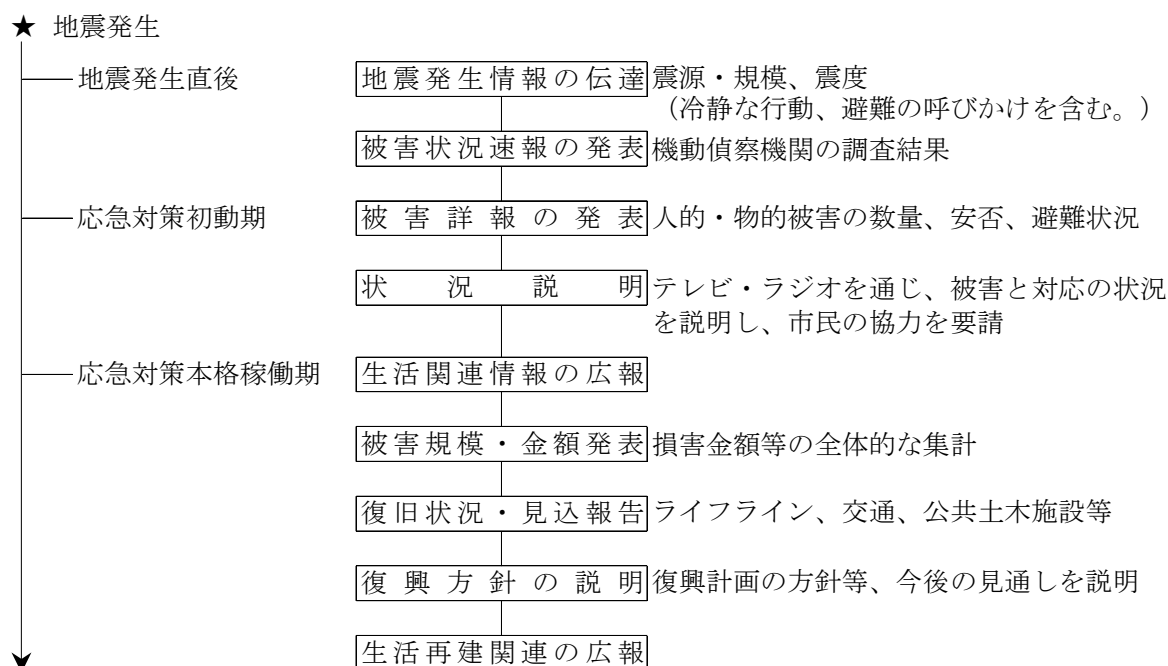
オ 高齢者、障がい者等地域の要配慮者に対して、自主防災組織、地域住民等を通じて、災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。

カ 地域情報に不案内な観光客、遠距離通勤・通学者等に対し、企業・事業所、学校等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。

(3) 代替情報提供機能の確保

地震等による情報提供手段の途絶等を考慮し、あらかじめ代替機能の確保に努める。

2 業務の体系



3 市民・企業等の役割

地震に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手してい

ない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

- (1) 国際交流協会等ボランティアによる外国人への広報活動
- (2) アマチュア無線局による情報の提供
- (3) 自主防災組織、地域住民等は、高齢者、障がい者等地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達する。
- (4) 企業・事業所、学校等は、観光客、遠距離通勤・通学者等に対し適切な対応がとれるよう災害に関する情報を伝達する。

4 市の役割

市は、市域における第一義的な広報機関として、主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報広聴活動を行う。警察署、消防署、医療機関、その他現地機関との連絡調整を行い、県からの情報及び自ら収集した情報を地域住民に提供し、民心の安定を図るとともに、住民に対し一元化した正確な情報を速やかに提供する。

また、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起するとともに、被災住民のプライバシーに配慮した広報活動を行う。

(1) 広報・広聴すべき内容

- ア 避難、医療、救護、衛生、健康（心のケアを含む）に関する情報
- イ 被害状況（行方不明者の数を含む人的被害、建築物被害）、火災、土砂災害の発生状況等の情報
- ウ 給水、炊き出し、生活必需品の配給の実施に関する情報
- エ 生活再建、仮設住宅、医療、教育、復旧計画に関する情報
- オ 自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等
- カ 被災者の相談・要望・意見
- キ その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

(2) 広報活動

ア 広報内容

(ア) 地震発生直後（概ね3～4時間以内）

- a 住民に対する避難指示
- b 地震に関する情報（震源・規模・震度等）、被害状況速報
- c 危険地域の住民に広報車または、町内会長・自主防災組織等を通じ避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。

(イ) 災害応急対策初動期（概ね2日以内）

- a 避難所の開設情報
- b 医療、救護、衛生及び健康に関する情報
- c 食料（給水・炊き出しの実施、物資の配給）・道路復旧等、応急対策状況に関する情報
- d 住民の精神的な安定及び社会秩序維持のための呼びかけ
- e 住民の安否情報
- f 自主防災組織、町内会等への依頼事項
- g ライフラインの使用不能状況

- h ライフラインの使用上の注意
- i その他必要事項
- (ウ) 災害応急対策本格稼働期（概ね3日目以降）
 - a 消毒、衛生、医療救護
 - b 小中学校の授業再開予定
 - c 仮設住宅の建設計画
 - d 住宅応急修理制度の実施
 - e ライフラインの復旧見込み
 - f ライフラインの災害時特例措置の実施

- (エ) 復旧対策期
 - a り災証明の発行
 - b 生活再建資金の貸付
 - c 災害廃棄物の処理方法及び費用分担等
 - e その他生活再建に関する情報

イ 広報手段

- (ア) 報道機関を通じての広報
- (イ) 広報車、ハンドマイクによる広報
- (ウ) 広報紙、印刷物（チラシ等）の掲示、配布
- (エ) 国際交流協会等ボランティアによる外国人への広報活動
- (オ) ヘリコプターによる上空からの広報
- (カ) アマチュア無線局による情報の提供
- (キ) 緊急速報メールによる情報の提供
- (ク) コミュニティ放送等への情報の提供（平常時から事業者との協力体制を整えておく。）
- (ケ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）
- (コ) 衛星携帯電話による情報の提供
- (カ) 県総合防災情報システム及びLアラート（災害情報共有システム）による情報提供

(3) 広聴活動

災害発生時には、市は相談所の設置、町内会、自主防災組織等を通じて被災者の要望等を聴取し、事実を確認し、速やかに関係機関等に伝える。

また、被災者からの相談、要望、苦情等を受付け、適切な措置をとるとともに災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、県や市町村等の災害対応の参考とする。

要望への対応は、緊急度の高いものを優先させ、軽微なものや長期的なものは復旧の進捗状況に合わせて対応することになるので、対応の遅れるものは住民等への説明を行い、協力を求める必要がある。

ア 自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等の受付

イ 被災者のための相談窓口の設置

(4) 広報・広聴活動に当たっての留意点

市は、要配慮者に配慮した広報を実施するため、県、放送機関等と連携して、次の措置を講じるものとする。

ア 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう、多様な広報手段を活用する。

イ 視覚、聴覚障害者にも情報が十分に伝わるよう、掲示と音声の組み合わせ、文字放送テレビの設置、手話通訳者や誘導員の配置等多様な情報伝達手段を確保する。

ウ 外国人被災者にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮するとともに、関係機関にも外国語による放送等を依頼する。

エ 被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう情報伝達経路の確保に努める。

(5) その他の活動

市は、今後の資料とするための取材を行い、映像・写真・録音などにより記録を残す(記録を目的とする取材活動)。この場合、被災した住民のプライバシーに配慮する。

第6節 住民等避難計画

【災害対策本部担当部】 ○危機管理部、総務部、情報財政部、民生部、消防救急部

1 計画の方針

○ 基本方針

地震発生時は、市民等は、緊急地震速報等に基づき自らの判断で地震の第一撃から身を守り、危険な建物・場所から避難する。

市は、地震後の各種災害から市民の安全を確保するため、生命の保護を最優先し、関係機関と連携を強化し、迅速かつ円滑な住民避難に努める。

(1) 各主体の責務

ア 市民

- (ア) 自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保する。
- (イ) 火災の発生を防止し、出火した場合は直ちに初期消火に当たる。
- (ウ) 家族及び近隣者の安否を確認し、協力して救出活動を行う。
- (エ) 避難する場合は、隣近所で声をかけ合って集団で行動する。
- (オ) 指定避難所以外の場所に避難する場合は、市に避難先を連絡する。

イ 企業・事業所等

- (ア) 不特定多数の者が利用する施設においては、利用者を適切に避難・誘導する。
- (イ) 必要に応じて、施設を緊急避難場所として提供する。
- (ウ) 近隣での住民の救助活動に協力する。

ウ 市

- (ア) 住民等の避難は別に定めるマニュアルに従って行う。避難住民の誘導は、消防、警察の協力を得て行い、必要に応じて県に応援を依頼する。
- (イ) 地震後速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる。
- (ウ) 避難所以外への避難者の状況を確認する。
- (エ) 避難者の状況及びニーズを把握し、県に報告する。
- (オ) 二次災害※の危険がある場合は、速やかに当該地区の住民等に避難を指示する。避難指示の実施基準は別に定める。

※浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏洩等

エ 県

- (ア) 震度情報等避難の判断材料となる情報を収集・集約し、市に随時提供して状況判断について技術的な支援を行う。
また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域等について助言するとともに、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。
- (イ) 前記の情報収集・提供を行う拠点を危機管理センターとし、市への情報支援体制を確立する。
- (ウ) 市の避難指示等の発令状況を被害状況とともに集約し、消防庁応急対策室に

報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。

- (エ) 知事は、避難住民の輸送や救出のため、市からの要請又は職権に基づき、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣、第九管区海上保安本部の協力等を要請する。
- (オ) 市の避難所開設運営に関し、施設の提供、物資の提供など必要な支援を行う。
- (カ) 北陸信越運輸局、鉄道事業者等と調整の上、市長の応援要請に応じて避難住民及び緊急物資の運送車輛等の確保に係る支援を行う。
- (キ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送の要請を行う。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

(2) 達成目標

避難の指示と適切な情報提供により、二次被害による人的被害発生を防止する。要配慮者の逃げ遅れを防止する。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア 情報伝達、避難行動に制約がある避難行動要支援者は、近隣住民や自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、住民等の介助の下、安全な場所に避難させる。

イ 市は、あらかじめ策定した「避難行動要支援者名簿」に基づき、消防、警察、自主防災組織、民生委員・児童委員及び介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている要配慮者がいないか点検する。

ウ 市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

エ 県は、避難後の要配慮者のケアについて、受入れ施設の提供、人員の派遣等、市を支援する。

(4) 積雪期の対応

ア 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市は、無雪期よりも確実に避難指示等を伝達するよう留意する。

イ 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に要配慮者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

ウ 倒壊家屋の増加、雪崩の発生、屋根雪の落雪等により生き埋め者が多発する可能性があるため、地域住民等による捜索・救助活動を強化する。

エ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

(5) 広域避難への対応

ア 市による協議等

市は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等により、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議

を求める。

イ 県による協議等

県は、市からの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機関が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域避難のための要求を当該市に代わって行う。

ウ 県による助言

県は、市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

エ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

避難元と避難先の市町村及び都道府県は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有に努める。

2 情報の流れ

(1) 救助活動（被災地から）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、地域等	消防、警察、市	安否情報、被害情報、被災地ニーズ
市	県	集約された被害情報、集約された被災者ニーズ
県	県内広域消防相互応援部隊、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、自衛隊等	活動範囲、業務内容

(2) 救助活動（被災地へ）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	活動範囲、部隊規模、受け入れ態勢
市	町内会（自主防災組織）、住民等	避難所の開設、運営協力要請、支援体制等の情報
町内会、住民	その他の被災地域	支援体制

3 業務の体系

- 1 時間以内 屋外退避、危険地域からの自主避難
- ↓
- 3 時間以内 要配慮者の把握及び避難誘導支援
- ↓
- 指定避難所への避難、避難指示の発令
- ↓
- （必要に応じて警戒区域の設定）
- 2 4 時間以内 要配慮者の移動

4 業務の内容

(1) 避難誘導、救助

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者、自主防災組織	・ 自主避難及び自主防災組織等による要配慮者の把握及び避難誘導、救助要請	消防団
市	・ 避難所の開設と被害状況の収集 ・ 情報の提供と発信 ・ 自衛隊、緊急消防援助隊の派遣要求	指定避難所管理者、消防、警察等
県	・ 被害状況の全体把握及び関係機関への情報伝達 ・ 自衛隊、緊急消防援助隊の派遣要請 ・ 管理施設の避難所開放	報道機関、自衛隊、消防庁、警察等
防災関係機関	・ 避難状況の収集及び緊急通報への対応 ・ 広域応援の必要性の判断及び市町村との情報交換	警察、消防本部

(2) 避難指示等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 住民等への伝達と避難の指示 ・ 避難の広報、避難誘導 ・ 避難路の安全確保及び避難所の開設 ・ 報道機関、消防、警察等関係機関への連絡	報道機関 県警本部、消防本部
県	・ 避難指示等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達 ・ 関係機関に災害派遣等を要請 ・ 応急対策の実施	報道機関、自衛隊、消防庁、国土交通省、警察本部等
防災関係機関	・ 避難指示地域からの避難誘導 ・ 交通規制の実施 ・ 犯罪予防	県警本部、消防本部

5 避難指示

(1) 避難指示する者

避難指示の発令権者は次のとおりであるが、指示が発令されたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡する。

区分	実 施 者	根 拠 法 令
指示	市長	災害対策基本法第60条第1項

警察官	災害対策基本法第61条第1項 （警察官→警察官職務執行法第4条）
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 （その場に警察官がいない場合に限る）	自衛隊法第94条
知事	災害対策基本法第60条第6項 （当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）
知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条
知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	水防法第29条

第7節 避難所運営計画

【災害対策本部担当部】 ○総務部、民生部、農林部、教育部、危機管理部

1 計画の方針

避難所は、地震発生後速やかに開設し、住民が帰宅でき、又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難所の開設・運営は市が施設管理者、町内会、自主防災組織、消防団、応援自治体職員、ボランティア等の協力を得て行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、男女の視点の違いに十分に配慮する。

なお、開設に当たってはライフラインの確保など避難所としての妥当性に十分配慮する。

○ 基本方針

(1) 各主体の責務

ア 避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

イ 市は、指定避難所を開設し、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。

なお、指定避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、予め指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

ウ 県は、市の避難所の開設・運営を支援する。

エ 県警察は、避難所の保安等に当たる。

オ 避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設・運営について市に協力する。

(2) 達成目標

ア 地震発生後3時間以内に開設する。(施設の安全確認、職員配置)

イ 地震発生6時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、要配慮者の把握と初期的な対応を行う。

ウ 地震発生12時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。

エ 地震発生3～7日後までには、避難者の入浴の機会を確保する。

オ 避難所での生活を概ね地震発生から2ヶ月程度で終了できるように、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅の斡旋等を行う。

(3) 避難所運営の留意点

避難所の秩序維持を図るため、避難所運営マニュアルを定め運営にあたる。

ア 一般的事項

(ア) 避難所の開設・運営については、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。

- (イ) 安全、保健・衛生、保安、プライバシーの保持に留意し、更衣室、授乳室、男女別の物干し場の確保に配慮する。
 - (ウ) 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。
 - (エ) 避難者に食料、生活必需品を提供する。性別、年齢、障がい等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。
 - (オ) 避難者1人当たり3～4㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティションや段ボールベッド等の設置に努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。
 - (カ) 避難所の建物外の避難者には、テントなどを提供する。
 - (キ) トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障がい者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。

なお、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。
 - (ク) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、スマートフォンの充電サービス等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。
 - (ケ) 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。
 - (コ) 避難所への職員配置は、男女両性のバランスに努める。
 - (カ) 入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
 - (シ) 非常用電源の配備など、停電対策に努める。
 - (ス) 巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。
 - (セ) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と民生部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
 - (ソ) 気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。
 - (タ) 住民票の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れるものとする。
 - (チ) 市は、必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- イ 男女協同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営
- 避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。
- (ア) 男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。

- (イ) 避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。
 - (ウ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性が参画し、意見が反映できるよう配慮を求める。
 - (エ) 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。
 - (オ) 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布を行う。
 - (カ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (4) 要配慮者への配慮
- ア 避難所での配慮
 - (ア) 市は、避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に努める。
 - (イ) 情報伝達は音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮する。
 - (ウ) 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、医療機関への転送、社会福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。
 - (エ) 避難住民は、要配慮者に配慮した秩序ある行動で避難所運営に協力する。
 - (オ) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）で公共的施設への同伴が認められている身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）については、同伴・使用について周囲の避難者の理解を得られるように努める。なお、居室部分へ同伴することで他の避難者がアレルギーによる発作を起こす可能性があるなどの場合は、その要配慮者と補助犬のために別室を準備するなど配慮する。
 - イ 福祉避難所の開設
 - (ア) 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。
 - (イ) 県は、(ア)による対応で福祉施設が不足する等の場合には、新潟県生活衛生同業組合連合会との協定に基づき、旅館及びホテルにおいて、福祉避難所を開設する。
 - (ウ) 福祉避難所には、高齢者・障がい者等の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。
- (5) 積雪期での対応
- ア 全避難者を屋内に受入れする。避難所の受入能力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。
 - イ 暖房器具、採暖用具の配置、温かい食事の早期提供に配慮する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所配置職員	市災害対策本部	避難者数、ニーズ
市災害対策本部	県災害対策本部	避難所・避難者数、ニーズ、救援要請
	市災害ボランティアセンター	
	市医療救護本部	
県災害対策本部	国、関係機関等	避難状況、支援・供給要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
国・関係機関等	県災害対策本部	支援・供給情報、被害・安否情報
県災害対策本部	市災害対策本部	
市災害対策本部	避難所	

3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）

☆地震発生

0～3h	避難所開設
～6h	避難者の状況把握
～12h	外部からの応援受入開始
～24h	要配慮者の移動
～3日	避難所の拡張・充実
3日～	避難者サービスの充実
7日～	避難所の集約化
～2ヶ月	避難所の解消

4 業務の内容

(1) 避難所開設後24時間以内の業務

実施主体	業務	協力依頼先
市	○避難所開設（～3h） ・福祉避難所の開設、避難行動要支援者受入れ ・職員配置、避難所開設報告 ・施設の安全確認 ○避難者の状況把握（～6h） ・避難者数・ニーズの把握及び報告 ・避難所備蓄物資の提供	介護事業者等 県災害対策本部 施設管理者 避難者 //

	<ul style="list-style-type: none"> ○外部からの応援受入開始（～12h） <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営応援職員の受入れ ・ボランティアの配置 ・食料・生活必需品提供の開始 ・仮設トイレ設置 ・冷房器具の手配（夏季） ・暖房器具、燃料の手配（冬季） ・市町村医療救護班及び市町村歯科医療救護班の受入れ ・要配慮者支援要員の配置 ○要配慮者の移動（～24h） <ul style="list-style-type: none"> ・傷病者等の医療機関への搬送 ・福祉施設等への緊急入所 ・福祉避難所の開設、要援護者受入れ 	<p>県災害対策本部 市災害ボランティアセンター 県災害対策本部 〃 〃 〃 郡市医師会、郡市歯科医師会 保健所、民生委員・児童委員</p> <p>消防本部 社会福祉施設 介護事業者等</p>
県	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所開設時の支援（～3h） <ul style="list-style-type: none"> ・県施設避難所の開設への協力 ・施設の応急危険度判定要員派遣 ○避難所運営の応援（～12h） <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営応援職員の派遣 ・食料、生活必需品の調達、配送 ・県備蓄物資の提供 ・仮設トイレの手配 ・県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣 ・看護師、保健師の派遣 ○要配慮者の移動（～24h） <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ医療機関の確保 ・福祉関係者への協力依頼 	<p>県内市町村 協定締結道県 協定企業等 県トラック協会</p> <p>災害拠点病院等 県看護協会</p> <p>県医師会等 社会福祉施設 介護事業者等</p>
避難所予定施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の安全確認（開設～3h） ○避難所開設作業への協力 	
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請により食料、物資を輸送 ・ 〃 傷病者等を搬送 	

(2) 避難所開設後 3 日目以内の業務

実施主体	業 務	協力依頼先
市	○避難所の拡張・充実 ・屋外避難者へのテント等提供 ・避難所環境の改善 （緩衝材、間仕切り等設置） ・避難者による自治組織編成	県災害対策本部 避難者
県	・自衛隊に避難者用テント設営を要請	自衛隊
県警察	・避難所における保安対策の実施 ・住民が避難した地域の保安・警備	市 自主防災組織等
自衛隊	・県からの要請により避難者用テントを設営	
東北電力	・避難所施設の電力供給再開	

(3) 避難所開設後 3 日目以降の業務

実施主体	業 務	協力依頼先
市	○避難者サービスの充実（3日～） ・入浴機会の確保 ・避難所での炊飯開始 ・避難者の随伴ペットの保護及び飼育用 資機材・飼料の手配 ・臨時公衆電話等の設置を要請	県災害対策本部 市旅館業組合 市災害ボランティアセンター 〃 新潟県獣医師会 新潟県動物愛護協会等 電気通信事業者
県	○避難者サービス充実への協力（3日～） ・自衛隊に現地炊飯、入浴支援を要請 ・入浴施設への協力依頼 ○避難所・避難者の集約（7日～）	自衛隊 県内市町村 新潟県生活衛生同業 組合連合会 LPガス協会
自衛隊	○避難者サービス充実への協力（3日～） ・県及び市の要請により避難所での炊飯、 入浴支援を実施	
電気通信事業者	○避難者サービス充実への協力（3日～） ・市の要請により、臨時公衆電話、携帯電話 充電器を避難所に設置	

第8節 避難所外避難者の支援計画

【災害対策本部担当部】 ○総務部、民生部、危機管理部

1 計画の方針

○ 基本方針

避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援を行う。なお、「避難所外避難者」とは、市があらかじめ指定した避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。

(1) 各主体の責務

ア 避難所外避難者は、市災害対策本部、消防、警察又は最寄りの指定避難所に、現況を連絡する。

イ 市災害対策本部は、避難所外避難者の状況を調査し、必要な支援を行う。

ウ 自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難所外の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

(2) 達成目標

避難所外避難者の状況は、地震発生後3日以内に把握し、必要な支援を開始する。

(3) 要配慮者に対する配慮

避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、社会福祉施設又は医療機関へ移送する。

(4) 積雪期での対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所外避難者	市災害対策本部	避難所外避難者の状況
市災害対策本部	県災害対策本部	避難所外避難者の支援ニーズ
県災害対策本部	関係機関	支援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	市災害対策本部	避難所外避難者の支援に関する情報
市災害対策本部	避難所外避難者	避難所外避難者の支援に関する情報、被害状況

3 業務の体系

避難所外避難者の状況調査（避難者及び必要な支援の把握）

↓

必要な支援の実施

4 業務の内容

(1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内）

実施主体	業 務	協力依頼先
市	避難所外での住民の避難状況の調査 （場所、人数、支援の要否・内容等）	町内会 自主防災組織
県	市に対する支援（人員、助言等）	応援県等
避難者	避難状況の市災害対策本部への連絡	避難所管理者

(2) 必要な支援の実施（発災後3日以内に開始）

実施主体	業 務	協力依頼先
市	○避難所の充実 ・新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど） ・食料、物資の供給 ・避難者の健康管理、保健指導	町内会、市災害ボランティアセンター、NPO
県	○市に対する支援（物資提供等）	協定県等

(3) 連絡体制及び食料物資供給方法等

避難所外避難者との連絡体制、食料物資供給方法等については、別に定める。

第9節 自衛隊の災害派遣計画

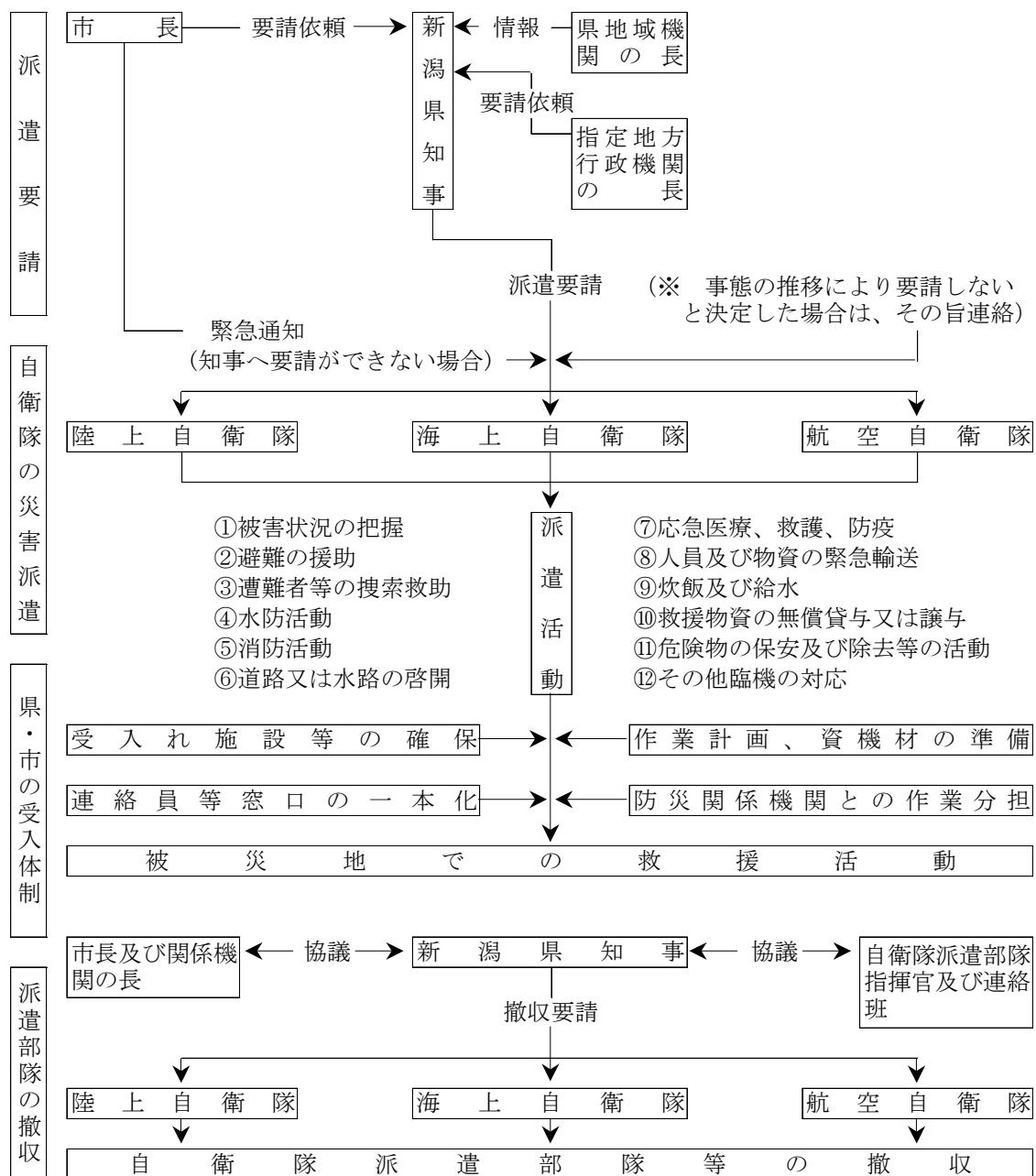
【災害対策本部担当部】 ○危機管理部、総務部、情報財政部

1 計画の方針

○ 基本方針

地震による災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き、受入れ体制等について定める。

2 自衛隊の災害派遣フロー図



3 自衛隊の災害派遣基準

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。(公共性の原則)
- (2) 差し迫った必要性があること。(緊急性の原則)
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

4 自衛隊の災害派遣による救援活動の区分及び活動内容

(1) 救助活動の区分・活動内容

救援活動区分	活 動 内 容
① 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
② 避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③ 遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
④ 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土嚢の作製、運搬、積込み等の水防活動を行う。
⑤ 消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し、消火に当たる。 (消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
⑥ 道路又は水路等の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物等により障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。 (放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合)
⑦ 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 (薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
⑧ 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。(航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合)
⑨ 炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水の支援を行う。 (緊急を要し、他に適当な手段がない場合)
⑩ 救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対して生活必需品等を無償貸付し、又は譲与する。
⑪ 危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
⑫ その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、その被害を未然に防止するための措置を実施する。
------	--

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活 動 内 容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇または航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

5 自衛隊の災害派遣要請の手続き

(1) 派遣を要請するに当たっては、次の事項を明らかにし、災害派遣要請依頼書をファクシミリ等で知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は口頭または電話等で要請するものとする。なお、口頭、電話等により要請した場合は、事後速やかにファクシミリで処理する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を要請する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(2) 自衛隊に対する緊急通知

緊急避難、人命救助の場合事態が急迫し、かつ、知事に災害派遣要請依頼のための連絡ができない場合は、関係自衛隊に緊急通知をする。

上記の緊急通知を行った場合、事後速やかにファクシミリ等で知事に要請依頼を行う。

(○自衛隊災害派遣要請依頼書・・・・・・・・・・資料編参照)

6 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合・重複しないよう、県及び関係機関と緊密な連携を図り効率的な作業分担を定める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

県と協議して、自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど支援活動に支障のないよう十分な措置を講じる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ 派遣部隊との連絡責任、連絡方法及び連絡場所

(3) 受入れ施設等の確保

県と協議して、派遣部隊に対し次の施設を確保する。

- ア 自衛隊事務室
- イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート
- ウ 駐車場（車1台の基準は3×8m）
- エ 宿営地または宿泊施設（学校、公民館等）

7 災害派遣部隊の撤収

知事は、自衛隊災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民心の安定等に支障がないよう当該市長、消防長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則市長の撤収要請により決定する。

8 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとされており、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く)等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し、生じた損害の補償（ただし、自衛隊装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と協議する。

9 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

(1) 県の連絡窓口

災害派遣担当窓口	住 所 等
県防災局危機対策課 危機対策第1	住 所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
	電 話 025-285-5511（代表）
	内 線 6434、6435、6436
	025-282-1638（直通）
	防災無線（発信番号）-40120-6434、6435、6436
	NTT FAX 025-282-1640
衛星 FAX（発信番号）-401-881	

(2) 派遣要請先及び連絡窓口等

災害派遣の要請先	住 所 等
陸上自衛隊 第12旅団司令部第3部 (上越市を除く新潟県南部)	住 所 〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017-2
	電 話 0279-54-2011 内線2285、2286
	NTT FAX 0279-54-2011 FAX切替 内線2239

災害派遣の要請先	住 所 等
市町村の災害派遣要請)	<p>連絡窓口 陸上自衛隊第2普通科連隊第3科</p> <p>住 所 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号</p> <p>電 話 025-523-5117 内線235、237</p> <p>防災無線 発信番号-15-673-20</p> <p>NTT FAX 025-523-5117 FAX切替 内線239</p>
海上自衛隊 舞鶴地方総監	<p>住 所 〒625-0087 舞鶴市余部下1190 舞鶴地方総監部防衛部オペレーション</p> <p>電 話 0773-62-2250 内線2222、2223</p> <p>NTT FAX 0773-62-2250 FAX切替</p>
	<p>連絡窓口 海上自衛隊新潟基地分遣隊当直室</p> <p>住 所 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号</p> <p>電 話 025-273-7771 内線431</p> <p>防災無線 発信番号-751-*30</p> <p>NTT FAX 025-273-7771 FAX切替</p>
航空自衛隊 航空総隊司令官	<p>《写真偵察機による調査活動の要請先》</p> <p>住 所 〒197-8503 福生市大字福生2552 航空自衛隊航空総隊司令部防衛部運用課作戦室 初動対処クルー</p> <p>電 話 042-553-6611 内線2283、2941</p> <p>NTT FAX 042-553-6611 FAX切替</p>
航空支援集団司令官	<p>《輸送機の派遣の要請先》</p> <p>住 所 〒183-8521 府中市浅間町1丁目5-5 航空自衛隊航空支援集団司令部防衛部運用課</p> <p>電 話 042-362-2971 内線2322</p> <p>NTT FAX 042-362-2971 FAX2631</p>
航空救難団司令	<p>《救援機の派遣の要請先》</p> <p>住 所 〒350-1324 狭山市稲荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班</p> <p>電 話 04-2953-6131 内線3832、3836 (夜間3895)</p> <p>NTT FAX 04-2953-6131 FAX切替</p>
	<p>連絡窓口 航空自衛隊新潟救難隊飛行班</p> <p>住 所 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135</p> <p>電 話 025-273-9211 内線218、221</p> <p>防災無線 発信番号-15-503-30</p> <p>NTT FAX 025-273-9211 FAX切替 内線227</p>

第10節 輸送計画

【災害対策本部担当部】 ○農林部、建設部、総務部

1 計画の方針

○ 基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（国、県、市、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート）、物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）などの輸送体制を確保し、陸、空の交通手段の機能強化を図りつつ、緊急輸送を実施する。そのためには、陸・空の交通手段の連携、被災地の交通情報の収集・伝達及び緊急輸送路確保のための交通規制と早期応急復旧などが組織的に行われる必要がある。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
輸送施設管理者	市	<ul style="list-style-type: none"> 輸送施設の被災状況 交通規制等の状況
市	県	<ul style="list-style-type: none"> 輸送施設の被災状況 臨時ヘリポートの確保状況 応援要員及び物資等の輸送需要

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	<ul style="list-style-type: none"> 輸送体制確保についての応援の内容 輸送施設の被災状況(収集した広域的情報)
小千谷警察署 道路管理者	関係機関 市民	<ul style="list-style-type: none"> 交通の確保、交通規制の実施状況 渋滞の状況

3 交通関係情報の収集伝達

小千谷警察署及び道路管理者は、被災地等の道路情報を収集し、市及び防災関係機関に伝達するとともに、放送機関と協力して一般の運転者に随時情報を提供する。

- (1) 被災地の被害状況
- (2) 交通の確保、交通規制に関する情報
- (3) 渋滞状況

4 緊急交通路の確保

小千谷警察署及び道路管理者は、第3章第11節「警備・保安及び交通規制計画」及び第3章第39節「道路・橋梁・トンネル応急対策」により、他の復旧作業に優先して緊急交通路を啓開し、被災地内の拠点を有機的に結びつける。

5 市の実施体制

(1) 輸送の対象

- ア 被災者
- イ 飲料水及び食料
- ウ 救助用物資
- エ 災害対策用資機材並びに要員
- オ その他必要な要員、物資等

(2) 輸送車両等の確保

道路の被害情報等に基づき物資等の緊急輸送手段及び輸送経路を決定する。必要に応じ小千谷警察署及び道路管理者に輸送経路の交通規制等を依頼する。

緊急輸送に必要な車両等の確保は、概ね次の順序による。

- ア 防災関係機関の車両、雪上車及びヘリコプター等
- イ 公共的団体の車両、雪上車及びヘリコプター等
- ウ 営業用の車両、雪上車及びヘリコプター等
- エ その他の自家用車両

(3) 緊急輸送の優先順位

ア 総括的に優先されるもの

- (ア) 人命の救助及び安全の確保
- (イ) 被害の拡大防止
- (ウ) 災害応急対策の円滑な実施

イ 災害発生後の各段階において優先されるもの

(ア) 第1段階（地震発生直後の初動期）

- a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- c 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- d 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- e 緊急輸送に必要な輸送施設、物資輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(イ) 第2段階

- a 第1段階の続行
- b 食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資
- c 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(ウ) 第3段階

- a 第2段階の続行
- b 災害復旧に必要な人員、物資
- c 生活用品
- d 郵便物
- e 廃棄物の搬出

(4) 車両等の確保

市は、平常時から車両等の調達先及び予定数を明確にし、応急対策に必要な車両を確保する。

また、災害時に必要な車両数及び物資の集積場所を勘案し、市有自動車及び雪上車等で不足を来す場合が生じたときは、あらかじめ協定した市内の貨物自動車運送業者、タクシー会社、越後交通(株)等から種類、数量、要員等を明示し、借り上げる。

(5) 応援要請

市は、調達不能あるいは借上をもってしてもなお不足を来す場合が生じたときは、受入責任者を定め、次の事項を明示して協定市町村及び県等に調達のあつせんを要請する。

なお、自衛隊に応援を要請する場合は、第3章第9節「自衛隊の災害派遣計画」による。

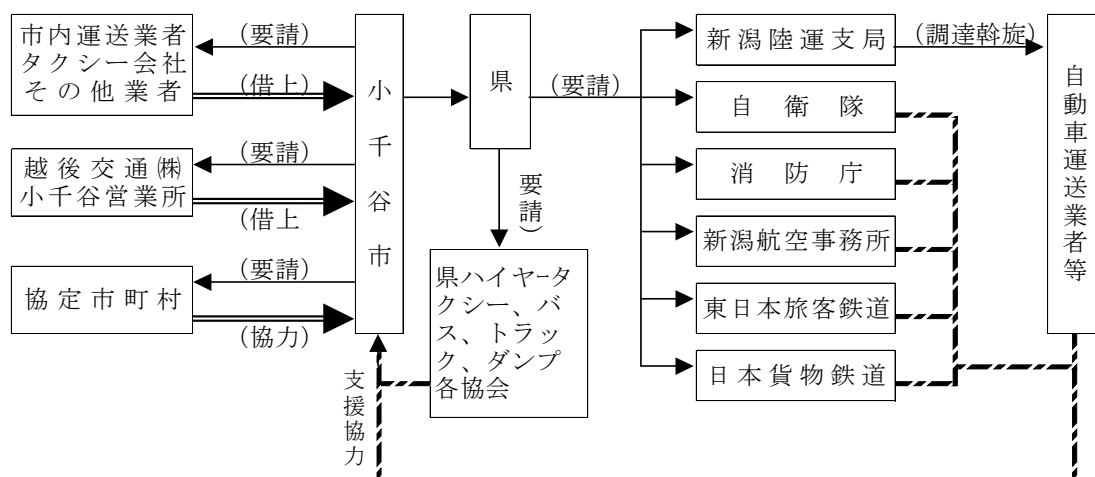
- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

(6) 県の輸送中断基地への職員派遣

市は、県が輸送中断基地を設置した場合、職員を派遣し、市の物資需給状況等の連絡調整にあたりるとともに、県と協力して基地業務にあたる。

(○緊急時輸送施設及び輸送拠点・・・資料編参照)

6 関係機関の実施体制



7 自動車による緊急輸送に必要な手続き

緊急輸送に利用する車両については、第3章第12節「警備・保安及び交通規制計画」により確認を受け、所定の標章を掲示し、証明書を携帯する。

(○緊急通行車両等事前届出関係様式・・・・・・・・資料編参照)

8 積雪期における輸送計画

積雪期においては、雪崩等の発生により輸送路が寸断されることが予想される。迅速な輸送の確保のため、緊急輸送路の優先除雪を行い、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について適時適切な広報を行うとともに、雪上車の確保及びヘリコプターの迅速な支援要請及びヘリポートの早期確保を図る。

第11節 警備・保安及び交通規制計画

【災害対策本部担当部】 ○情報財政部、危機管理部、建設部

1 計画の方針

○ 基本方針

大規模災害発生時においては、災害時の非常事態に対処するため、小千谷警察署は、関係機関と緊密な連絡の下に、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、住民の生命及び身体の保護に努めるため、「緊急事態における小千谷警察署の組織に関する要綱」に基づき的確な災害警備活動を行う。

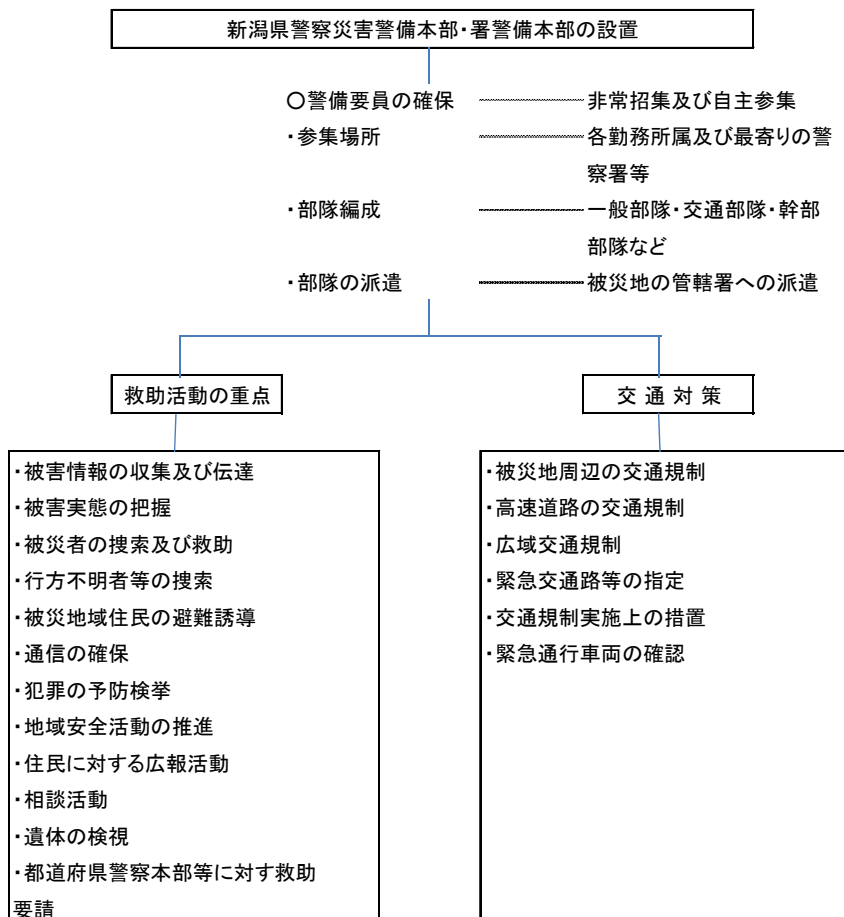
(1) 要配慮者に対する配慮

住民の避難誘導に当たっては、要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行うものとする。

(2) 積雪期の対応

積雪期の災害発生に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておく。

2 小千谷警察署における応急対策フロー図



3 業務の内容

(1) 警備活動における関係機関との連携

災害に対処するため市及び関係機関と連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し救助活動、災害応急活動等を効果的に行う。

市	1 被災状況、避難者動向等の緊密な情報交換 2 一般治安対策、地域安全活動等の実施協力
消防機関	1 消火、救急活動のための消防車両の通行及び警戒線の設定等における連携 2 被災者の捜索、救助活動に関する情報交換及び連携
自衛隊	災害情報の提供、災害活動の支援

(2) 警備活動

地震が発生した場合は次の警備活動を行う。

- ア 被害情報の収集及び被害実態の把握
- イ 市災害対策本部への情報連絡員の派遣
- ウ 避難のための立退き指示
- エ 負傷者等の救出救護
- オ 迷子、行方不明者等の捜索
- カ 危険箇所の警備及び被災地域住民の避難誘導
- キ 通信の確保
- ク 不法事案等の予防及び取締り
- ケ 避難地域、避難場所、重要施設等の警戒
- コ 地域住民に対する相談及び防犯対策等地域安全活動の推進
- サ 遺体の検視

(3) 道路交通対策

地震が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等のため必要な交通規制を実施する。

あわせて、交通情報、車両の使用の制限、その他運転者の執るべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を講じる。

- ア 市内への一般車両の流入制限
- イ 被災地域に向かう車両の走行抑制
- ウ 緊急交通路等の指定
- エ 緊急交通路等における車両等の措置
- オ 交通規制の結果生じる滞留車両運転者及び同乗者の措置
- カ 主要信号機の確保
- キ 緊急通行車両の確認

(4) 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施するとともに、必要に応じ派遣された警備業者等に交通誘導等の協力依頼を行う。

(5) 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、立て看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

第12節 消火活動計画

【災害対策本部担当部】 消防救急部

1 計画の方針

家屋等の倒壊等による同時多発火災に対し、住民の初期火災による延焼防止及び消防本部等の迅速、効果的な消火活動、応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

○ 基本方針

(1) 各主体の責務

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は地震が発生した場合は、家庭及び職場等において出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、火災発生の場合は、速やかに消防本部に通報しなければならない。

イ 消防団は消防長又は消防団長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動にあたる。

ウ 消防本部は火災が発生した場合、消防団等と連携し適切な消火活動を行うとともに自らの消防力に対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び小千谷市消防本部緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

エ 緊急消防援助隊新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡消防本部及び上越地域消防局。以下、本節中「新潟市消防局等」という。）は消防の広域応援の必要がある場合、消防本部及び県と協力してその対応にあたる。

オ 市は地震により大規模な火災が発生した場合、被害状況と消火活動状況の把握及び関係機関へ応援の要請を行い消火活動の迅速な実施を図る。

(2) 達成目標

発生した火災に対し、住民の初期消火による延焼防止及び消防機関の迅速、効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

(3) 要配慮者に対する配慮

近隣住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は要配慮者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は身の安全を確保し初期消火に努める。

(4) 積雪期の対応

ア 市民の対応

(ア) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに保管、備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

(イ) 近所の消火栓、防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

イ 消防本部の対応

(ア) 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

(イ) 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消

防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(5) 惨事ストレス対策

ア 消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防本部においては、必要に応じて消防庁等に緊急時メンタルサポートチーム等の専門家の派遣を要請する。

2 情報の流れ

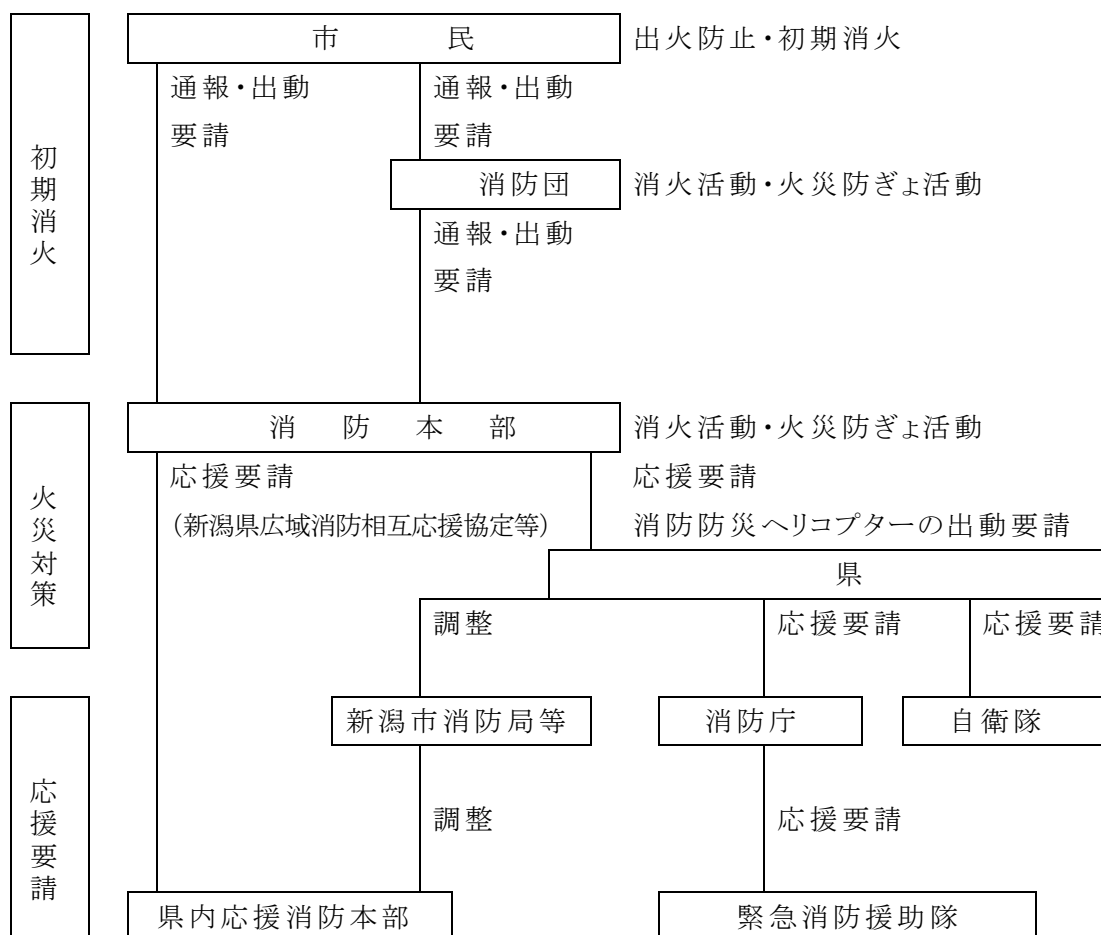
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市民	消防団・消防本部	出火・延焼の通報
消防団・消防本部	市	出火・延焼等被害状況・消火活動・避難情報・応援要請
市・消防本部	近隣消防本部 (大規模火災の場合) 県	出火・延焼等被害状況・消火活動 応援要請（県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊）
県	消防庁・自衛隊	出火・延焼等被害状況・消火活動・緊急消防援助隊要請・自衛隊要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
消防団・消防本部 市	市民	出火・延焼等被害状況・避難・消火活動情報
近隣消防本部 (大規模火災の場合)	市 消防本部 県	県内広域消防応援部隊出動
県	市 消防本部	緊急消防援助隊応援出動 自衛隊出動
消防庁・自衛隊	県	緊急消防援助隊応援出動 自衛隊出動

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 初期消火

実施主体	対 策	協力依頼先
市民	<p>市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は地震が発生した場合は、家庭及び職場等において出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防本部に通報しなければならない。</p> <p>ア コンロ、暖房器具等の火を消す。</p> <p>イ 電気のブレーカーを切るとともにガスの元栓を閉めるなど、二次火災の防止に努める。</p> <p>ウ 出火した場合は近隣住民にも協力を求め、身の安全を確保した上で初期消火に努める。</p> <p>エ 消防本部等へ迅速に火災発生を通報する。</p>	
自主防災組織等	<p>地域、職場等の自主防災組織等は自らの身の安全が確保できる範囲内で消防機関の到着までの間、極力自力消火、救助活動を行う。</p>	

電力会社	通電火災を防止するため、住居へ通電を再開する際に住居者等立ち会いの上通電する。	
------	---	--

(2) 火災対策

実施主体	対 策	協力依頼先
消防団	消防団は消防長又は消防団長の総括的な統制の下に、小千谷市消防計画に基づき、火災防ぎょ活動に当たる。	
消防本部	消防本部は小千谷市消防計画に基づき、消防団とともに適切な消火活動を行う。	
県	県は地震により大規模な火災が発生した場合、県警ヘリ及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し関係機関に情報提供するとともに総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、市町村長等の要請に応じて消防活動等を行う。	

(3) 広域応援の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	<p>ア 消防本部は管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を要請する。</p> <p>イ 消防本部は上記アによっても対応できないと判断した場合は、小千谷市消防本部緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。</p> <p>ウ 消防本部は上記ア、イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。</p>	
市	市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請依頼を行い必要な消火体制を確保する。	

新潟市消防局等	<p>ア 新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに消防応援の実施に必要な調整、対応を行う。</p> <p>イ 上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）と協議を開始するとともに必要に応じて職員を県に派遣する。</p> <p>ウ 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。</p>	
県	<p>ア 県は被災地状況や市、消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。</p> <p>イ 県は、市から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。</p> <p>ウ 新潟県消防防災航空隊は上記アにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。</p> <p>エ 県は、市、消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により、緊急消防援助隊を要請する。</p> <p>オ 県は、市、消防本部の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもつても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い必要な消火体制を確保する。</p> <p>自衛隊が消火活動を実施するために必要な空中消火用資機材等の準備、関係者への協力依頼等を行う。</p>	<p>空中消火用バケット依頼先 長野県、群馬県 栃木県、茨城県 静岡県</p>

第13節 救急・救助活動計画

【災害対策本部担当部】 ○消防救急部、民生部

1 計画の方針

災害により被災した住民等に対し、市、消防本部、自主防災組織、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。

○ 基本方針

(1) 各主体の責務

ア 被災地の地域住民及び通行人等で災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときには、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、かけつけた消防団等と協力して救出活動にあたる。

イ 市は、直ちに医師会等と協力して救護所を開設し、負傷者等へのトリアージや応急的な医療救護活動にあたる。

ウ 消防職員及び消防団員は、小千谷市消防計画に定めるところにより、直ちに自主的に参集するとともに、救助隊及び救急隊を編成し、指揮者の下で救急・救助活動を行う。

エ 救助隊及び救急隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。

オ 市及び消防本部は、管内の消防力等に対応できない場合は、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び小千谷市消防本部緊急消防援助隊受援計画並びに小千谷市地域防災計画に基づき、県内広域消防応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

カ 新潟県代表消防機関である新潟市消防局（（代表代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局）以下、「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

キ 警察本部は、市からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は速やかに救助部隊を編成し救出・救助活動を実施するとともに、必要に応じて警察災害派遣隊を要請する等、必要な救出・救助体制を迅速に確立する。

ク 県は、被災市町村の被害状況及び救急・救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。

ケ 県、警察本部は、市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救急・救助活動を実施する。また、県は、必要に応じ、ヘリコプター保有機関（他都道府県、消防機関、警察、海上保安庁、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急・救助活動の支援・調整を行う。

コ 県内の災害派遣医療チーム（新潟DMA T）は、県等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。

また、ドクターヘリ基地病院は、必要に応じてドクターヘリを病院所属のDMA Tの移動、患者の搬送等に活用することができる。

(2) 達成目標

- ア 住民又は自主防災組織等により迅速な初動対応ができる。
- イ 消防職員及び消防団員による救助隊等が迅速に活動を実施できる。
- ウ 新潟DMAT、救護所及び最寄りの医療機関等、現地で迅速に負傷者等の手当が実施できる。
- エ 市及び消防本部が他機関等への応援要請を行い、迅速に必要な救急・救助体制を確立する。
- オ ヘリコプター保有機関の相互の協力により、重傷者の搬送や交通途絶地等の救出活動を安全かつ迅速に実施できる。

(3) 要配慮者に対する配慮

地域住民、自主防災組織、市及び消防本部等は、要配慮者の安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施する。

(4) 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、消防団、自主防災組織等による速やかな初動対応が重要であり、市、消防本部は地域の実情に応じた適切な措置をとる。

(5) 惨事ストレス

- ア 救急・救助活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- イ 消防本部においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

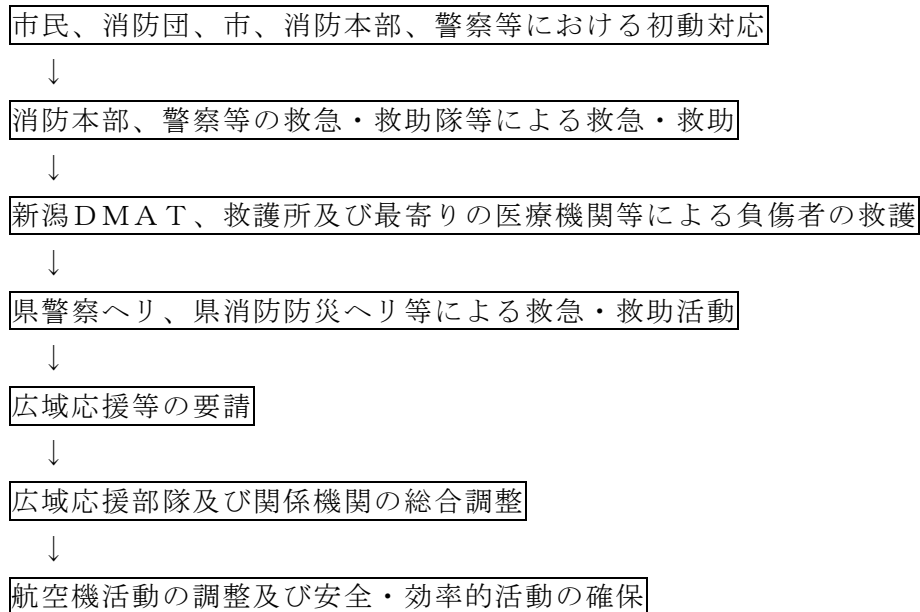
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市民、消防団など	市 消防本部、警察署	被災状況、救急・救助要請
市 消防本部、警察署	県、警察本部	救急・救助、応援、へりの要請
県、警察本部	消防庁、警察庁など	広域応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
消防庁、警察庁など	県、警察本部	広域応援出動
県、警察本部	市 消防本部、警察署	救急・救助、応援、へりの出動
市 消防本部、警察署	市民、消防団など	救急・救助活動

3 業務の体系

関係機関は、次の活動を必要が生じたとき又は必要とされる間、実施する。



4 業務の内容

(1) 市民、消防団、市、消防本部、県、県警察等における初動活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市民 自主防災組 織	ア 救助すべき者を発見した者は、直ちに消防本部等関係機関に通報する。 イ 電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。 ウ 災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限りこれに応じる。	消防本部 消防団 県警察 警察署 市
消防団	消防団員は、直ちに自発的に参集し、救助隊を編成し、住民の協力を得て初動時の救急・救助を実施する。	消防本部 市 県警察
市	市民、消防団等から現地被災状況を迅速かつ確実に収集し、関係機関に伝達するとともに、必要な救急・救助体制を確立する。	消防本部 消防団 県警察
消防本部	「小千谷市消防計画」に基づき実施する。	消防団 市 県警察
県 県警察	県（防災局、福祉保健部及び県警察）は、市、消防本部等から情報を収集し、関係機関と情報を共有して必要な総合調整を行う。	市 消防本部 県警察 防災関係機関

(2) 消防本部、県警察等の救急・救助隊による救急・救助

実施主体	対 策	要請等連絡先
消防本部	ア 「小千谷市消防計画」に基づき実施する。 イ 必要に応じ、県警察に救急・救助活動の応援を要請する。	消防団 市 県警察
県警察	県警察本部は、市等から救急・救助活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。	

(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

実施主体	対 策	要請等連絡先
市	ア 医師会と協力して救護所を直ちに開設し負傷者等の救護にあたる。 イ 負傷者等の手当は、できるだけ最寄りの医療機関の開設した救護所等で行う。 ウ 重傷者の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求める。	地元医師会 医療機関 医療資器材業者 県警察
消防本部	新潟県救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政機関・医療機関・消防機関で情報を共有するとともに、「小千谷市消防計画」に基づき実施する。	県医務薬事課 医療機関 医師会 等
新潟DMA T	ア 被災地内のDMA Tに関する指揮及び関係機関との調整等（本部活動）を行う。 イ 消防本部等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動）を行う。 ウ 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療（域内搬送）を行う。 エ 被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等（病院支援）を行う。 オ 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地外への広域搬送（広域医療搬送）を行う。	県 消防本部

(4) 県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 消防本部 医療機関 その他	市、消防本部、医療機関等は、救急車で搬送が困難と判断される場合等、必要があるときは県消防防災ヘリコプターや県警察ヘリコプター等による搬送を要請する。 ただし、医療機関等その他関係機関は、やむを得ない場合を除き、原則として、消防本部、警察署等を通じて要請	県 県警察

	する。	
県 県警察	<p>ア 県及び県警察は、市、消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により保有するヘリコプターで重症患者等の搬送を行う。</p> <p>イ ヘリコプターの要請が同時多発的に行われた場合、県（災害対策本部統括調整部航空運用調整班又は防災局危機対策課）及び県警察がそれぞれ、又は相互に調整の上、その効率的な運航を図る。</p>	県 県警察

(5) ドクターヘリによる救命救急活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 消防本部 医療機関 その他	市、消防本部、医療機関等は、必要があるときはドクターヘリの派遣を要請する。	県 要請方法及び連絡先等は資料編を参照。
県	県は、市等からドクターヘリの派遣要請があった場合、内容を検討のうえ、派遣を決定した場合には、直ちにドクターヘリ基地病院に出動を指示する。	ドクターヘリ 基地病院
ドクターヘリ基地病院	ドクターヘリ基地病院は、県からの出動指示又は市等からの派遣要請があった場合又は出動指示等がない場合においても、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合は、被災地の消防本部と十分な調整を取ったうえで、ドクターヘリを出動させることができる。	

(6) 広域応援の要請

実施主体	対 策	要請等連絡先
市	市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	県 自衛隊
消防本部	<p>ア 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。</p> <p>イ 消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、小千谷市消防本部緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。</p> <p>ウ 消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無にかかわらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課又は危機対策課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。</p>	隣接消防本部 地区代表消防本部 新潟市消防局等 県

新潟市消防局等	<p>ア 新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（被災地消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。</p> <p>イ 上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県（消防課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。</p> <p>ウ 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、緊急消防援助隊調整本部の設置の支援を行う。</p>	<p>県 総務省消防庁 県内消防本部</p>
県	<p>ア 県は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請が行われ、新潟市消防局内に応援調整本部が設置された場合は、職員を派遣する。</p> <p>イ 県は、被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。</p> <p>ウ 県は、市から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は消防局消防課に設置する。</p> <p>エ 新潟県消防防災航空隊は上記イにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。</p> <p>オ 県は、市からの要請があった場合又は自らの判断により、消防庁長官に緊急消防援助隊を要請する。</p> <p>カ 県は、市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請及び第九管区海上保安本部に救援要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。</p>	<p>新潟市消防局等 県内消防本部 総務省消防庁 第九管区海上保安本部 自衛隊</p>
警察本部	<p>県警本部は、災害の規模が大きく、県内部隊では対処できず、警察庁、関東管区警察局又は他の都道府県警察に対して援助の要求を行う必要があると認められる場合は、公安委員会の承認を受け、援助の要求に係る手続きを行い必要な体制を確保する。</p>	<p>警察庁 関東管区警察局 他都道府県警</p>

(7) 広域応援部隊及び関係機関の総合調整

実施主体	対 策	
市 消防本部	市及び消防本部は、県内広域消防応援部隊、緊急消防援助隊の円滑な受援及び適切な活動指揮を行うとともに、自衛隊等の応援機関と情報を共有し、相互に協力して救急・救助活動にあたる。	
県	<p>ア 救急・救助活動に係る総合調整は県災害対策本部統括調整部で行うものとし、総務省消防庁、県防災局、県福祉保健部、消防応援活動調整本部、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部及びその他関係機関を構成員とし、各機関が相互に情報を共有し、協力して活動を実施する。</p> <p>イ 消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊の調整を行い、必要に応じ、消防本部とDMATの連携体制を確立する。</p> <p>ウ 県は、新潟県救急医療情報システム等により、救急医療機関の情報を収集して情報を提供するとともに、医療従事者及び医療器材等の確保を行い、円滑な救急活動の実施を図る。</p>	消防庁 新潟市消防局等 県警察 総務省消防庁 第九管区海上保安本部 自衛隊
県警察	県警察本部は、県、消防本部等と連絡調整を行い、警察災害派遣隊の円滑な救出・救助活動の実施を図る。	
市 消防本部 緊急消防援助隊 県警察 自衛隊 第九管区海上保安本部 ドクターヘリ基地病院 他県のドクターヘリ 新潟DMAT	災害現場で活動する関係機関の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。	

(8) 航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 消防本部	市及び消防本部は、ヘリコプターを必要とする事案を的確に把握し、迅速に県若しくは県警察等に要請を行う。	県 県警察
県	<p>ア 緊急消防援助隊の応援消防防災ヘリコプターの活動は、新潟県消防防災航空隊が消防応援活動調整本部及び被災地指揮者と協議してその調整を行う。</p> <p>イ 県災害対策本部統括調整部は航空機保有機関の活動及び動態情報の共有を図り、効率的かつ安全な運行に努める。</p> <p>ウ 県災害対策本部保健医療教育部は、ドクターヘリの活動及び動態情報を把握し、統括調整部と連携して効率的かつ安全な運行に努める。</p> <p>エ ヘリコプターを必要とする救急・救助事案が同時多発的に発生した場合は、必要に応じ、県災害対策本部統括調整部が各機関と協力して、総合的に調整を行う。</p>	
緊急消防援助隊 県警察 自衛隊 第九管区海上保安本部 新潟大学歯学総合病院 他県のドクターヘリ	ヘリコプターの動態情報及び活動情報等を相互に提供・保有し、安全かつ効率的な航空機の運用に協力する。	

第14節 医療救護活動計画

【災害対策本部担当部】 ○民生部、消防救急部

1 計画の方針

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の下に、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

○ 基本方針

(1) 各主体の責務

ア 災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、市は、発災後速やかに医療救護本部を設置し、医療機関等から必要な情報収集を行う。

イ 被災地を所轄する保健所は、被災の状況により必要と認められる場合は、特に、医療機関等の協力を得て、地域における医療活動の拠点として速やかな医療救護対策に取り組むため、県災害保健対策現地本部を設置する。

ウ 市及び県は、互いに情報を共有し、住民の生命、健康を守るため医療救護を行う。

エ 医療機関は、各機関が策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

オ 災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）は、後方病院として主に被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

カ 新潟DMA T指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟DMA Tを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

キ ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

ク 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、県から救護班の派遣要請があった場合、また、災害拠点病院は、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。

ケ 県は、新潟大学医歯学総合病院と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院が透析医療機関に患者受入を調整する。

コ 県は、被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、国及び他の都道府県等に対して支援を要請する。

サ 市及び県は、県災害救援ボランティア本部と情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

シ 拠点となる医療関係機関において災害に強い通信手段（衛星携帯電話など）の確保に配慮する。

ス 県は、県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、災害時健康危機管理支援チーム（DHE

A T) の応援派遣に関する調整を依頼する。

(2) 活動の調整

ア 県災害対策本部

県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会等）、新潟DMA T、新潟DPA T、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。

イ DMA T

災害時に、参集したDMA Tに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、DMA T新潟県調整本部のほか、必要に応じてDMA T活動拠点本部等を設置する。

本部名	設置場所	主な役割
DMA T新潟県調整本部	県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 県内で活動する全DMA Tの指揮調整、DMA T新潟県調整本部以外の各DMA T本部の設置・指揮調整 県災害対策本部及び消防等の関連機関との連携・連絡及び調整
DMA T活動拠点本部	参集拠点となる災害拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> 参集してDMA Tの指揮調整DMA Tに病院支援、現場活動、域内搬送等の役割付与 消防等の関連機関との連携及び調整
DMA T病院支援指揮所 DMA T現場活動指揮所	DMA Tが複数活動する病院、現場	<ul style="list-style-type: none"> 病院支援活動、現場活動するDMA Tの指揮調整 トリアージ、搬送、緊急治療の役割付与
DMA T・SCU指揮所	被災地内のSCU	<ul style="list-style-type: none"> SCU、航空機内で活動するDMA Tの指揮調整 搬入担当、診療担当などの役割を付与

ウ DPA T

災害時に、参集したDPA Tに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、DPA T調整本部のほか、必要に応じてDPA T活動拠点本部を設置する。

本部名	設置場所	主な役割
DPA T調整本部	県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 全DPA Tの指揮調整、拠点本部を指揮 県災害対策本部及びDPA T事務局等の関連機関との連携・連絡及び調整

D P A T 活動拠点本部	活動フェーズ に応じ、適切 な場所に設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ D P A T 調整本部、保健所等との連携及び調整 ・ 参集した D P A T の指揮調整
----------------	----------------------------	---

エ 災害医療コーディネーター

被災地における医療需給（医療資器材を含む）の調整等の業務を行うため、被災地を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県医務薬事課等からあらかじめ決められている担当者が、コーディネーターを支援する。

オ D H E A T 構成員

医療救護活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。

(3) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
市 代表消防本部 (※) 災害拠点病院	県医務薬事課	新潟 D M A T 派遣要請
市 消防本部 医療機関	県医務薬事課	ドクターヘリ派遣要請
市	保健所	市医療救護本部開設 県救護センター設置要請 県医療救護班等派遣要請
病院	県医務薬事課	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、医療スタッフ要請・提供
診療所	保健所	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、医療スタッフ要請・提供
保健所	県医務薬事課	診療所の被災状況等、県救護センター開設、県医療救護班等派遣要請
災害医療コーディネーター	県医務薬事課	県医療救護班等の派遣要請
県医務薬事課	他の都道府県	県外 D M A T の派遣要請 医療救護に関する応援要請
県医務薬事課	厚生労働省	県外 D M A T の派遣要請 医療救護に関する応援要請
県障害福祉課	厚生労働省 他の都道府県	県外 D P A T の派遣要請

県福祉保健課	厚生労働省 D H E A T の 派遣が可能な 県等	D H E A T 応援派遣の調整依頼 D H E A T 応援要請
--------	--------------------------------------	---------------------------------------

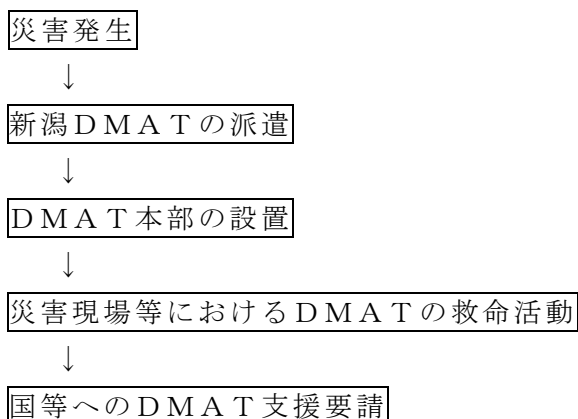
※ 新潟県広域消防相互応援協定に定める地域の代表消防本部

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県医務薬事課	市 代表消防本部 災害拠点病院	新潟DMA Tの派遣
県医務薬事課	市 消防本部 医療機関	ドクターヘリ派遣
保健所	市	県救護センター設置 県医療救護班等派遣
県医務薬事課	保健所	病院の被災状況等 救護センター開設指示 新潟DMA T、医療救護班等派遣
県障害福祉課	医療機関 保健所 市町村	新潟D P A Tの派遣
他の都道府県	県医務薬事課 県障害福祉課	県外DMA Tの派遣 新潟D P A Tの派遣 医療救護に関する応援
厚生労働省	県医務薬事課 県障害福祉課	県外DMA Tの派遣 新潟D P A Tの派遣 医療救護に関する応援
厚生労働省 D H E A T の 派遣が可能な 県等	県福祉保健課	D H E A T 応援派遣の調整結果 D H E A T 応援派遣

3 業務の体系

(1) DMA T関係



国への支援要請
他県への支援要請

(2) 医療救護活動（DMATを除く）

災害発生



被災状況把握



医療救護本部等の設置

市医療救護本部の設置
県災害保健対策現地本部の設置



医療救護施設の設置

市救護所及び県救護センターの設置



災害対策本部における関係機関・団体との情報共有・連絡調整



救護所等における医療救護活動

市救護所の医療救護活動
県救護センターの医療救護活動
後方病院における医療救護活動
患者等の搬送
医療資器材等の供給
医療救護体制の支援



国等への支援要請

国への支援要請
他県への支援要請
医療関係団体への支援要請



医療関係ボランティアの活用



医療関係の災害時の対応

(3) DPAT関係

災害発生



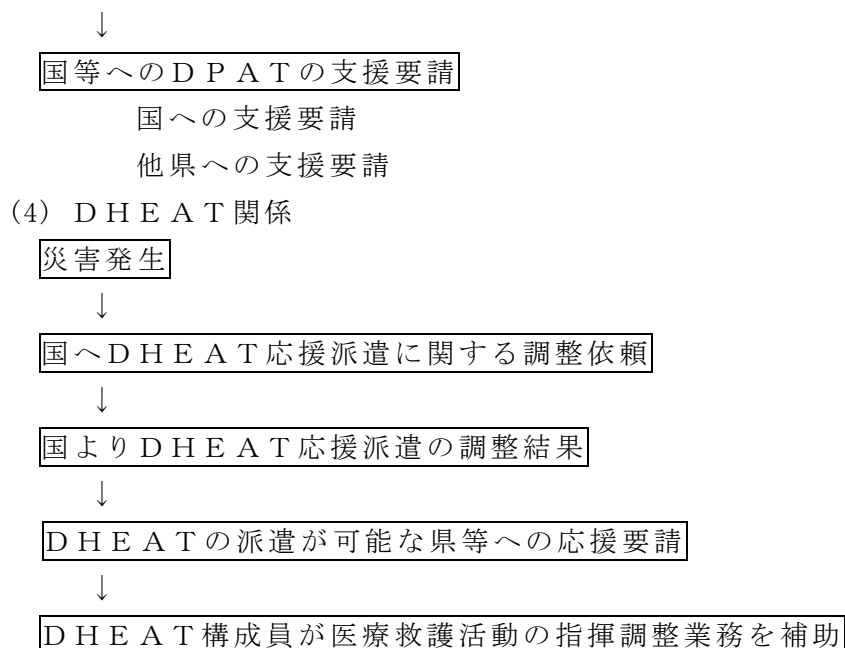
新潟DPATの派遣



DPAT本部の設置



被災地域における精神保健活動等



4 業務の内容

(1) D M A T関係

ア 新潟D M A Tの派遣

実施主体	対 策	協力依頼先
県医務薬事課	被災地の市、代表消防本部又は災害拠点病院からの要請を受け、新潟D M A T指定医療機関に対し新潟D M A Tの派遣を要請する。	新潟D M A T指定医療機関
新潟D M A T指定医療機関	県からの要請又は自らの判断により、新潟D M A Tを派遣する。	

イ D M A T本部の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
県医務薬事課	県内で活動するすべてのD M A Tを指揮するD M A T新潟県調整本部を設置する。	新潟D M A T指定医療機関
D M A T新潟県調整本部	必要に応じてD M A T活動拠点本部、D M A T病院支援指揮所、D M A T現場活動指揮所を設置する。	災害拠点病院等

ウ 災害現場におけるD M A Tの救命活動

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟D M A T	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動） ・ 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療の実施（域内搬送） ・ 被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院の長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等の実施（病院支援） ・ 被災地内外を問わず、ヘリコプター、救急車等による患者搬送及び搬送中における診療等の 	県 厚生労働省 消防本部

	<p>実施（域内搬送）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する間における診療等の実施（広域医療搬送） 	
--	---	--

エ 国等へのDMAT支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
被災地内の災害拠点病院 新潟DMAT	被災地内の災害拠点病院又は新潟DMATは、被災地の状況等により、県に対し県外DMATの派遣を要請する。	県医務薬事課
県医務薬事課	県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外DMATの派遣を要請する。	厚生労働省

(2) 医療救護活動関係（DMAT関係を除く）

ア 被災状況把握

実施主体	業 務	協力依頼先
県医務薬事課 新潟大学医歯学総合病院	<p>病院について以下の情報を収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 施設・設備の被害状況 イ 負傷者等の状況 ウ 診療（施設）機能の稼働状況 （人工透析実施機関については、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み） エ 医療従事者の確保状況 オ 医療資器材等の需給状況 	病院
保健所	<p>診療所について以下の情報を収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 施設・設備の被害状況 イ 負傷者等の状況 ウ 診療（施設）機能の稼働状況 エ 医療従事者の確保状況 オ 医療資器材等の需給状況 	診療所
県医務薬事課	<ul style="list-style-type: none"> ア 市救護所の設置状況 イ 市救護所及び医療機関への交通 	市

イ 市医療救護本部の設置

市は、地震発生時における医療救護に関する対策を迅速かつ的確に遂行するため医療救護本部を市健康・こどもプラザに設置する。

ウ 県災害保健対策現地本部の設置

実施主体	業 務	協力依頼先
保健所	<ul style="list-style-type: none"> ア 県災害保健対策現地本部の体制 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 県災害保健対策現地本部の体制等は保健所長等が定める。 (イ) 県災害保健対策現地本部には、医療救護に係る連絡・調整を円滑に行うために、情報の収集、伝達の窓口となる医療救護情報責任者を置く。 イ 県災害保健対策現地本部の活動 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 保健所の行う災害対策に係る情報の収集・発 	市

	<p>信、連絡、調整、指導及び支援</p> <p>(イ) 市との連絡を確保するための市災害対策本部への保健所の職員派遣</p> <p>(ウ) 災害応急業務従事者の健康管理のための健康相談等</p>	
--	--	--

エ 医療救護施設の設置

実施主体	業 務	協力依頼先
市	被災状況に応じて救護所予定施設に市救護所を設置する。	地元医師会 地元歯科医師会 地元薬剤師会
保健所	医療救護活動が長期間に及ぶと見込まれる場合などに、保健所に県救護センターを設置する。	地元医師会 地元歯科医師会 地元薬剤師会

オ 医療救護活動

実施主体	業 務	協力依頼先
市	<p>ア 市救護所の医療救護活動</p> <p>設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p> <p>(ア) 初期救急医療（トリアージを伴う医療救護活動）</p> <p>(イ) 災害拠点病院等への移送手配</p> <p>(ウ) 医療救護活動の記録</p> <p>(エ) 死亡の確認</p> <p>(オ) 市救護所の患者受入状況等の活動状況報告</p> <p>イ 患者等の搬送</p> <p>搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p> <p>ウ 医療資器材等の供給</p> <p>医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。</p>	<p>地元医師会</p> <p>地元歯科医師会</p> <p>地元薬剤師会</p>
保健所	<p>設置した県救護センターにおいて、一般医療、歯科医療の他に以下の精神科救護活動を行う。</p> <p>ア 精神科患者の治療</p> <p>イ 避難所への巡回診療及び相談</p> <p>ウ 精神科医療機関への移送手配</p>	<p>地元医師会</p> <p>地元歯科医師会</p> <p>地元薬剤師会</p>
県医務薬事課	<p>ア ドクターヘリの派遣等</p> <p>災害現場にドクターヘリを派遣するとともに、消防等関係機関と緊密な協力体制により広域的な搬送体制を確保する。</p> <p>イ 医療資器材等の供給</p> <p>(ア) 災害時における市救護所及び被災医療機関等への医薬品等への円滑な供給を行うため、災害医療拠点病院等に薬剤師を派遣し、医薬品等の管理（分等）を行う。</p> <p>(イ) 市、被災医療機関等から医療資器材等の供給</p>	

	<p>要請を受けた場合、新潟県薬剤師会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合新潟県支部へ供給を要請し確保する。</p> <p>(ウ) 県は、医療機関から輸血用血液等血液製剤の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社新潟県支部へ供給を要請し確保する。</p> <p>ウ 県医療救護班等の派遣</p> <p>県医療救護班及び県歯科医療救護班の編成計画により、新潟大学医歯学総合病院、県立病院、自治体病院、公的病院等からなる救護班を編成し派遣する。</p>	
災害拠点病院	<p>災害拠点病院は、後方病院として主に以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。</p> <p>ア 被災現場、市救護所、被災地医療機関等からの患者の受入</p> <p>イ 県医療救護班の派遣等</p>	県医務薬事課
県医療救護班等	医療救護活動に必要な医療資器材を携行するものとし、その補充は県に要請する。	県医務薬事課

カ 国等への支援要請

実施主体	業 務	協力依頼先
県医務薬事課	<p>被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、次の関係団体に対して支援を要請する。</p> <p>ア 厚生労働省への支援要請</p> <p>厚生労働省に対して、独立行政法人国立病院機構病院等の協力を要請する。</p> <p>イ 他都道府県への支援要請</p> <p>災害協定を締結している隣接県等に対して、医療救護活動の支援を要請する。</p> <p>ウ 医療関係団体への支援要請</p> <p>(ア) 新潟県医師会への支援要請</p> <p>協定に基づき新潟県医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。</p> <p>(イ) 新潟県歯科医師会への支援要請</p> <p>協定に基づき新潟県歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。</p> <p>(ウ) 日本赤十字社新潟県支部への支援要請</p> <p>契約に基づき、日本赤十字社新潟県支部に対して、医療救護班の派遣を要請する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>他都道府県</p> <p>新潟県医師会</p> <p>新潟県歯科医師会</p> <p>日本赤十字社新潟県支部</p>
県危機対策課	被災状況に応じ、自衛隊に医療救護班の派遣を要請する。	自衛隊
保健所	地元医師会又は地元歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	<p>地元医師会</p> <p>地元歯科医師会</p>

市	地元医師会又は地元歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	地元医師会 地元歯科医師会
新潟県医師会	ア 県から支援の要請があったときは、県医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に受入れして救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。 イ 地元医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	保健所
新潟県歯科医師会	ア 県から支援の要請があったときは、県歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に受入れして救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。 イ 地元医師会又は地元歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	
地元医師会 地元歯科医師会	支援の要請があったときは、市医療救護班又は市歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に受入れして救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。	

キ 医療関係ボランティアの活用

実施主体	業 務	協力依頼先
市	県の設置する災害ボランティア活動組織及び社会福祉協議会と情報共有し医療関係ボランティアの正確な把握を行い、市救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	県災害ボランティア支援センター 社会福祉協議会
県医務薬事課	県災害ボランティア支援センター及び市災害ボランティアセンターと情報を共有し医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、市救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	県災害ボランティア支援センター 社会福祉協議会

ク 医療機関の災害時の対応

実施主体	業 務	協力依頼先
医療機関	災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定しているマニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。	

(3) D P A T 関係

ア 新潟 D P A T の派遣

実施主体	対 策	協力依頼先
県障害福祉課	被災地域において精神医療や精神保健活動への需要が増大する等、県が必要を判断した場合、又は被災都道府県知事又は厚生労働省（D P A T 事務局）からの要請を受け、新潟 D P A T の派遣を要請する。	新潟 D P A T

イ D P A T本部の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
県障害福祉課	県内で活動する全てのD P A Tを指揮するD P A T新潟県調整本部を設置する。	新潟D M A T統括者

ウ 災害現場等におけるD P A Tの活動

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟D P A T	<ul style="list-style-type: none"> 被災地内のD P A Tに関する指揮及び関係機関との調整等の実施（本部活動） 被災地域における精神医療の提供、精神保健活動の支援、被災した医療機関や支援者への支援を行う。 	県 厚生労働省

エ 国等へのD P A T支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
県障害福祉課	県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外D P A Tの派遣を要請する。	厚生労働省

(4) D H E A T関係

ア D H E A Tの派遣調整

実施主体	対 策	協力依頼先
県福祉保健課	<p>ア 県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、D H E A Tの応援派遣に関する調整依頼を行う。</p> <p>イ D H E A Tの派遣が可能な県等に対して応援要請を行う。</p>	厚生労働省 D H E A Tの派遣が可能な県等

イ D H E A Tの活動

実施主体	対 策	協力依頼先
DHEAT構成員	医療救護活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。	

第15節 防疫及び保健衛生計画

【災害対策本部担当部】 ○市民衛生部、民生部

1 計画の方針

○ 基本方針

(1) 各主体の責務

ア 震災時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

イ 市民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地の衛生確保に努める。

ウ 市は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとる。

エ 県は、市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するとともに、必要に応じて、これらの対策を円滑に実施するための調整を行う。

オ 県は、県内での相互支援だけでは防疫及び保健衛生活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、DHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。

(2) 要配慮者に対する配慮

市及び県は、要配慮者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施する。

(3) 積雪期の対応

冬期間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、避難所等の採暖に配慮する。

雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期する。

2 被害状況等の把握

被災地市町村を通じる等の県の情報把握

(1) ライフラインの被害状況

(2) 避難所の設置及び受入状況

(3) 仮設トイレの設置及び損壊家屋の状況

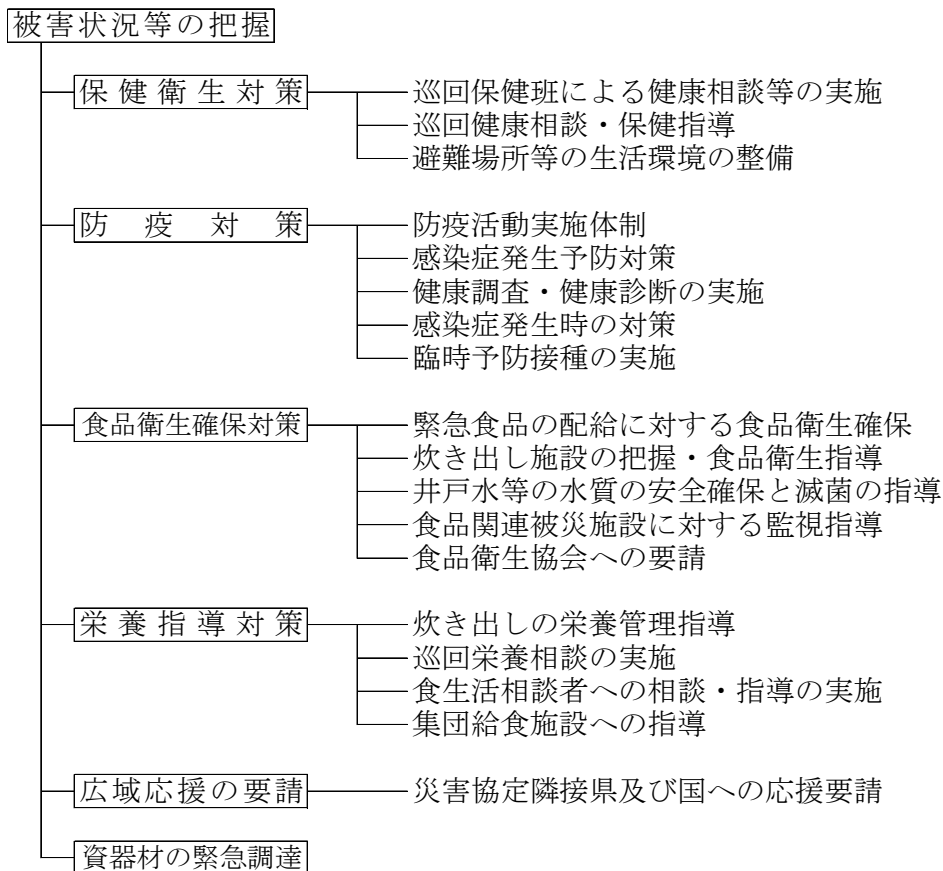
(4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況

(5) 食品及び食品関連施設の被害状況

(6) 特定給食施設等の被害状況

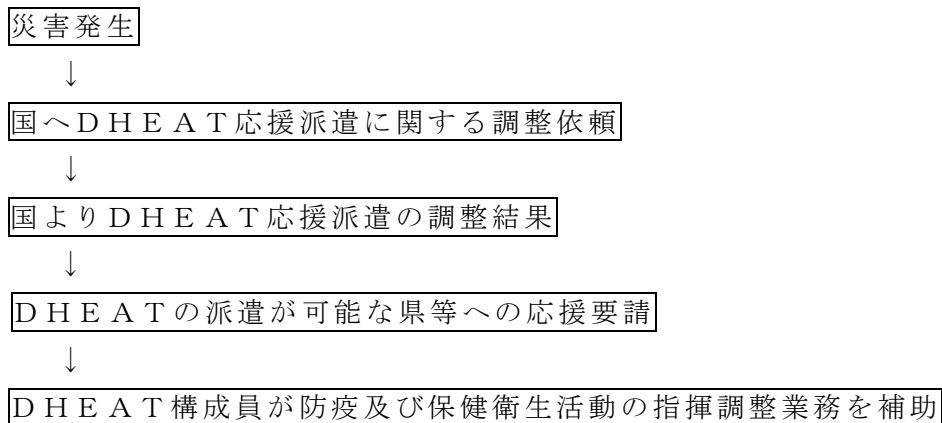
3 業務体系図

(1) 防疫及び保健衛生活動（D H E A Tを除く）



※ 各業務は必要に応じて共同で実施する。

(2) D H E A T 関係



4 業務の内容

(1) 保健衛生対策

実施主体	業 務
市	ア 被災者の避難状況把握、県への報告 イ 避難所等の整備、健康相談等の実施 ウ 避難場所等の生活環境整備 (ア) 食生活の状況（食中毒の予防等への対応） (イ) 衣類、寝具の清潔の保持 (ウ) 身体の清潔の保持 (エ) 室温、換気等の環境 (オ) 睡眠、休養の確保 (カ) 居室、便所等（仮設トイレを含む。）の清潔の保持 (キ) プライバシーの保護
県	ア 巡回保健班による健康相談等の実施 (ア) 地域振興局健康福祉（環境）部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 (イ) 市保健師の協力を得て、巡回計画作成 (ウ) 福祉保健課：必要に応じて、他の健康福祉（環境）部からの応援態勢を確立 イ 要配慮者の健康状態確認、保健指導実施 (ア) 地域振興局健康福祉（環境）部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員、歯科衛生士等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 (イ) ケースへの適切な処遇のため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等と連絡調整 a 要配慮者及び人工透析患者等の健康状態の把握及び保健指導 b 難病患者、精神障がい者等に対する保健指導 c インフルエンザ等の感染症予防の保健指導 d 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導 e 不安の除去等メンタルヘルスへの対応 f 誤嚥性肺炎予防等のための口腔保健指導 ウ 避難場所等の生活環境の整備 (ア) 避難所、仮設住宅等における状況把握、被災者への指導・助言 (イ) 市が実施する生活環境の整備への助言・協力

(2) 防疫対策

実施主体	業 務
市	ア 防疫活動実施体制 迅速な防疫活動に備え、被災の規模に応じ、適切に対応できるよ

	<p>うに防疫活動組織を明確にしておく。</p> <p>イ 感染症発生予防対策の実施</p> <p>(ア) 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に実施</p> <p>(イ) 飲料水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導 台所、便所、家の周囲の清潔、消毒方法を指導</p> <p>(ウ) 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔対策を実施 ごみの処理、し尿の処理を重点に実施</p> <p>(エ) 便所、台所等を中心に消毒を実施</p> <p>(オ) ねずみ族、昆虫等の駆除</p> <p>ウ 感染症発生時の対策実施</p> <p>(ア) 台所、便所、排水口等の消毒実施</p> <p>(イ) 汚物、し尿は消毒後に処理</p>
<p>県</p>	<p>ア 防疫活動実施体制</p> <p>(ア) 災害規模に応じ、市の防疫活動を指導・支援</p> <p>(イ) 地域振興局健康福祉（環境）部：必要に応じて、地域振興局健康福祉（環境）部に災害防疫対策本部設置</p> <p>(ウ) 被災状況に応じ、自衛隊に防疫活動の支援要請</p> <p>イ 感染症発生予防対策の実施</p> <p>市と協力し、感染症発生動向の把握、予防教育及び啓発活動を実施</p> <p>ウ 健康調査及び健康診断の実施</p> <p>(ア) 地域振興局健康福祉（環境）部：緊急度に応じ、計画的に実施 （浸水地域住民、集団避難場所の避難者、応急仮設住宅入居者を重点に実施）</p> <p>(イ) 地域振興局健康福祉（環境）部：健康調査の結果、必要な場合は検便等の健康診断実施</p> <p>エ 感染症発生時の対策実施</p> <p>(ア) 地域振興局健康福祉（環境）部：入院が必要な感染症患者等（感染症患者又は無症状病原体保有者）に対し、速やかに入院措置。交通途絶等のため、感染症指定医療機関に受入れすることが困難な場合、災害をまぬがれた地域内の適当な医療機関へ受入れを依頼</p> <p>(イ) 地域振興局健康福祉（環境）部：濃厚接触者（感染症患者等と飲食を共にした者、頻繁に接触した者）に対し、病気に対する正しい知識、消毒方法等の保健指導を実施</p> <p>オ 臨時予防接種の実施又は実施指示（健康対策課）</p> <p>(ア) 疾病のまん延予防上必要のあるとき、対象者又は期日を指定して、地域振興局健康福祉（環境）部へ臨時予防接種の実施を指示</p> <p>(イ) 市が実施することを特に適当と認めるときは市長に指示</p>

(3) 食品衛生確保対策

実施主体	業 務
県（地域機関）	<p>ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保 市及び食品調製施設に対し監視指導を実施 （市の被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づくもの）</p> <p>イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導 市の協力を得て実施。特に仮設の炊き出し施設に対しては、食品衛生監視員が原料の調達、保管、調理についての指導を実施</p> <p>ウ 井戸水等の水質の安全確認と滅菌の指導 普段使用していない井戸水等を飲料水等に使用する場合、その水質の安全確認と滅菌を被災者に指導</p> <p>エ 食品関連被災施設に対する監視指導 食品衛生監視員が営業施設の被災状況を確認し、食品の安全確保及び施設・設備の監視指導を実施</p> <p>(ア) 冠水食品の廃棄の指導 (イ) 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の廃棄の指導 (ウ) 施設・設備等の洗浄消毒の指導</p> <p>オ 食品衛生協会への要請 (ア) 地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請 (イ) 食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導実施</p>
県（生活衛生課）	必要に応じて、地域機関の応援体制を確立

(4) 栄養指導対策

実施主体	業 務
県（地域機関）	<p>ア 炊き出しの栄養管理指導 地域振興局健康福祉（環境）部は市設置の実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導実施</p> <p>イ 巡回栄養相談 避難所、仮設住宅、被災家屋を巡回 高血圧、糖尿病等の在宅食事療法の必要な方やアレルギー食、粉ミルク又は離乳食の必要な乳幼児などの要配慮者に対して、食生活指導、栄養面からの健康維持指導を実施</p> <p>ウ 食生活相談者への相談・指導 健康維持のための食品、特別用途食品（低エネルギー食、アレルゲン除去食、低塩分食等）の入手、調理方法の相談に対して、情報提供を含めた指導を実施</p> <p>エ 集団給食施設への指導 給食設備や給食材料の確保、調理方法等について指導</p>

	※ ア～エについては、市栄養士等と連絡を図りながら実施する。
県（健康対策課）	ア 災害の状況により、栄養指導班編成の上、栄養指導を実施 イ 被災地区の規模、状況に応じて県栄養士会へ支援要請

(5) 広域応援の要請

実施主体	業 務
県	県内だけでは体制の確保ができない場合、災害協定を締結している隣接県等及び国に対して応援の要請

(6) 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達

実施主体	業 務
市	ア 防疫資器材等の備蓄及び調達について計画作成、実施 イ 防疫資器材等の整備状況を県健康福祉（環境）部に報告 ウ 緊急時、防疫資器材等の不足による確保要請（県健康福祉（環境）部へ）
県	ア 県内の防疫資器材等の備蓄状況を市へ情報提供 イ 災害時の防疫資器材等の必要量確保のため、防疫薬品業界と協定締結 ウ 緊急時の防疫資器材等の調整 （ア）健康福祉（環境）部：管内調整を実施、調整がつかない場合は、健康対策課へ確保要請 （イ）健康対策課：防疫薬品業界団体へ協定に基づく供給要請

(7) D H E A T 関係

ア D H E A T の派遣調整

実施主体	対 策	協力依頼先
県（福祉保健課）	ア 県内での相互支援だけでは防疫及び保健衛生活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、D H E A T の応援派遣に関する調整依頼を行う。	厚生労働省
	イ D H E A T の派遣が可能な県等に対して応援要請を行う。	D H E A T の派遣が可能な県等

イ D H E A T の活動

実施主体	対 策	協力依頼先
DHEAT 構成員	防疫及び保健衛生活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。	

第16節 こころのケア対策計画

【災害対策本部担当部】 民生部

1 計画の方針

○ 基本方針

県、専門医、関係団体と協力し、被災によるこころの健康障害の予防と早期発見を図るとともに、被災者自らが精神的健康を回復・維持増進し、健康な生活が送れるように支援する。

(1) 各主体の責務

ア 市民

被災住民、災害復旧事業者等は急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者である乳幼児・高齢者・障がい者等に十分配慮しながら、こころの健康の保持・増進に努める。

イ 報道機関

(ア) 不用意な取材活動によるPTSD（心的外傷後ストレス障害）誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。

(イ) こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

ウ 精神科医療機関

(ア) 被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障害等に対して必要な医療を提供する。

(イ) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動等の県が実施するこころのケア対策を支援する。

エ 精神保健福祉医療関係機関・団体

県が実施するこころのケア対策の取組を支援する。

オ 市

(ア) 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

(イ) 市全域又は特定地域において多数が被災し、現地の専門員で対応が不可能な状況が生じていると災害対策本部長が判断した場合は、医療救護本部と協議してこころのケア対策の支援を県に要請する。

(ウ) 全市民を対象とする保健事業等を活用し、K10法（震災後の精神健康度スクリーニング尺度）や問診によるスクリーニングを一定期間実施するほか、民生委員・児童委員、ボランティアセンター、こころのケアチーム等の関係者との連携を密にし、ハイリスク者の把握に努める。

カ 県

(ア) 国の「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」に基づき、県は、被災者

のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム(以下、「D P A T」という。)等の体制整備に努める。

- (イ) 必要に応じて、国及び他都道府県に対して、D P A Tの派遣を要請する。
- (ウ) D P A Tを編成したときは、その旨を厚生労働省に報告する。
- (エ) 被災住民に対するこころのケア対策を実施し、市を支援する。

(2) 達成目標

(ア) 発災直後から情報収集に努め、発災から概ね48時間以内に活動できるD P A T先遣隊において、本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等を行う。

(イ) 先遣隊の後に中長期に渡り活動するD P A Tにおいて、本部機能の継続や、被災地での精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援、被災した医療機関への専門的支援、支援者への専門的支援等を行う。

(3) 要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者に対しては、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

(4) 市職員のこころのケア対策

集中的かつ継続的な災害業務に対応する職員に対し、身体的な疲労の蓄積から生ずるこころの障害に対し、精神科病院、県精神保健福祉会等関係機関等の協力のもと、職員自身のこころのケアのための研修を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県障害福祉課	厚生労働省	県外D P A Tの派遣要請
県障害福祉課	他の都道府県	県外D P A Tの派遣要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
厚生労働省	県障害福祉課	県外D P A Tの派遣
他の都道府県	県障害福祉課	県外D P A Tの派遣

3 業務の内容

実施主体	業 務	協力依頼先
県障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ D P A T 調整本部の設置 ・ D P A T の派遣要請・受入れ調整 	厚生労働省、D P A T 事務局、新潟 D P A T、精神科医療機関
D P A T	<ul style="list-style-type: none"> ・ D P A T 調整本部、D P A T 活動拠点本部において、D P A T の指揮調整、情報収集、関係機関等との連絡調整等の本部活動を行う。 ・ E M I S や J - S P E E D、関係機関からの情報等を基に、被災地域の精神科医療機関、避難所、医療救護所等の精神保健医療ニーズを把握する。 ・ 活動内容の情報発信を行う。 ・ 被災地での精神科医療の提供を行う。 ・ 被災地での精神保健活動への専門的支援を行う。 ・ 被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む）を行う。 ・ 被災者への専門的支援を行う。 	県、被災地域内の災害拠点病院、災害拠点精神科病院、保健所等

第17節 児童生徒・教職員に対するこころのケア対策計画

【災害対策本部担当部】 教育部

1 計画の方針

○基本方針

(1) 各主体の責務

ア 県

(ア) 災害発生直後からこころのケアに係る緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡を取り、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校開始直後からカウンセラーを派遣する。

(イ) 被災した学校に対して、カウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」を、県臨床心理士を派遣し実施する。

(ウ) 地震の規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

イ 小千谷市教育委員会

カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にした上で通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。

ウ 学校

(ア) 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、児童・生徒等への説明、保護者への説明会を実施する。

(イ) カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェック及びスクリーニングを実施する。

(ウ) 教員による児童・生徒等への早期カウンセリングを実施する。

(2) 達成目標

ア 災害救助法が適用された場合には、災害発生から1週間後をめぐり、すべての学校の教員が県教育委員会実施する「説明会」に参加する。

イ 災害救助法が適用された場合には、災害発生から2週間後をめぐり、すべての学校でカウンセリングを開始する。

(3) 要配慮者に対する配慮

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアの在り方等について、ガイドとなるパンフレット等を配付する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
小・中・特別支援学校	市教育委員会	カウンセラーによる心のケアが必要な児童・生徒、実施児童生

		徒数、個別相談票の報告
市教育委員会	県教育委員会	心のケアに係る必要な情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県教育委員会	市教育委員会	カウンセリング実施日 説明会実施日
市教育委員会	小・中・特別支援学校	カウンセリング実施日 説明会実施日

3 業務の体系

心のケアに係る必要な情報の提供・心のケアの要請（市教育委員会）

↓

派遣計画の作成と説明会資料作成（県教育委員会）

↓

説明会への参加（該当学校教職員）

↓

心の健康調査とスクリーニング（小・中学校）

↓

カウンセリング

※スクリーニング・・・対象者の抽出

4 市の業務内容

- (1) 市教育委員会は、震災発生直後から児童・生徒及び教職員に対する心のケア対策について県教育委員会と連絡を取るとともに、小・中・特別支援学校から心のケアが必要な児童・生徒等の報告を受け、県教育委員会に対し、学校再開直後からの説明会及びカウンセラーの派遣を要請する。
- (2) 市教育委員会は、カウンセラー派遣計画、該当小・中・特別支援学校教職員への説明会等について迅速かつ確実に各学校へ通知できるよう、管理・指導主事を窓口として、連絡の方法等を明確にした上で通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。
- (3) 心のケアチームの派遣等支援要請を行うときは、本人又は保護者の要請があった場合、又は学級担任等の教員が必要と認めた場合とする。

5 小・中学校の業務内容

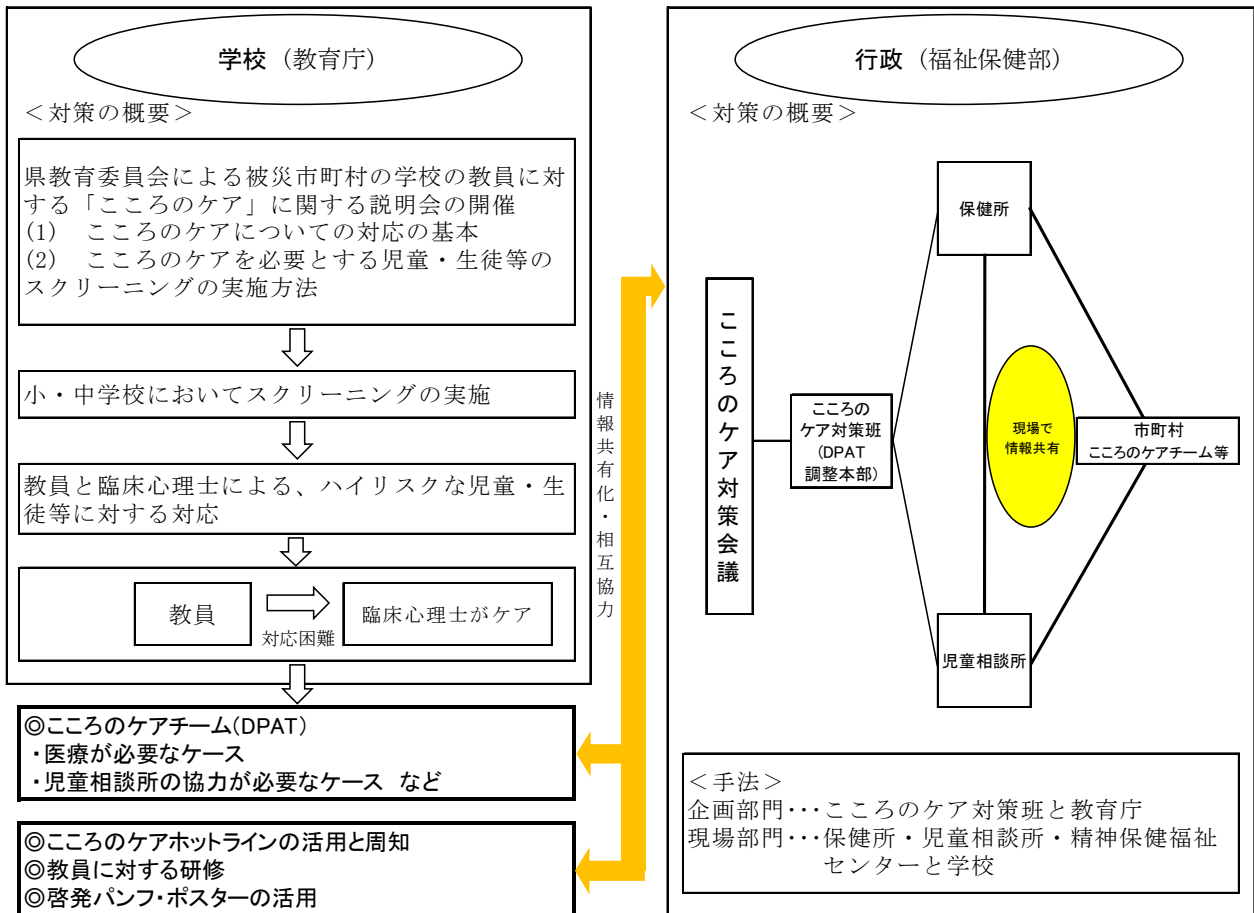
- (1) 小・中・特別支援学校は、「該当学校教員の説明会」を受け、心のケアに係る職員研修、児童生徒への説明、保護者への説明会を実施する。また、カウンセリング実施に係る「心の健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニング、教員による児童生徒への早期カウンセリングを実施する。
- (2) 校長は、児童・生徒の心のケアや被災後の学校運営を行う教職員の心のケアに留意するとともに、心のケア対策が必要となった場合には、市教育委員会を通じて県教育

委員会にカウンセリング等の実施を要請する。

6 こころのケア対策の連携

(1) 行政との連携

教育委員会の「児童・生徒等におけるこころのケア対策」と「こころのケア対策」の連携図



第18節 廃棄物の処理計画

【災害対策本部担当部】 市民衛生部

1 計画の方針

○基本方針

(1) 各主体の責務

ア 市民

(ア) ごみ処理

- a 避難所での生活ごみについて、市の指示する分別等のごみの排出に協力する。
- b 家庭からの生活ごみ、粗大ごみについて、市の指示する分別、指定場所へのごみの排出等に協力する。
- c ごみの野焼き、災害ごみ排出指定場所等への便乗ごみ（震災により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄等を行わない。

(イ) し尿処理

- a 避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

イ 市

(ア) ごみ処理

- a ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮置場を設置する等、復旧まで処理体制を整備する。
- b 避難者の衛生面での支障が生じないように、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。
- c あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- d ごみの発生量を予測し、仮置場及び最終処分地を確保する。
- e ごみの収集方法を決定し、速やかに住民に周知する。この際、排出時の分別について充分周知を行う。
- f ごみの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。
- g 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。
また、有害廃棄物の適切な分別、保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講じる。
- h 大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、仮置場までの運搬ルート確保を行う。
- i ごみの収集、処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域

支援を要請する。

(イ) し尿処理

- a し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。
- b 避難所等の避難者の概数、仮設トイレの設置状況の把握を行い収集体制を整備する。
- c あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（し尿処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- d し尿の収集、処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

(ウ) 災害がれき処理

- a 隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、必要に応じ、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。
- b あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、実施計画（がれき処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- c 災害がれきの発生量を予測し、仮置場及び最終処分地を確保する。
- d 災害がれきの処理方法を決定し、速やかに住民に周知する。
- e 災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。
- f 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。
また、有害廃棄物の適切な分別、保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図る他、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講じる。
- g 損壊家屋が多数に上る場合は、住民の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処分まで指定業者の斡旋、受付窓口の設置など、計画的な処理体制を構築する。
- h 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

ウ 県

- (ア) 必要に応じ災害廃棄物処理実行計画を策定する。
- (イ) 市町村の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。
- (ウ) 県及び他市町村の職員の応援派遣等により市を支援する。
- (エ) 市町村が行う災害廃棄物処理対策に対する技術的な援助を行う。
- (オ) 市町村から災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託された場合には、その事務を実施する。

(2) 達成目標

(ごみ収集)

- ア 生活ごみ等の収集は、概ね3日～4日以内に開始する。災害ごみの収集は、概ね3日～4日以内に開始し、7日～10日以内での収集完了に努める。

(し尿収集)

イ し尿の収集は、概ね24時間以内に開始する。

(災害がれきの収集)

ウ 災害がれきの収集は、概ね1か月以内に開始する。

(3) 要配慮者に対する配慮策

市は、要配慮者の家庭からのごみ収集等に、ボランティアを要請するなどの配慮を行う。

2 情報の流れ

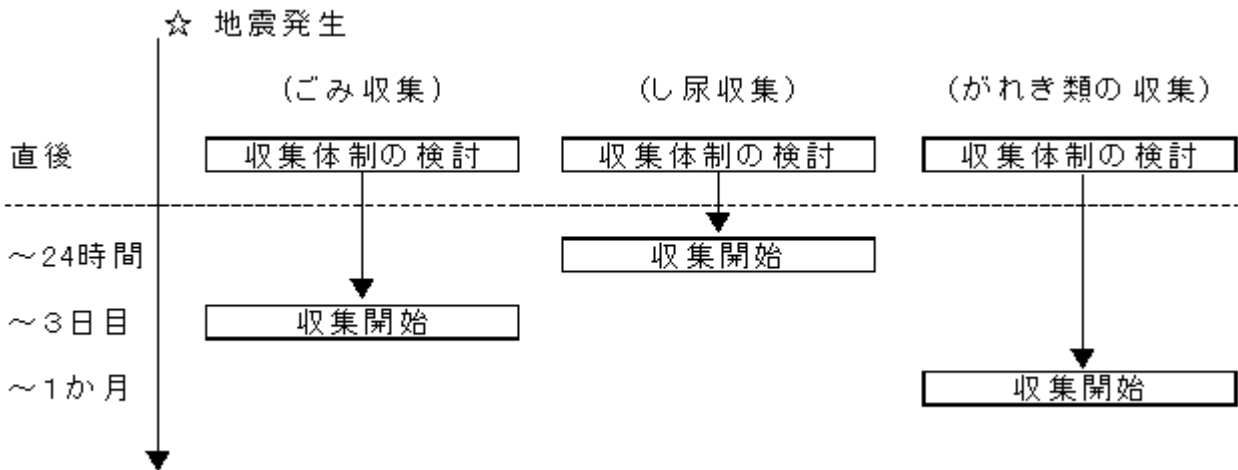
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	ごみ、し尿収集のニーズ
市	県	広域支援の必要性
県	協定先・団体	広域支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	広域支援の情報
市	避難所、避難者	ごみ、し尿の収集情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) ごみ処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	<ul style="list-style-type: none"> 市が行う避難所等のごみの分別、排出に協力する 各家庭においては、市の指示に従い、ごみの分別、排出を行う。 	市
市	<ul style="list-style-type: none"> 生活ごみ、粗大ごみ処理の実行計画を策定する。 避難所のごみ収集体制を整備する。 	県災対本部 近隣市町関係団

	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭からのごみの分別、排出方法等について住民に周知する。 ・災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村、県に要請する。 ・必要に応じ、仮置場の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確認する。 ・必要に応じ、ごみ収集にボランティア派遣の調整を図る。 	体 県災害ボランティアセ ンター 市災害ボランティアセ ンター
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、ごみ処理対策を支援する。 	協定団体等 環境省関東地方 環境事務所 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、職員を派遣し、市の初動対応を支援する。 ・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。 	
新潟県環境整備事業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・市、県からの要請に基づき、現地での災害ごみの収集に協力する。 	
(一社)新潟県産業資源循環協会	<ul style="list-style-type: none"> ・市、県からの要請に基づき、現地での災害ごみの収集・処分に協力する。 	
(公財)新潟県環境保全事業団	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの要請に基づき、災害ごみの処理に協力する。 	

(2) し尿処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの維持管理に協力し、市のし尿収集に協力する。 	市
市	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理の実行計画を策定する。 ・住民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。 ・し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村、県に要請する。 	協定団体等 県
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、し尿処理対策を支援する。 	協定団体等 環境省関東地方 環境事務所 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、職員を派遣し、市の初動対応を支援する。 ・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築 	

	する。	
新潟県環境整備事業協同組合	・市、県からの要請に基づき、現地でのし尿収集に協力する。	
(一社)新潟県浄化槽整備協会	・市、県からの要請に基づき、浄化槽の被害調査、応急復旧に協力する。	

(3) 災害がれき処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	・市の指示に従い、損壊家屋の解体後の災害がれき処理に協力する。	市
市	・災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体について必要に応じ県を通じて自衛隊に要請する。 ・災害がれき発生量を推計し、処理の実行計画を策定する。 ・住民に災害がれき処理の方法を周知する。 ・災害がれきの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町、県に要請する。 ・必要に応じ、災害がれきの仮置場を設置し管理する。	県 協定団体等 自衛隊
県	・市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、災害がれき処理対策を支援する。	協定団体等 環境省関東地方環境事務所 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	・必要に応じ、職員を派遣し、市の初動対応を支援する。 ・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	
自衛隊	・県からの要請に基づき、災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体を支援する。	
(一社)新潟県産業資源循環協会	・市、県からの要請に基づき、災害がれきの収集、処理に協力する。	
(一社)新潟県解体工事業協会	・市、県からの要請に基づき、損壊家屋の解体に協力する。	
(公財)新潟県環境保全事業団	・県からの要請に基づき、災害がれき処理に協力する。	

第19節 トイレ対策計画

【災害対策本部担当部】 市民衛生部

1 計画の方針

○ 基本方針

市は、現有資機材等の利用及び仮設トイレ等を最大限確保することにより、避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保し、衛生的に使用するための管理を行う。

(1) 各主体の責務

ア 市民・企業等

(ア) 地震発生から「最低3日間、推奨1週間」分の必要な^{※1}携帯トイレや^{※2}簡易トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

イ 市

(ア) 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。(被災者への供給を行う。)

(イ) 避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

(ウ) ^{※3}備蓄組立トイレでは不足する場合又は自力で必要な^{※4}仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。

(エ) し尿処理場及びし尿運搬業者の状況等について調査し、自力で必要な運搬、処理を確保できない場合は、県に支援を要請する。

(オ) 避難所トイレ及び仮設トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

(カ) 避難所以外の公共トイレの被災状況を把握し、早期に使用できるよう対応する。

ウ 県

(ア) 県は、市が把握したニーズに応じて、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等について市を支援する。

* 災害用トイレの特徴及び分類 (日本トイレ協会)

分類	特徴
*1 携帯トイレ	既設トイレの便座等に便袋を設置し、使用後はし尿をパックし処分するタイプ
*2 簡易トイレ	室内に設置可能な小型で持ち運びができるトイレで、し尿を貯留するタイプ。介護用のポータブルトイレも含む。
*3 組立トイレ	災害発生時に組み立てて使用する屋外型タイプ（汲み取り便層付き）とマンホール対応型がある。日常時はパーツは折りたたんだ状態で保管する。
*4 仮設トイレ	工事現場やイベント等で利用されているタイプ。洗浄方式は、簡易水洗方式・泡式・非水洗の3タイプがある。いずれも、貯留し汲み取りを行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用の災害用トイレを配備（概ね24時間以内）する。
- イ 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。
- ウ 要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

(3) 快適な利用の確保

- ア 避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行いトイレの円滑な利用を図る。
- イ トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレトペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- ウ 避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿の汲み取りを実施する。
- エ トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

2 情報の流れ

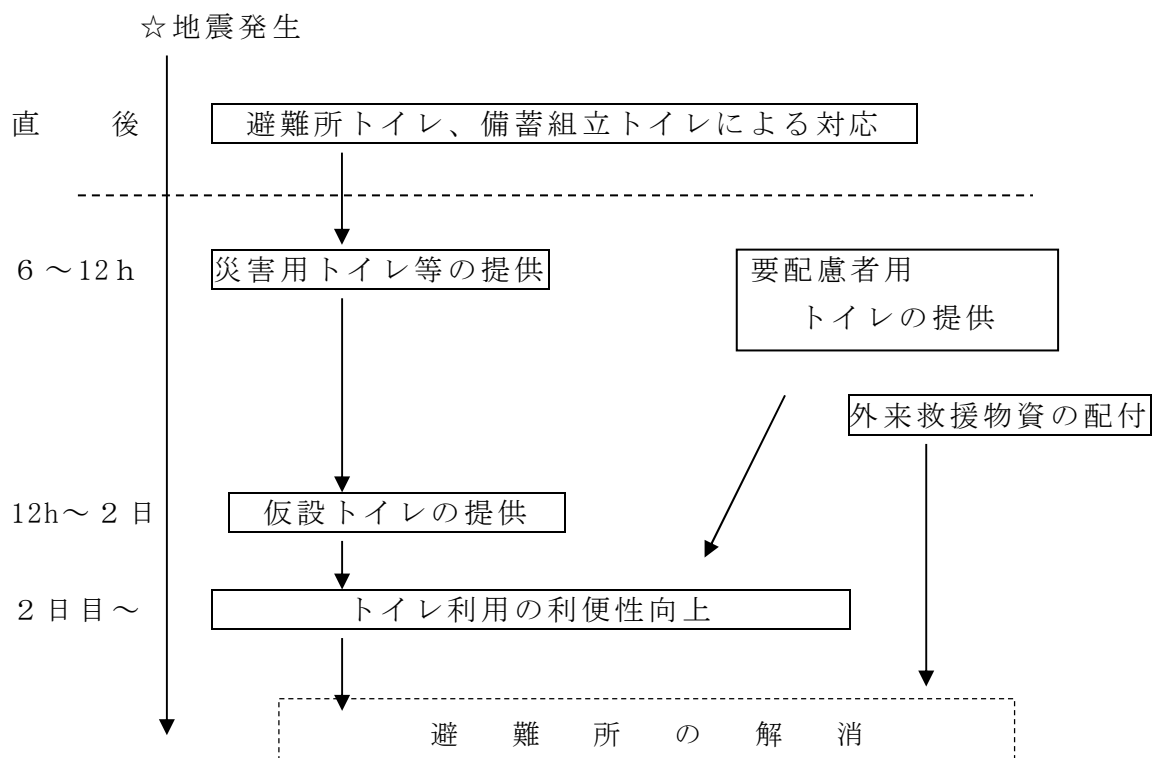
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
県	企業・団体	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	供給予定情報
市	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系



4 トイレの調達

(1) 備蓄の携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレによる対応

実施主体	業務	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。 避難者に対して、携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレの適切な利用方法を周知する。 避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送、災害時相互応援協定締結市町村及び県からの緊急供給で補う。 社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。 	災害時相互応援協定締結市町村 県災対本部 社会福祉協議会、市災害ボランティア本部、県災害ボランティア支援センター
県	<ul style="list-style-type: none"> 市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から避難所等に配送する。 	(公社)新潟県トラック協会
災害時相互応援協定締結市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市から調達要請があったトイレ等を、指定された場所（原則として各避難所）へ配送する 	

県トラック協会	・県からの要請に基づき、県内の備蓄トイレを避難所等へ配送する。	
---------	---------------------------------	--

(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

実施主体	業 務	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類ごとの概数を把握する。 ・企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。 ・義援物資提供の申し出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける。） ・調達が困難な場合は災害時相互応援協定締結市町村及び県に調達の代行を依頼する。 	町内会長等 企業・団体等 災害時相互応援協定 締結市町村 県
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの要請に基づきトイレ等の調達を代行する。 ・企業・団体等に対してトイレ輸送経路等の情報を適宜提供する。 	企業・団体 他都道府県
災害時相互応援協定締結市町村	・市から調達要請があったトイレ等を、指定された場所（原則として各避難所）へ配送する	
企業・団体等	・県から調達要請があったトイレ等を、指定された場所（原則として各避難所）へ配送する。	

第20節 入浴対策計画

【災害対策本部担当部】 市民衛生部

1 計画の方針

○ 基本方針

市は、地震による自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、身体の清潔の保持のため、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

(1) 各主体の責務

ア 市民・企業等

地震から被災を免れた入浴施設を被災者に開放するよう努める。

イ 市

(ア) 地域間交流センターちぢみの里の早期入浴機会の確保

(イ) 被災を免れた入浴施設管理者への施設開放要請

(ウ) 入浴施設を有する他市町村への協力要請

(エ) 県への支援要請

ウ 県

(ア) 自衛隊に対する入浴支援要請

(イ) 県内市町村及び隣接県への協力要請

(ウ) 新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請

(2) 達成目標

入浴機会の確保は、地震の発生から概ね3日以内に実施する。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア 入浴施設までの交通手段の確保

イ 要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保

ウ 要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底

エ 乳幼児に対する配慮

(ア) 沐浴に必要な物品の確保

(イ) 乳幼児の沐浴や皮膚のケアを行うため助産師、助産師会への協力要請

(ウ) 乳幼児の沐浴サービスに関する広報の徹底

(4) 積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請の強化を図る。

2 情報の流れ

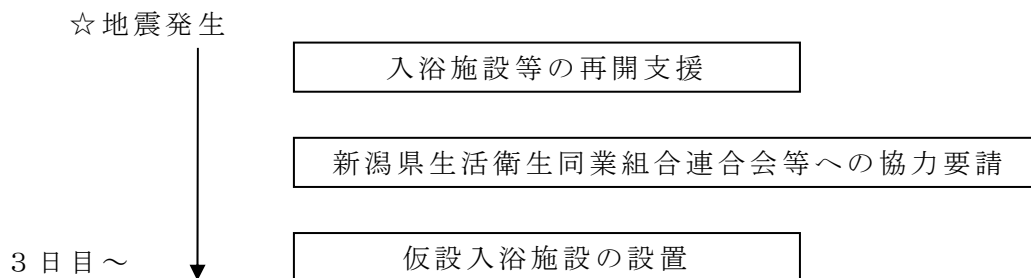
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	仮設入浴施設設置要請 入浴施設確保要請
県	自衛隊、他自治体、新潟県生活衛生同業組合連合会	入浴支援要請、施設利用協力要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	入浴施設確保情報
市	避難所、避難者	入浴施設開設予定情報 入浴サービス提供情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 入浴施設等の再開支援

実施主体	業務	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 業務再開可能な入浴施設等に対し、給水等の支援を行い、入浴環境を確保する。入浴環境を確保するため、浴場施設、ボイラー燃料等の供給計画を事前に定める。 要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。 避難者に対する入浴施設情報の広報を行う。 	入浴施設管理者等

(2) 新潟県生活衛生同業組合連合会等への協力要請

実施主体	対策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等への協力要請を行う。 市のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。 	新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等
県	<ul style="list-style-type: none"> 市の要請又は被害が数市町村に及ぶ場合は新潟県生活衛生同業組合連合会又は近隣県を通じて他県の旅館ホテル生活衛生同業組合等へ支援の 	新潟県生活衛生同業組合連合会等

	要請を行う。	
--	--------	--

(3) 仮設入浴施設の設置

実施主体	業 務	協力依頼先
市	・近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設設置を県に要請する。	県災対本部
県	・市の要請により自衛隊へ入浴支援要請を行う。	自衛隊
自衛隊	・県の要請により避難所等へ野営用入浴施設により支援を行う。	

第21節 食料等供給計画

【災害対策本部担当部】 ○調達部、農林部、市民衛生部

1 計画の方針

○ 基本方針

市は、被災者及び災害応急業務現地従事者に対し、食料、飲料水等（以下「食料等」という）を供給する必要があるときは、県及び関係者との連携により、速やかに供給する。

また、住宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

(1) 各主体の責務

ア 市民

災害発生から（流通機構の復活が見込まれるまでの）3日程度の間に必要な食料等は、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

イ 市

(ア) 自ら食料等を用意できない被災者への供給を行う。

(イ) 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。

(ウ) 自力で必要な食料等を確保・輸送できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。

(エ) 避難が長期化した場合は、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へ移行し、避難者の自立を促す。

(オ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

ウ 県

(ア) 必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。

(イ) 食料等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

(ウ) 自力で必要な食料等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。

(エ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

エ 指定地方行政機関

食料等の調達、輸送について、県を支援する。

(2) 達成目標

食料の供給は概ね次の計画を目処とし、災害の規模に応じて調整する。食料等は原則として1日3回提供する。

- 地震発生～12時間以内：住民による自己確保又は避難所等の保存食料
 地震発生～12時間後～：おにぎり、パン等の簡単な調達食
 地震発生～24時間後～：自衛隊等による配送食（温かいもの）
 地震発生～72時間後～：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、住民等による現
 地炊飯（炊き出し等）

- (3) 要配慮者に対する配慮
 高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（地震発生から24時間後～）
 (4) 積雪時の対応
 現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。

2 情報の流れ

- (1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	協定業者、事業所	調達情報
市	県	集約された被災地ニーズ

- (2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市	避難所、避難者	供給予定情報
協定業者、事業所	市	調達品提供
県	市	供給予定情報

3 食料等調達・供給フロー図

（別途フロー）

4 市の実施体制

市は、収集した被害情報により、食料供給対象者数を確認し、品目、数量、供給場所等決定し、食料等供給計画書を作成し、被災者等に対する食料等の調達・供給を実施する。

- (1) 提供食料の種別等

ア 炊き出しによる米飯、米穀、食パン、麺類（即席麺、そば、乾うどん）、飯缶、乾パン

イ 乳児用ミルク、牛乳

ウ 副食品（缶詰、漬物、佃煮、野菜）調味料（味噌、醤油、塩、砂糖）

- (2) 食料等供給の対象者

ア 避難所に受入れされた者及び避難所に避難した者で、食料等の持ち合わせのない者

イ 住家の被害が全壊（全焼）、流出、半壊（半焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者

- ウ 床下浸水であっても、炊事道具が流出、又は炊事施設が壊れあるいは土砂に埋まった場合等で炊事ができない者
- エ 旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、食料等の持参又は調達できない者
- オ 被害を受け、一時縁故先等に避難する者で、避難先に到達するまでの間、食料等の持ち合わせがない者
- カ 被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で、食料等の提供を必要とする者

(3) 食料等の備蓄

多数の被害者に食料供給の必要が生じた場合を想定し、市の備蓄計画の目標を当面次のとおりとする。

ア 備蓄食料等の種類・数量

- ・主食(食)～10,000食
- ・副食(食)～6,800食
- ・飲料水(2L)～3,200本

* 県が示した「市・県の備蓄分担割合」を参考に算出

イ 備蓄場所

西小千谷地区、東小千谷地区、南部地区、片貝地区の指定避難所とする。

ウ 住民の備蓄

町内会、自主防災組織を通じて、住民の食料備蓄(家族3日分(推奨7日分))を推進するとともに、市は防災教育を積極的に行い、食料等の備蓄の重要性を啓発する。

(4) 食料の調達、確保

市は、保有する食料等で不足する場合は、越後おぢや農業協同組合、小千谷商工会議所、米穀取扱業者及び協定業者等を通じて民間業者から調達する。

ア 調達先

- 米 穀～越後おぢや農業協同組合、米穀取扱業者、協定業者等
- その他の食料～小千谷商工会議所、協定業者等

イ 要請に当たっての指示

調達に当たっては、次の事項を明示し、要請する。

(ア) 品目

(イ) 数量

(ウ) 引き渡し場所

ウ 集積場所及び管理方法

避難所又はその近くの適当な場所とし、それぞれに責任者を定めて、食料等の受入管理を行う。

(5) 炊き出しの実施

市は、炊き出しの必要がある場合は、避難所及びその付近において避難市民、自主防災組織、町内会、日赤奉仕団等ボランティアの協力を得て、炊き出し班を組織し実施する。

ア 炊き出し等用具の確保

避難施設の給食設備が使用できない間は、炊き出し等器具の提供を受けて炊き出しを実施する。

イ 炊き出し用具及び食（材）料の確保

炊き出し用具及び食（材）料の提供は市が行う。

(6) 食料等の配分方法

ア 市が作成する食料提供計画書により、避難所等ごとに定める責任者を通じて配分する。

イ 避難所以外に避難している者の把握に努め、避難所分に加え配分する。

ウ 公平な配分とするため、被災住民に事前に周知し、責任者の指示のもと、町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。

エ 配分に当たっては、要配慮者を最優先する。

オ 市は、直接食料を提供することが困難なため、米飯業者等に委託する場合は数量基準等を明示する。

カ 供給に必要な車両及び人員

車両～市公用車を使用するものとし、不足を来す場合は、市内の貨物輸送業者等及び県又は近隣市町に対し協力要請をする。

人員～供給に必要な人員は、市職員等をもって充てる。ただし、不足する場合は、自主防災組織、町内会、ボランティア等の協力を得て供給を行うものとする。

キ 輸送については、本章第10節「輸送計画」による。

(7) 供給食料の数量

応急用米穀の供給数量は、次に掲げる1人当りの供給数量に受給者の数及び期間の日数を乗じて得た数量とする。

ア 炊き出しによる給食の場合

1食当たり精米換算 200g以内

イ 供給機関が通常の供給を行えず、その機関を通じないで応急供給を行う場合

1日当たり 精米 400g以内

ウ 応急対策業務従事者に対する給食の場合

1食当たり 精米換算 300g以内

5 関係機関への応援要請

(1) 県、近隣市町村

市は、必要な食料等の調達・供給ができない場合は、協定市町村、県に対し、次の事項を明示して応援を要請する。

ア 食料等の応援要請

品目、数量、引き渡し期日、引き渡し場所、その他参考事項

イ 炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考事項

ウ 集積場所

応援食料等の集積場所は、原則として市車両センターとする。また、必要に応じ指定避難所及びその近隣に臨時集積場所を設け、責任者を定めて引受管理を行う。

(2) 自衛隊

市は必要と認めた場合、県に自衛隊の応援要請を依頼する。

この場合の手続きは、本章第9節「自衛隊の災害派遣計画」による。

6 食料等の衛生管理体制及び栄養指導

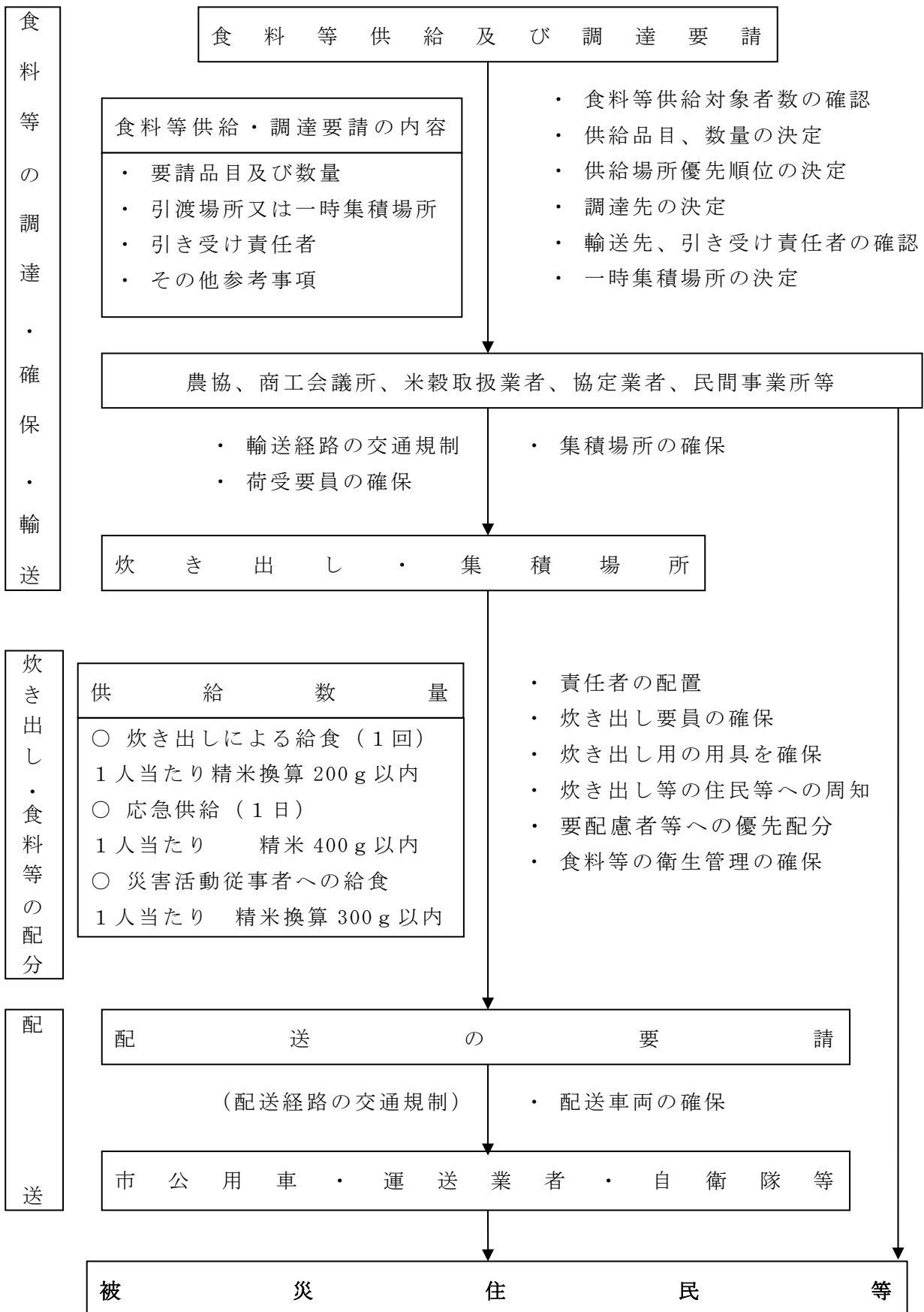
市は、備蓄食料等保管庫の防湿、防虫等について管理を行い、定期的に在庫品を点検し、保存期限が過ぎた食料等は、入替えをするなど食料等の衛生管理を行う。

また、炊き出し等にあつては、第3章第1.5節「防疫及び保健衛生計画」による。

7 積雪期の供給計画

市は、供給食料等の輸送を円滑に行うため、輸送経路の早期除雪の体制を整備するとともに、陸路輸送が困難な場合の空路輸送に備え、ヘリポートの除雪体制も整備しておく。

食料等調達・供給フロー図



第2節 生活必需品等供給計画

【災害対策本部担当部】 ○調達部、農林部

1 計画の方針

○ 基本方針

市は、被災者に対し、被服その他生活必需品（以下「生活必需品等」という）を供給する必要があるときは、速やかに供給する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努める。

(1) 各主体の責務

ア 市民

地震発生から（流通機構の復活が見込まれるまでの）3日程度の間に必要な生活必需品等は、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

イ 市

(ア) 自ら生活必需品等を用意できない被災者への供給を行う。

(イ) 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。

(ウ) 自力で必要な生活必需品等を確保・輸送できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。

(エ) 災害に備え計画的に生活必需品等の備蓄を進める。

(オ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

ウ 県

(ア) 必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。

(イ) 生活必需品等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

(ウ) 自力で必要な生活必需品等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。

(エ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市町村と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

エ 指定地方行政機関

(ア) 物資輸送拠点が開設された場合、その運用に協力する。

(イ) 生活必需品等の調達、輸送について、県を支援する。

(2) 達成目標

医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）及び衛生材料（ガーゼ、清浄綿、緊急手当て用品等）、乳児用粉ミルクと使い捨て哺乳瓶、おむつ（小人・成人用）、毛布、仮設トイレなどの供給は需要の把握から概ね12時間以内に、その他一般的な生活必需品の供給は概ね24時間以内に行うことを目標とする。

(3) 積雪時の対応

防寒具、ストーブ・使い捨てカイロ等、寝具、燃料等防寒対策に必要な物資を他

に優先して供給する。

2 情報の流れ

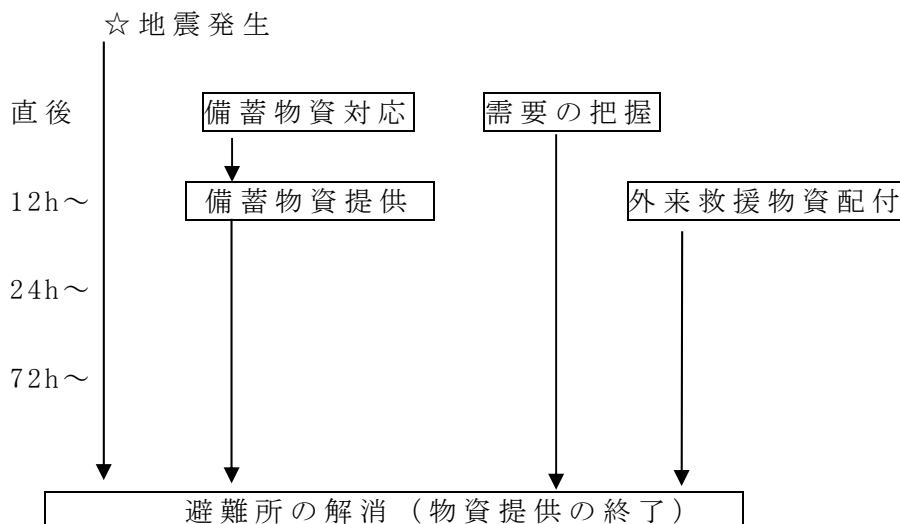
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	協定業者、事業所	調達情報
市	県	集約された被災地ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市	避難所、避難者	供給予定情報
協定業者、事業所	市	調達品提供
県	市	供給予定情報

3 業務の体系



4 生活必需品供給フロー図

別途図

5 生活必需品等の調達及び配付計画

(1) 生活必需品等の供給対象者及び品目

ア 供給対象者

- (ア) 避難所に避難した者で生活必需品等の持ち合わせのない者
- (イ) 旅行者、一般家庭の来訪者等であって、生活必需品等の調達ができない者

イ 主な品目

- (ア) 寝具（毛布、布団等）
- (イ) 被服（肌着等）
- (ウ) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (エ) 食器（茶碗、はし、皿等）

- (オ) 保育用品（ほ乳ビン等）
- (カ) 光熱材料（マッチ、ローソク、コンロ等）
- (キ) 日用品（石鹸、タオル、医薬品、洗面器、歯ブラシ、ちり紙、生理用品等）
- (ク) 紙オムツ（小人・成人用）
- (ケ) 暖房器具、使い捨てカイロ等
- (コ) 燃料

ウ 配分基準

- 個人ごと～寝具、被服、食器、洗面用具等個人として必要な用品
- 希望者～保育用品、生理用品等特定の個人が必要な用品
- 避難所ごと～炊事道具、発電機、暖房器具等避難所として必要な用品

(2) 市の備蓄

市の備蓄計画は、当面次のとおりとする。

備蓄生活必需品等の種類・数量

- ・毛布 2,000枚 * 県が示した「市・県の備蓄分担割合」を参考に算出

(3) 備蓄の啓発

町内会、自主防災組織を通じて、住民の生活必需品等の備蓄（概ね家族3日分）の推進を図るとともに、市は防災教育を通して、生活必需品等の備蓄の重要性を啓発する。

(4) 調達

市及び日赤小千谷支部で保有する生活必需品等をもつてもなお不足する場合は、第3章第2節「食料等供給計画」の供給手続きに準じ、小千谷商工会議所及び協定業者等に協力を要請する。

なお、日赤小千谷支部が交付する主な物資は、次のとおりである。

毛布、日用品セット、バスタオル、タオル

(5) 配分計画

第3章第2節「食料等供給計画」に準ずる。

6 輸送

本章第10節「輸送計画」による。

7 広域応援体制

(1) 市は、必要に応じて、協定市町村及び県に対し次の事項を示し、応援を要請する。

ア 品目別の調達要請量（自己の調達可能量と他市町村への調達要請の有無及び調達見込み量）

イ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者

ウ 連絡窓口及び連絡責任者

エ 荷役作業員の派遣の必要の有無

(2) 支援生活必需品等の受入れ

ア 県及び近隣市町等からの生活必需品等の集積場所は、原則として市車両センターとする。また、必要に応じ、指定避難所又はその付近に、臨時集積場所を設ける。

イ 管理方法

各集積場所ごとに引き受け責任者（管理責任者）を定め、荷受及び管理を行う。

8 生活必需品等の強制確保

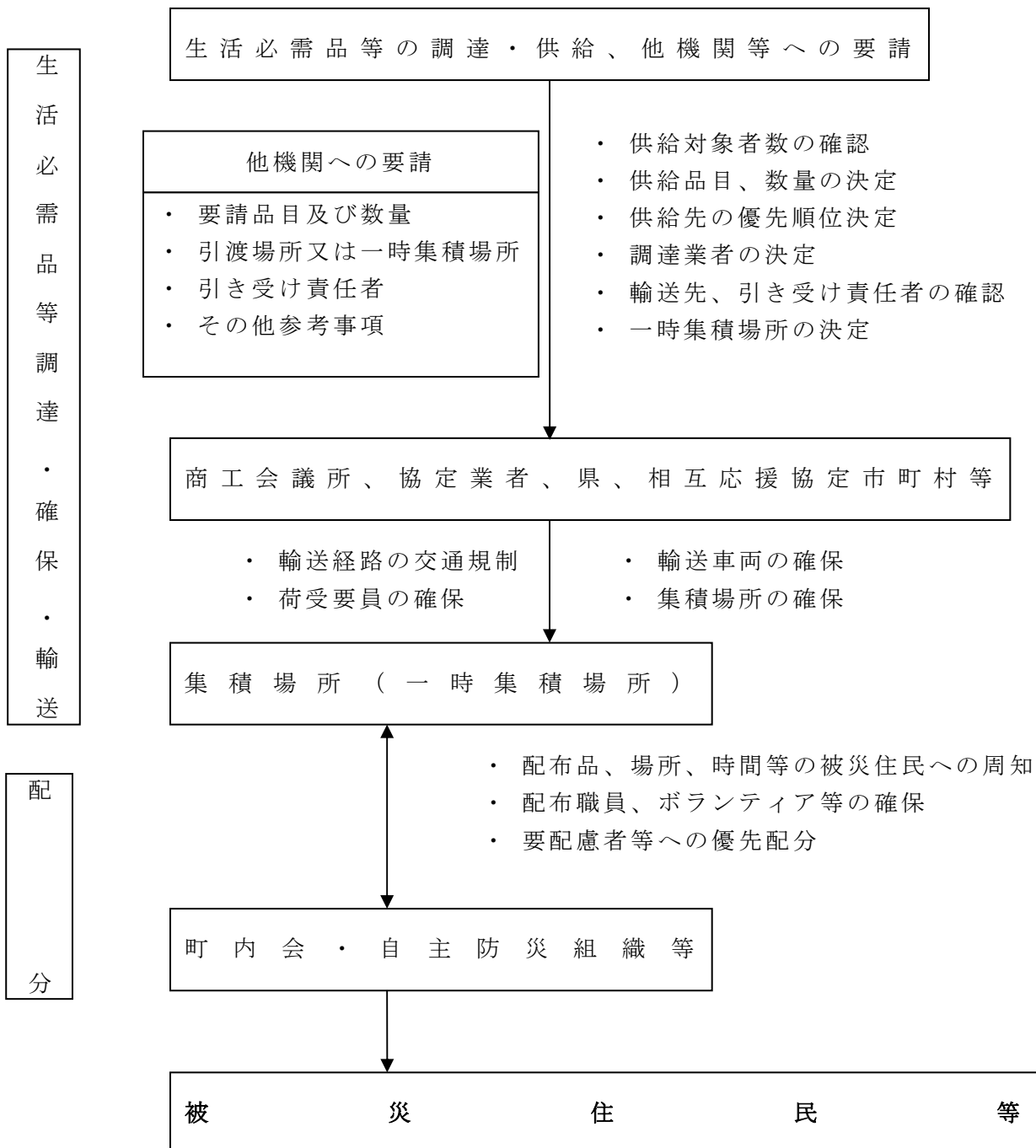
市は、必要に応じて、生活必需品等の適正な価格での供給及び必要な物資の調達ができない場合における強制確保措置について、県に要請する。

9 積雪期の供給計画

積雪期における円滑な供給のため、輸送経路、備蓄施設までの道路及び集積場所の早期除雪体制を確立しておく。

また、寒冷期の対策として、保温性の優れた寝具、発熱・保熱品等の備蓄及び確保に留意する。

生活必需品等供給フロー図



第23節 要配慮者の応急対策

【災害対策本部担当部】 ○民生部、教育部

1 計画の方針

○ 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。また、日頃、要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設等と協働のもと支援を行う。

(1) 各主体の責務

ア 市

市は、災害発生直後は地域住民、民生委員・児童委員、自主防災組織、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安全を確保し、必要に応じて県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。

避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供する。

避難後は要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

また、外国人、視聴覚障がい者等に対して、適切な情報提供等の支援を行う。

イ 県

県は、市からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員、災害福祉支援チーム等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者、社会福祉施設等の活動を支援する。

また、外国人に対して情報提供等の支援を行うほか、市が行う視聴覚障がい者等への情報提供を支援する。

ウ 介護保険事業者及び社会福祉施設等

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要援護者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の要配慮者の安全確保の協力を努める。

エ 企業

要配慮者を雇用している企業及び関係団体は、要配慮者を優先的に避難誘導を行い、安否確認を迅速に行う。

オ 国際交流関係団体、外国人雇用企業、留学生が所属する学校など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)

外国人関係団体は、市や県の協力を得て外国人の安否確認、災害情報の提供、相談等の支援活動を行う。

(7) 国際交流関係団体

市及び県の要請に基づき、多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の確保及び県内外関係団体への協力要請を行う。

(イ) 外国人雇用企業、留学生が所属する学校

所属する外国人の安全確保に努める。また、被災・避難状況を把握し、市に報告する。

カ 地域住民、町内会、自主防災組織等

地域住民、町内会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等と連携して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

キ 要配慮者及び保護責任者

要配慮者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

(2) 達成目標

ア 避難誘導対策

要配慮者をもれなく避難誘導する。

イ 避難所※の設置・運営 ※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。

- ・避難所において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。
- ・避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院により避難させる。

ウ 生活の場の確保

- ・応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。

エ 保健・福祉対策

- ・要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。

オ 外国人支援対策

- ・外国人の被災・避難状況の確認
- ・多言語支援窓口を設置し、情報提供、相談の実施等を行う。

(3) 積雪期の対応

必要により要配慮者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。

2 情報の流れ

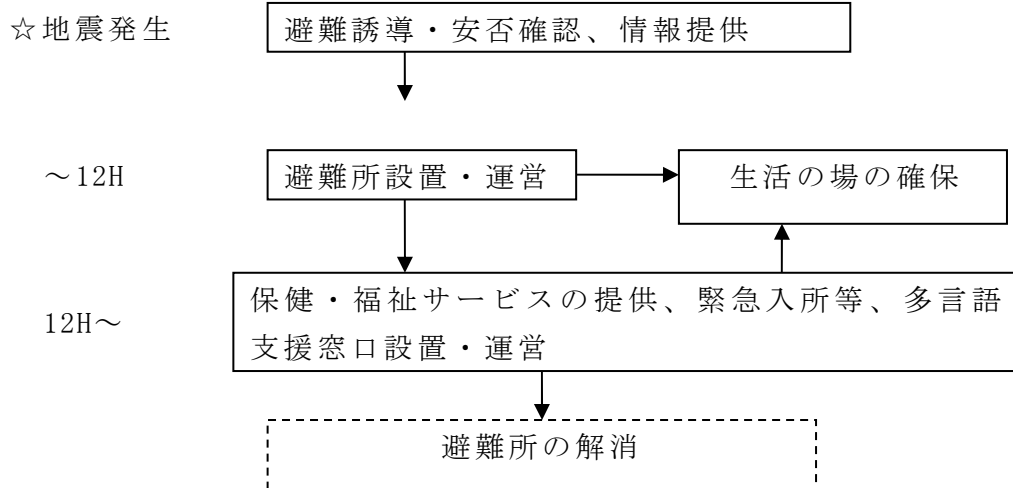
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者 民生委員・児童委員、町内会、介護保険事業者、福祉関係者等	市	要配慮者の安否や保健・福祉等のニーズ
市	県、他市町村、介護保険事業者、社会福祉施設等	要配慮者の集約された各種ニーズ、職員、災害福祉支援チーム等応援要請
県	国、都道府県、市、介護保険事業者、社会福祉施設、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会等	要配慮者への各種サービス要請、職員派遣要請、災害福祉支援チーム派遣要請

(2) 被災地へ

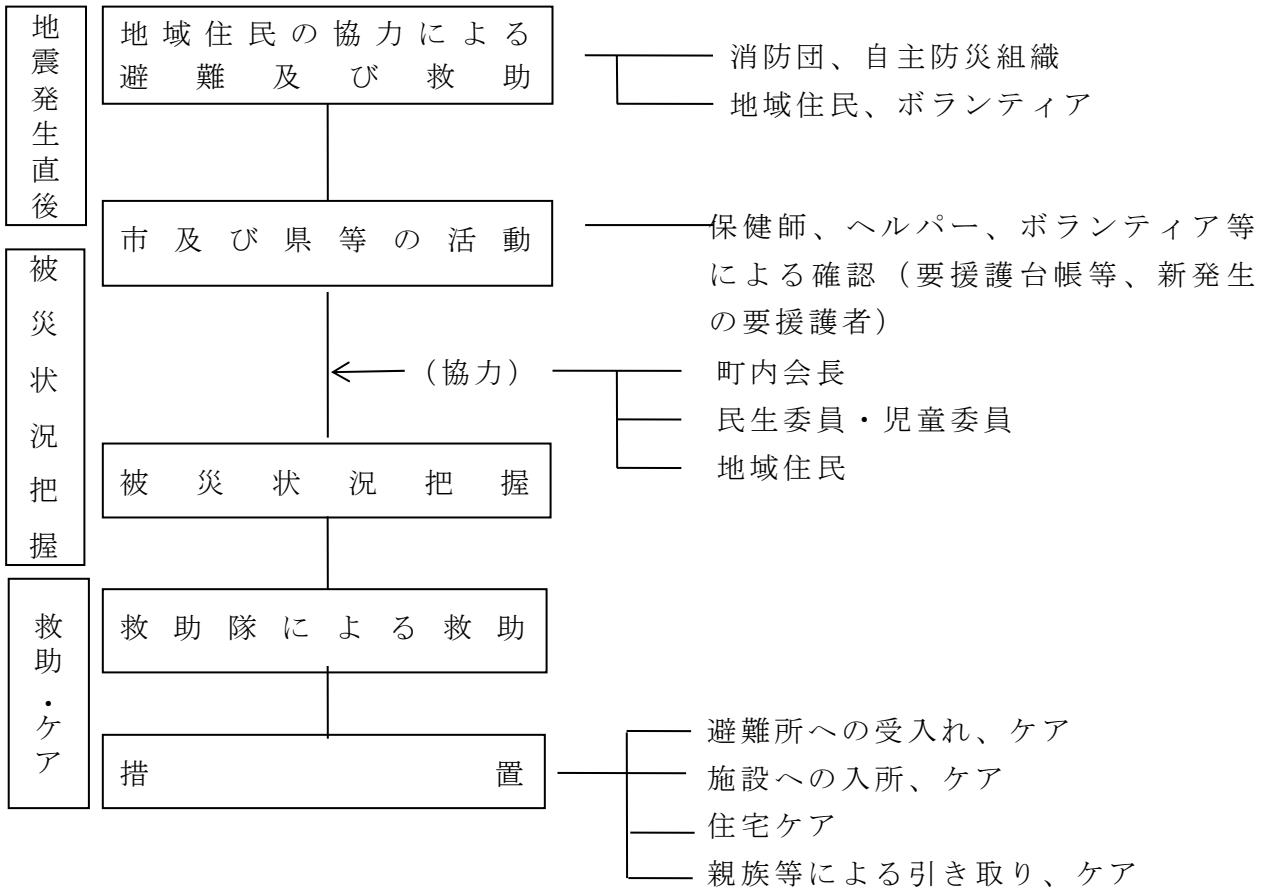
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県	市	サービス、派遣予定等の情報
市、介護保険事業者、社会福祉施設等	避難所、避難者等	サービス、派遣予定等の情報

3 業務の体系

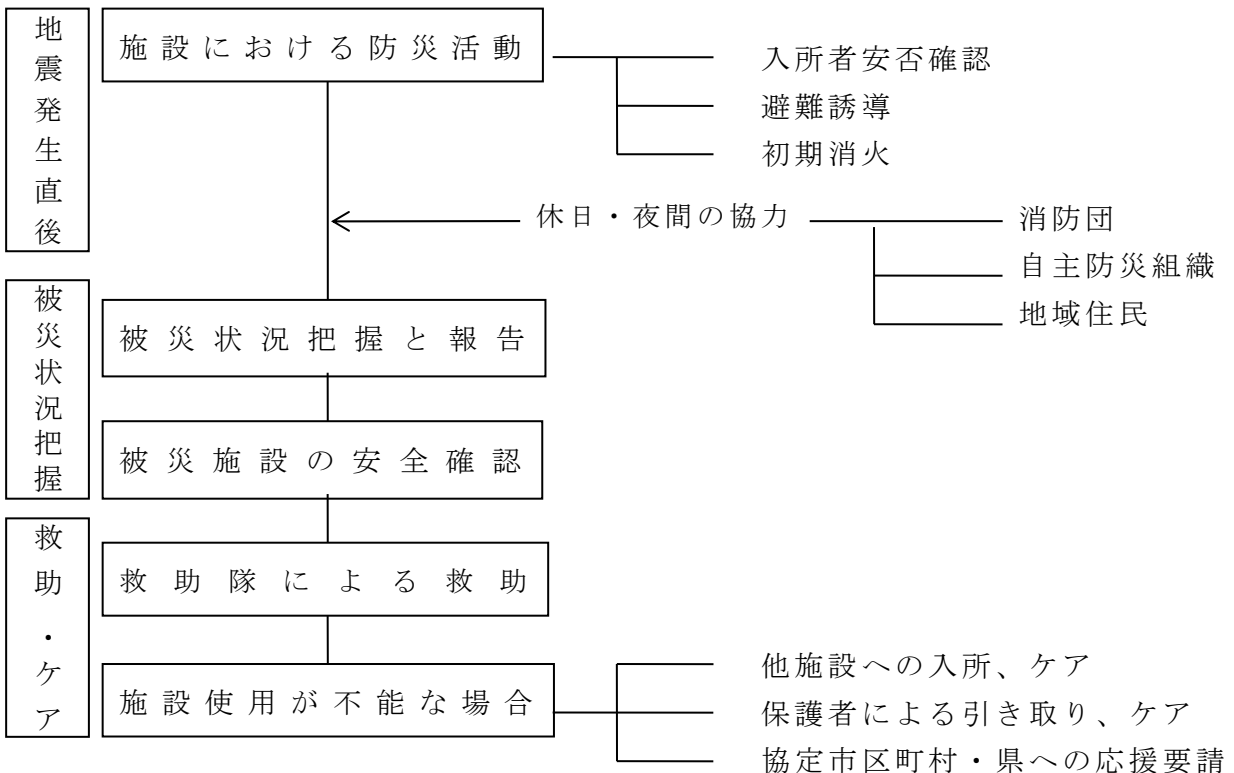


4 要配慮者応急対策フロー図

(1) 在宅要配慮者に対する対策



(2) 福祉施設等における対策



5 業務の内容

(1) 避難誘導対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 避難指示等の判断・伝達マニュアルに基づき高齢者等避難を伝達	町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織等
市	・ 要配慮者の避難所への誘導、移送	県警察、消防本部、介護保険事業者、町内会、自主防災組織等
市	・ 避難所での要配慮者の安否確認、生活環境の確保	消防本部、介護保険事業者、町内会、自主防災組織、NPO・ボランティア等
市	・ 社会福祉施設等への緊急入所	介護保険事業者、消防本部、社会福祉施設等

(2) 生活の場の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 公的宿泊施設での一時受入れ	公的宿泊施設等
市、県	・ 公営住宅等の確保	他市町村、都道府県等
市、県	・ 応急仮設住宅の確保	国、建設業者、(公社)新潟県宅地建物取引業協会

(3) 保健・福祉対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等により要配慮者の健康を確保	県、保健関係団体、他市町村・都道府県等
市	・ 避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供により要配慮者の福祉の確保	県、福祉関係団体、他市町村・都道府県等
介護保険事業者、社会福祉施設等	・ 避難所、応急仮設住宅等での治療、介護の必要な要配慮者の緊急入所	県、市等

(4) 情報提供

実施主体	対 策	協力依頼先
県、市	・ 要配慮者への的確な情報提供	報道機関、NPO・ボランティア等

(5) 外国人支援対策

実施主体	対 策	協力依頼先
県、市	・外国人の被災・避難状況の確認	外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等
県、市	・多言語支援窓口の設置及び情報提供、相談等の実施	国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等
国際交流関係団体等	・通訳・翻訳ボランティア等の確保	県内外の国際交流関係団体

第24節 建物の応急危険度判定計画

【災害対策本部担当部】 建設部

1 計画の方針

○ 基本方針

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下、「協議会」という）が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき判定活動を実施する。また、り災証明との違いを明確にして市民に誤解を招かないよう配慮する。

(1) 各主体の責務

ア 市民・企業等

応急危険度判定の目的を理解し、被災した建築物の使用に当たっては、判定の結果に基づき余震等による二次災害の防止に努める。

イ 市

(ア) 地震発生時の災害状況等の情報収集を行い、応急危険度判定実施の要否を決定する。

(イ) 実施本部を設置し、判定を実施する。

(ウ) 自力で応急危険度判定が実施できない場合は県に支援を要請する。

(エ) 判定結果の集計を行い県に報告する。

(オ) 応急危険度判定の目的の周知徹底を図る（被災宅地危険度判定調査や住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の地震保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する）。

(カ) 判定結果に対する相談窓口を設置する。

ウ 県

(ア) 市（実施本部）の支援要請により、他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、市が実施する判定活動を支援する。

(イ) 被害が大規模で、他の都道府県の応援が必要であると判断したときは、広域支援本部となるブロック幹事都道府県（以下、「ブロック幹事県」という）に応援を要請する。

(ウ) 判定活動に必要な情報収集を行い、市に情報提供する。

(エ) 民間判定士の災害補償制度の手続を行う。

(オ) 判定結果の集計、整理、記録作成を行う。

エ 国土交通省及び北陸地方整備局の責務

広域支援本部長の支援要請により、他の都道府県の支援本部及び建築関係団体に応援の協力を求め、判定活動の支援調整を行う。

オ 建築士会等の建築関係団体の責務

判定士への情報連絡及び判定士の確保に協力する。

カ 応急危険度判定士の責務

- (ア) 地震発生時の災害状況等の情報提供に協力する。
- (イ) 判定士への情報連絡に協力する。
- (ウ) 実施本部及び支援本部の要請により、応急危険度判定業務を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮策

- ア 応急危険度判定の目的の周知徹底（被災住宅危険度判定調査や住宅被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明）を行う。
- イ 判定結果に対する相談窓口を設置する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
判定士	市 (実施本部)	建築物の被災状況
市 (実施本部)	県 (支援本部)	判定実施の要否、実施計画 判定支援要請の有無及び内容
県 (支援本部)	ブロック幹事県 (広域支援本部)	広域支援要請の有無及び内容 判定拠点までの交通事情等
ブロック幹事県 (広域支援本部)	国土交通省 (全国支援本部)	判定応援要請及び他の都道府県との支援調整要請の有無及び内容
県 (支援本部)	建築関係団体	確保が必要な判定士の数 判定拠点までの交通事情等
県 (支援本部)	市 (被災地以外)	判定士派遣等の要請の内容 判定拠点までの交通事情等

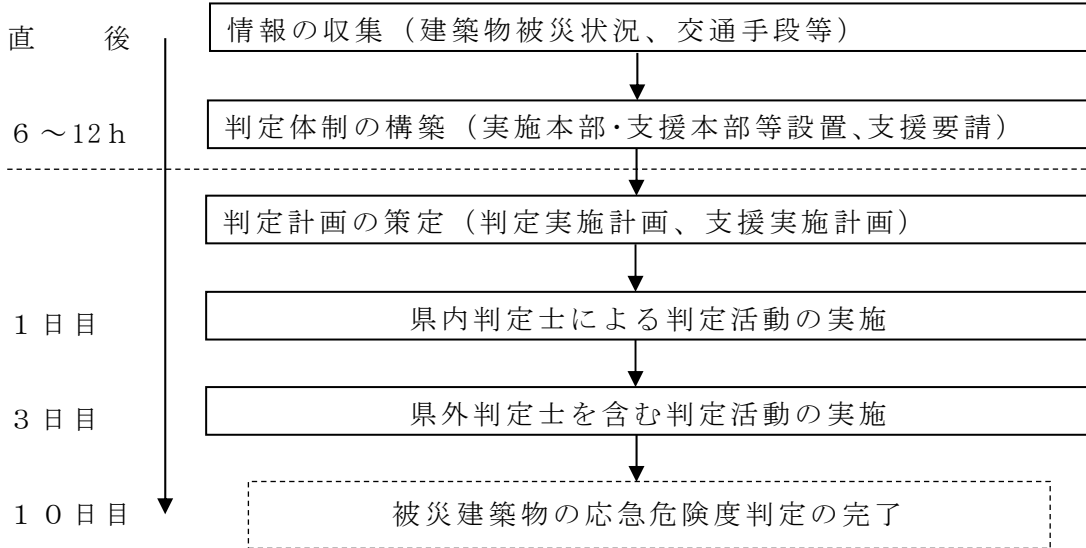
(2) 被災地へ

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
市 (実施本部)	市民	判定実施状況等の広報
県 (支援本部)	市 (実施本部)	支援予定情報 被災地及び周辺の被害状況等

3 業務の体系

応急危険度判定は概ね次の計画を目安とする。判定活動の開始は地震発生の翌日からとし、概ね10日間を目安に判定活動を終了する。

★地震発生



4 業務の内容

(1) 情報の収集

実施主体	対 策	協力依頼先
判定士	・建築物等の被害状況を市に連絡	
市 (実施本部)	・建築物等の被害状況を調査、情報収集の上把握する。 ・得られた情報から、建築物被害の予測を行う。	建築関係団体 県
県 (支援本部)	・被害状況及び交通状況等の情報を収集する。 ・被災市町村への情報提供を行う。	県災害対策本部
国土交通省 (全国支援本部)	・被害状況及び交通状況等の情報を収集する。 ・県への情報提供を行う。	

(2) 判定体制の構築

実施主体	対 策	協力依頼先
市 (実施本部)	・実施本部、判定拠点を設置する。 ・判定コーディネーターを配置する。 ・県に支援要請を行う。	県
県 (支援本部)	・支援本部を設置する。 ・(公社)新潟県建築士会等の建築関係団体の協力により判定士を確保する。 ・その他の市町村に協力を要請する。 ・ブロック幹事県に広域支援を要請する。	(公社)新潟県建築士会 市町村（被災地以外） 国土交通省

		ブロック幹事県
国土交通省 (全国支援本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国支援本部を設置する。 ・ 建築関係団体に協力を要請する。 	建築関係団体

(3) 判定計画の作成

実施主体	対 策	協力依頼先
市 (実施本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判定実施の可否を決定する。 ・ 判定実施計画を作成する。 ・ 地元判定士を参集する。 ・ 住民への周知、広報を行う。 	
県 (支援本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援実施計画を作成する。 ・ 応援判定士の派遣の調整を行う。 ・ 判定資機材等を調達する。 ・ 輸送方法を確保する。 	
国土交通省 (全国支援本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の都道府県の支援本部との応援判定士の派遣に係る支援調整を行う。 	

(4) 判定・支援の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市 (実施本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判定士の受入れを行う。 ・ 判定資機材を判定士に供給する。 ・ 判定士を実施地区に誘導する。 ・ 判定結果を県に報告する。 	
県 (支援本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援判定士の実施本部に派遣する。 ・ 判定資機材を実施本部に提供する。 ・ 判定結果のとりまとめを行う。 ・ 民間判定士補償制度の手続を行う。 	
国土交通省 (全国支援本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援判定士の派遣に係る支援調整を行う。 	
判定士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判定拠点への移動手段、食料、宿泊先等を確保する。 ・ 判定業務を行う。 	

第25節 宅地等の応急危険度判定計画

【災害対策本部担当部】 建設部

1 計画の方針

○ 基本方針

地震発生後、迅速に被災宅地の応急危険度判定を実施し、余震等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。

(1) 各主体の責務

ア 被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）

(ア) 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。

(イ) 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努める。

イ 市

(ア) 大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、被災者等への判定実施の周知を図る。

(イ) 被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を知事に要請する。

(ウ) 宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施し、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

ウ 県

(ア) 市の協力を得て宅地判定士の養成に努め、講習会等を通じながら育成、啓発を行う。

(イ) 市から支援要請を受けた場合は、宅地判定士及び住宅擁壁技術協会に協力を要請する等、支援措置を講ずる。

(ウ) 被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、危険度判定の実施に関して必要な措置を講ずる。

(エ) 市から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。

エ 国土交通省

(ア) 国土交通省は、県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士等を調整し、併せて都道府県及び都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。

(イ) 国土交通省は、県から危険度判定の実施について支援の要請を受けたときは、危険度判定を支援するとともに、都市再生機構等に対して協力を要請する。

オ 宅地擁壁技術協会

知事から要請があった場合は、宅地判定士の派遣等に協力する。

2 情報の流れ

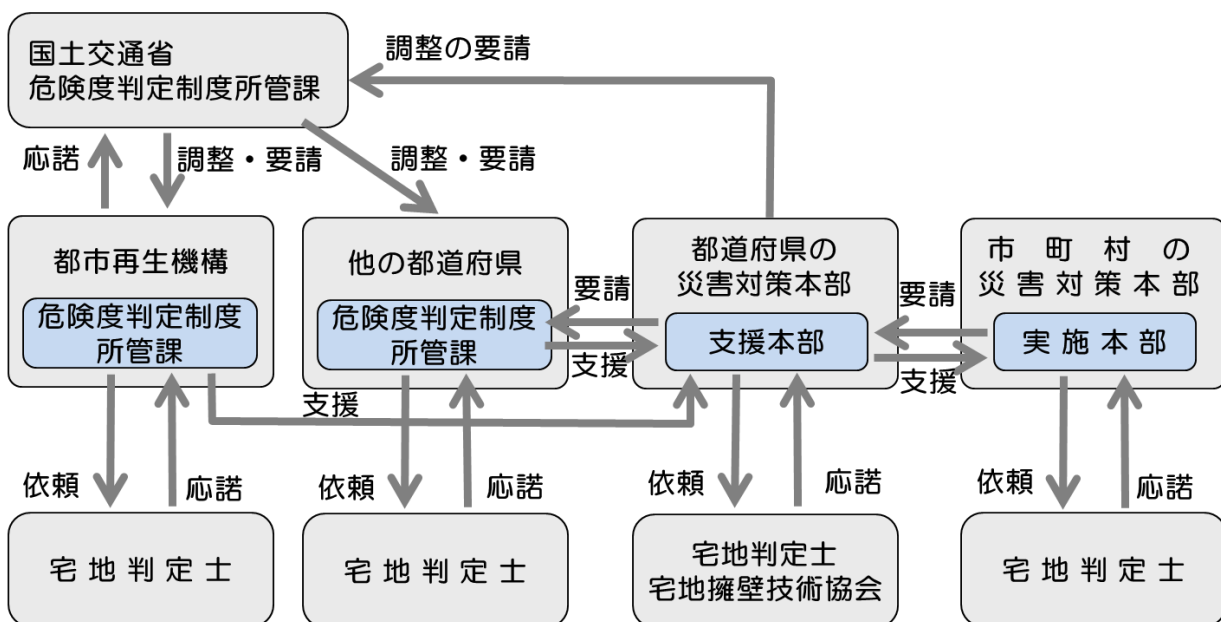
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
宅地管理者(地権者)	市	宅地の被災情報
市	県	宅地の被災情報 被災宅地の危険度判定結果 支援要請の有無
県	国土交通省	宅地の被災情報 被災宅地の危険度判定結果 支援調整要請の有無
県	宅地擁壁技術協会	支援要請の有無

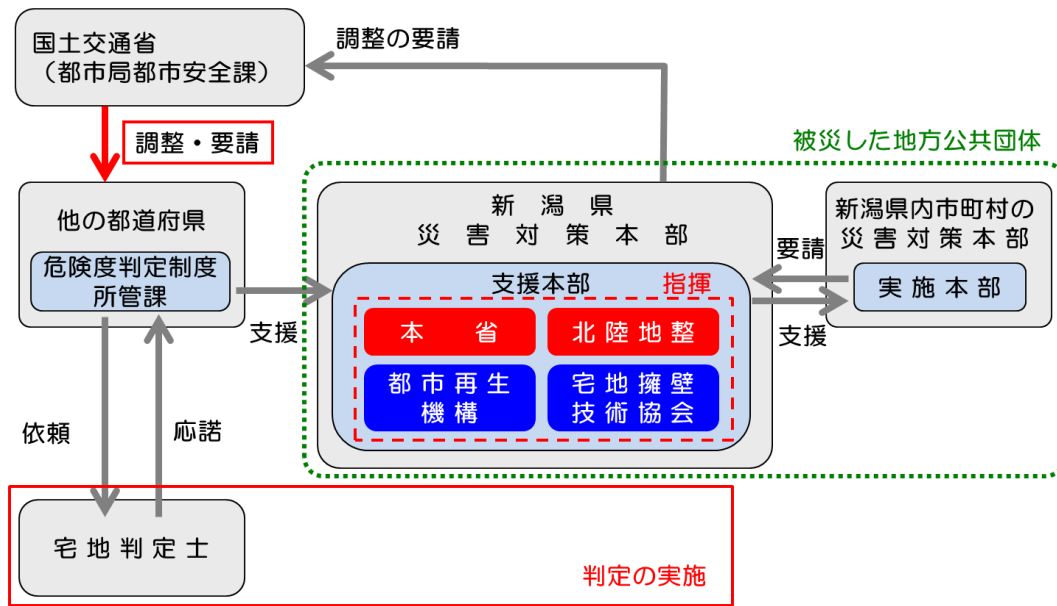
(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
宅地判定士	宅地管理者(地権者)	被災宅地の危険度判定結果
宅地判定士	第三者(通行人等)	被災宅地の危険度判定結果
宅地判定士	市	被災宅地の危険度判定結果

3 業務の体系



【県が市町村支援を行うことが困難な場合】



4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
宅地判定士	・危険度判定の円滑な実施のため、県及び市が行う体制整備に協力するよう努める。	
市	<ul style="list-style-type: none"> ・大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。 ・危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。 ・被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を県に要請する。 ・宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。 ・二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。 ・必要に応じ、判定結果に対する相談窓口を設置する。 	<p>県</p> <p>宅地判定士</p> <p>宅地判定士</p> <p>県</p>
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市から支援要請を受けた場合は、宅地判定士及び宅地擁壁技術協会に協力を要請する等、支援措置を講じる。 ・被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関して必 	<p>宅地判定士</p> <p>宅地擁壁技術協会</p> <p>宅地判定士</p>

	<p>要な措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。 ・国土交通省又は他の都道府県から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講じる。 	<p>国土交通省 他の都道府県</p> <p>宅地判定士</p>
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士等を調整し、併せて都道府県及び都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。 ・県から危険度判定の実施について支援の要請を受けたときは、危険度判定を支援するとともに、都市再生機構等に対して協力を要請する。 	<p>他の都道府県 都市再生機構等</p>